長崎国際大学 自己点検·評価報告書 2017-2018 年度



目 次

基準1	使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
基準 2	学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準 3	教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
基準 4	教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
基準 5	経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
基準 6	内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93

基準 1. 使命・目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
- (1) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 学園の目的については、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第3条に、以下のとおり 明確に定めている。

《学園の目的》

この法人は、教育基本法・学校教育法・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行い、九州文化学園創設の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。

● 大学の目的は、本学園の目的を受けて「長崎国際大学 学則」第 1 条に、学部の目的は第 3 条の 2 に、学科の目的は第 3 条の 3 に、それぞれ以下のとおり明確に定めている。

《大学の目的》

長崎国際大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、学校法人九州文化学園の建学の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。

《学部の目的》

学部は、学部に設ける学科の専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、 感性、人間性を備え、地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研 究上の目的とする。

《学科の目的》

第3条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際観光学科は、観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、まちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (2) 社会福祉学科は、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する。
- (3) 健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する。
- (4) 薬学科は、薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する。
- ●長崎国際大学の建学の理念は、以下のとおり明確に定め、「学生便覧」や大学ホームページ等に明記している。

《建学の理念》

人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに 文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究

● 大学院の目的は、「長崎国際大学大学院 学則」第2条に明確に定めている。人間社会学研究科の教育目的は「長崎国際大学 大学院人間社会学研究科規程」第2条に、健康管理学研究科の教育目的は「長崎国際大学 大学院健康管理学研究科規程」第2条に、薬学研究科の教育目的は「長崎国際大学 大学院薬学研究科規程」第2条に、それぞれ以下のとおり明確に定めている。

《大学院の目的》

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

《人間社会学研究科の教育目的》

人間社会学研究科は、地域に根ざした教育研究を基本とし、社会が求める高度専門職業人及び研究者の養成を行うとともに、観光、福祉及びそれらを基礎とした地域マネジメント領域における研究を行うことを目的とする。

観光学専攻は、観光と観光産業に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、 広く観光関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目 的とする。

社会福祉学専攻は、社会福祉の理論と実践に関する高度な研究及び専門知識の教授によって、広く社会福祉関連分野で社会に貢献しうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

地域マネジメント専攻は、人間尊重の精神に支えられた新たな概念の地域マネジメントに関する高度な研究及び専門知識の教授によって、特に観光学と社会福祉学を基礎としたまちづくりに関し広く地域社会に貢献し、指導者となりうる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

《健康管理学研究科の教育目的》

本研究科は健康管理において指導的立場を担う高度専門職業人の育成を目的とする。 健康栄養学専攻は健康と栄養を中心とした健康管理において中核を担う高度専門職業人の育成を目的とする。

《薬学研究科の教育目的》

本研究科は、薬学の全ての分野において最高水準の教育・研究活動を行い、高度医療を担う薬剤師、生命科学の発展に寄与する研究者および医療行政に貢献する人材を 養成することを目的とする。

医療薬学専攻は医療薬学、社会薬学、育薬学を機軸に最高水準の教育・研究活動を 行い、「医療社会薬学」、「薬物治療設計学」、「予防薬学」および「医療基盤薬学」など の分野で実践的な研究能力を有する優れた先導的医療系薬学研究者(在宅医療研究者、 がん・疼痛緩和研究者、処方設計研究者、予防薬学研究者、育薬研究者、医療行政研 究者等)を養成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

- 前項で示したように、学園の使命・目的、大学・学部・学科の目的、大学院の目的・教育目的は「学校法人九州文化学園 寄附行為」「長崎国際大学 学則」「長崎国際大学 大学院 学則」「長崎国際大学 大学院人間社会学研究科規程」「長崎国際大学 大学院健康管理学研究科規程」「長崎国際大学 大学院薬学研究科規程」において明確かつ簡潔に文章化している。
- これらは簡潔で平易な文章により記述し、学生に向けては「学生便覧」に掲載し、加えて大学ホームページの大学総合における「理念と目標」「目的と 3 つのポリシー」のページにも掲載して、広く周知している。

1-1-3 個性・特色の明示

- 本学の個性・特色は、「全人教育」を旨とする学校法人九州文化学園の建学の精神を基盤とし、一貫して「人間尊重」を理念に据えている点にあり、「建学の理念」「教育の目標」及び「モットー」に表れている。
- ●建学の理念として、「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を掲げている。
- 教育の目標は「1.専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の 育成」「2.地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」「3.異文化を理解し国 際社会に貢献できる人材の育成」としている。
- モットーは「いつも、人から。そして、心から。」である。
- 「建学の理念」「教育の目標」及び「モットー」は「学生便覧」、大学ホームページ等 に掲載し内外に明示している。
- 観光、福祉、医療等の分野で地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成するため、「茶道文化」「学際連携研究」「地域の理解と連携」等を独自の科目として開講している。中でも「茶道文化」については、建学の理念にあるホスピタリティを具現化し、人間教育の実践、伝統文化理解・国際理解及び地域貢献に資する科目となっている。

1-1-4 変化への対応

- 「長崎国際大学 運営会議規則」の審議事項を規定した第 5 条において、第 2 号「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」、第 3 号「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」を明示し、必要に応じて組織・運営の方針の見直しや、見直しに応じた教育目標、計画の策定を行っており、変化に対応できる体制となっている。
- ●年度ごとの事業計画において、「現状分析」「当該年度の大学全体の基本方針」「各組織の目標・方針等」を検討して明記することで、変化に対応した大学運営を行っている。
- 平成 22(2010)年には、改めて各学科の 3 ポリシーの制定を行った。さらに、平成 27(2015)年には、大学全体の 3 ポリシーを新たに制定した。現在の大学及び各学部・学科の 3 ポリシーは、平成 28(2016)年 3 月の学校教育法施行規則の改正に対応して、平成 28(2016)年中に新たに見直しを行い改訂した。以上のように、本学では、社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っている。

- 1-2 使命・目的及び教育目的の反映
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性
- (1) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 建学の理念、教育の目標は、平成 12(2000)年の開学時に人間社会学部を設置するに当たり、認可申請資料中、設置の趣旨に関する項目に記載している。
- 人間社会学部設置時に定められた建学の理念に対する考え方は、平成 14(2002)年の健康管理学部、平成 16(2004)年の大学院人間社会学研究科(修士課程)、平成 18(2006)年の薬学部、健康管理学研究科(修士課程)、人間社会学研究科(博士後期課程)、平成 26(2014)年の薬学研究科の設置を行う際に点検・確認し、各時点において普遍性のある内容と判断して踏襲しながら教授会や理事会に諮り認可申請を行ってきており、教職員や役員の理解を得ている。
- 3 ポリシーについては、平成 28(2016)年 10 月に開催した平成 28 年度第 7 回定例全学教授会において、大学全体の 3 ポリシーを審議して新たに制定するとともに、この全体ポリシーに基づいて、各学部・学科の 3 ポリシーについても見直しを検討し、平成29(2017)年 1 月に開催した平成 28 年度第 10 回定例全学教授会において審議し、改定を行った。
- ●一方、建学の理念、教育の目標等に基づき策定している年度の事業計画に関しては、「年度事業計画 策定作業マニュアル (平成 30 年度版)」を、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、専攻長、事務局長、事務局次長、各課長・室長及び法人事務局長に配布している。このマニュアルの「1.事業計画策定の目的」の中で、「各学部学科、各課等の責任者は、理事長示達を始めとする各種方針、中期計画、前年度の事業計画、中間報告などを再度確認、熟知の上、科・課内にも周知し、部署間とも協調・協働しながら、PDCA を意識して適切に検討する必要」があることを明示し、役員・教職員が関与・参画しながら事業計画の策定作業を行い、理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

- 「学生便覧」等に、建学の理念、教育の目標、モットーを明記し、毎年全学生及び教職員に配布して周知している。
- 大学ホームページの大学総合における「理念と目標」及び「目的と3つのポリシー」 のページに、これらを掲載し、学内外に周知している。
- 学生に対しては、入学時のオリエンテーションの中で、「履修の手引」を使って建学の 理念等について説明している。
- 教職員に対しては、新任教職員に対するオリエンテーション FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)の中で、理事長、学長より、建学の理念等について説明している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

● 平成 27(2015)年度に策定した「学校法人九州文化学園 中期計画 平成 28 年度~32 年度(5ヵ年)」の「現状」において、以下のとおり建学の理念を明示し、計画の策定に反映している。

(抜粋)

(2) 教学改革計画

≪長崎国際大学≫

① 設置校・学部の特徴

一現状一

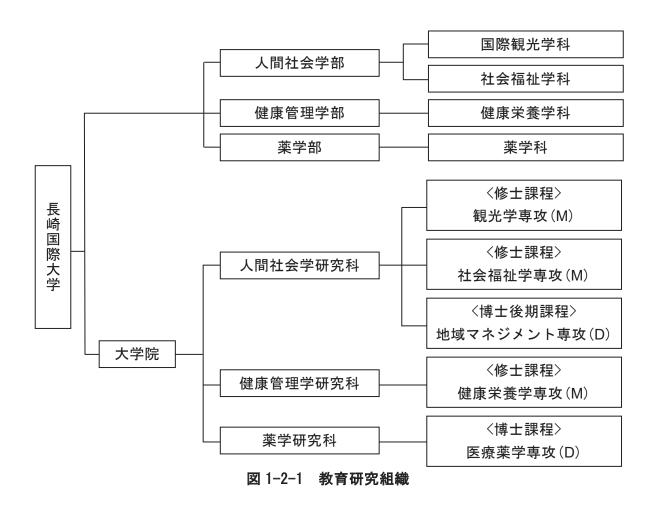
長崎国際大学は、学校法人九州文化学園の建学の精神を基本理念とし、「人間尊重を基本理念に、より良い人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を実現することを建学の理念に定め、「いつも、人から。そして、心から。」をモットーに平成 12(2000)年に設置された。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- 「建学の理念」及び「教育の目標」を反映させて、三つのポリシーを策定している。
- ディプロマ・ポリシーでは、その前文において、「「人間尊重」を基本理念に、「ホスピタリティの獲得」をその具体像とし」及び「ホスピタリティを構成する次の諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を授与」と明記している。
- カリキュラム・ポリシーでは、「A.教育内容」の「初年次教育」の項目において、「大学理念の理解」を明記している。
- アドミッション・ポリシーでは、その前文において、「理念に掲げる人物を育成するために、本学の教育方針を理解」と明記している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- 各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目標を達成するため以下の教育研究組織を構成している。
- 学士課程は3学部4学科から、大学院課程は3研究科5専攻からそれぞれ構成されている。
- 人間社会学研究科では、観光学専攻と社会福祉学専攻では修士号、両専攻の教育内容 を深化させた地域マネジメント専攻においては博士号の学位がそれぞれ取得できる。
- 健康管理学研究科健康栄養学専攻では、修士号の学位が取得できる。
- 薬学研究科薬学専攻においては、博士号の学位が取得できる。



基準 2. 学生

- 2-1 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 平成 28(2016)年 3 月の学校教育法施行規則の改正に伴い、平成 28(2016)年度中に従来の 3 ポリシーを全学的に見直し、平成 29(2017)年度から施行した。
- 3 ポリシーの中でアドミッション・ポリシーに関しては、「本学教育方針の理解」と「主体的な学修」を基本に据えて、これまで策定していなかった大学としてのアドミッション・ポリシーをまず策定し、それに従って各学部・学科のポリシーをそれぞれ見直した。新しいポリシーは、各学部学科が求める入学者について、学力の3要素をより分かりやすく具体的に表現したものであり、平成30(2018)年度以降の入学志願者等に対して、大学ホームページ、募集に係る製作物(「大学案内」「入学試験INFORMATION」「学生募集要項」)には必ず記載し、周知を図っている。また、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問、出張講義等においても直接説明し、本学が求める入学者像の周知を積極的に行っている。したがって、本学では教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知に努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、AO 入試、推薦入試、社会人入試、英 語資格入試、一般学力入試、大学入試センター試験利用入試、編入学試験及び外国人 留学生入試等を実施し、多様な入学生を確保できるよう選抜を行っている。
- 毎年 4 月の入試・募集委員会において、前年度入学試験を総括・分析した結果を踏ま えて当該年度の入試制度の変更を提案し、各学部教授会、全学教授会における承認を 経て「学生募集要項」を作成している。
- 入学試験問題については、全学教授会において入試制度の変更が決定した後に開催する作問委員会において入学試験作問者及び校閲者、作問スケジュールを決定する。
- 平成 29(2017)年度入試から、次の 3 点の制度変更及び新制度導入を行った。
 - ①人間社会学部推薦入試の試験科目を小論文から基礎学力検査に変更し、「特待生及び 減免奨学生」を選抜

健康管理学部・薬学部で前年度から導入し志願者が増加した制度を、人間社会学部にも導入した。従前の小論文の評価においては、成績考課者が複数であり合否判定に問題はないが、特待生・減免奨学生選出については、相対評価の基準に難があるため、基礎学力を問う検査に変更した。これにより、学力の3要素である「知識・技能」をより客観的に評価することができ、特待生・減免奨学生を選抜することで志願者は、人間社会学部公募制推薦A日程では平成28(2016)年度入学生入試9人から平成29(2017)年度入学生入試は21人に増加した。

②一般学力 B 日程において、面接を廃止し全学科 2 科目受験に変更

長崎国際大学

同時期に 3 期 AO 入試で面接を重視する試験の受験機会を保障できることから、一般学力 B 日程での面接を廃止して、人間社会学部及び健康管理学部は試験科目を 1 科目増やし、全学科試験科目を 2 科目とした。これにより、一般学力 B 日程は全学部で平成 28(2016)年度入学生入試 24 人から平成 29(2017)年度入学生入試 33 人へと志願者が増加した。

- ③健康管理学部一般学力入試の「理科」において、「生物基礎・化学基礎」を追加大学入試センター利用入試においても、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」から2科目合算で1科目として選択できることから、一般学力入試においても同様に試験科目として追加し、受験者47人中13人(28%)が選択した。
- 平成 30(2018)年度入試から、新しいアドミッション・ポリシーに沿った入学者を受入れるために、次の3点の制度変更及び新制度導入を行った。
 - ①面接評価票の変更

推薦入試及びAO入試においては、面接評価票を新しいアドミッション・ポリシーに沿ったものに評価項目を変更し、合わせて配点も見直した。

- ②一般学力 A 日程の英語の試験に外部試験のスコアを利用できる方法を採用「高等学校までの知識・技能を活用した学外の活動取組み」の評価として、一般学力 A 日程の英語の試験において、全学部を対象に外部試験のスコアを利用できる方式を採用した。この場合においても本学実施の英語を受験した上で、指定した外部試験のスコアに設定した換算得点と比較して高い方の得点を合否判定に採用する。外部試験スコアを利用した受験生 39 人は全員合格、うち特待生・減免奨学生に選抜された者は34人(87.2%)、これは一般学力 A 日程合格者 (304人)のうち、選抜された者(134人)の割合(44.1%)を大きく上回り、外部試験のスコアを持つ受験生の志願促進につながるものと思われる。
- ③アドミッション・オフィサーの設置 大学改革で求められる入学者選抜体制の充実・強化並びに高大接続の推進のために、 入試・募集センターにアドミッション・オフィサーを置き、入試・募集委員会の構成員とした。これにより、アドミッション・オフィサーが集計・分析したデータに 基づいた入学者選抜の方針・施策の策定及び入試広報戦略等を入学者選抜要項により、反映できるようになった。
- このようにアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方 法で適切な体制のもとに運用し、検証を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 平成 29(2017)年度春季入学者は大学全学部入学定員 455 人に対して 491 人(春季入学定員充足率 107.9%)、平成 30(2018)年度春季入学者 485 人(春季入学定員充足率 106.6%)で、収容定員 2,160 人に対して平成 29(2017)年度 2,196 人(収容定員充足率 101.7%同年 5 月 1 日現在)、平成 30(2018)年度 2,275 人(収容定員充足率 105.3%)と収容定員も満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。
- ◆ 人間社会学部国際観光学科の平成 29(2017)年度春季入学者は 217 人(春季入学定員充足率 124.0%)平成 30(2018)年度 235 人(春季入学定員充足率 134.3%)で、入学者

は年々増加傾向にあり、平成28(2016)年度以降定員を充足している。

- 人間社会学部社会福祉学科の平成 29(2017)年度入学者は 70 人 (入学定員充足率 87.5%)、平成 30(2018)年度入学者は 55 人 (入学定員充足率 68.8%)で、平成 28(2016)・平成 29(2017)年度と充足率は改善の兆しを見せていたが、平成 30(2018)年度は歩留まり率が低く、入学者は大幅に減少した。
- 国際観光学科と社会福祉学科を併せた人間社会学部の平成 29(2017)年度春季入学定員充足率は112.5%、平成30(2018)年度では113.7%となり、人間社会学部としては平成28(2016)年度以降定員を充足している。
- 健康管理学部健康栄養学科の平成 29(2017)・平成 30(2018)年度入学者はともに 85 人 (入学定員充足率 106.3%) であり、定員を充足している。
- 薬学部薬学科の平成 29(2017)年度入学者は 119 人 (入学定員充足率 99.2%)、平成 30(2018)年度入学者 110 人 (入学定員充足率 91.7%) で、この 2 年間は定員を充足できていない状況が続いている。

2-2 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を、以下のように適切に整備・運営している。
- 学修支援を行う組織として、全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会があり、 教職協働により運営している。また、学修支援をより充実させる組織として教育基盤 センターを設置している。
- 全学教育会議は、長崎国際大学及び大学院の教育活動の総合的実施に係る事項について審議する組織である。学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会が選出した委員、事務局長、事務局次長、教務課長、大学評価・IR 室長で構成され、教職協働が発揮される体制となっている。以下の項目について審議している。
 - ①大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制に関する事項
 - ②大学及び大学院の教育の教育課程の編成方針に関する事項
 - ③大学と大学院の連接に関する事項
 - ④高等学校との連携及び連接に関する事項
 - ⑤地域等との連携に関する事項
 - ⑥その他教育に関し必要な事項
- ●⑥については、前年度の大学及び大学院の事業報告及び外部評価者からの評価報告を受け、教育活動の点検・評価を実施している。また、次年度の学長の教育方針に基づいた大学及び大学院教育課程の編成について、各学科に関係する有識者等の外部評価者からの意見聴取を行っている。外部評価者としては、行政、高等学校長、社会福祉士会、病院管理栄養士、佐世保市薬剤師会会長に加え、平成30(2018)年度からは

本学在学生からも意見聴取を行っている。

- 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会から選出された者、学長及び委員長が指名した者、事務職員(事務局長もしくは代務者、教務課長)で構成されており、全学共通教育を推進するため、教職協働が発揮される体制となっている。以下の項目について審議している。
 - ①全学共通教育の実施方針に関する事項
 - ②全学共通教育と専門教育との連携に関する事項
 - ③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項
- 全学共通教育委員会での審議を経た教養教育の教育課程の編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、具体的な学修支援及び授業支援について審議している。特に、平成 28 年(2016)度の 3 ポリシーの策定に伴う全学共通科目の見直し、各学科の卒業要件、「教養セミナー」「ホスピタリティ概論」の内容及び開設方法等について教養教育の視点から審議した。
- 教務委員会は、運営会議において専任教員の中から指名された委員長、副委員長、学科長、各学科から選出された専任教員、及び事務職員(事務局長若しくは代務者、教務課長)で構成され、教職協働が発揮される体制となっている。以下の項目について審議している。
 - ①教育課程の編成に関する事項
 - ②科目の履修に関する事項
 - ③教務に係る学則及びその他諸規程、諸規則の制定・改廃に関する事項
 - ④編入学に関する事項
 - ⑤その他教務に関し、学長が必要と認めた事項
- ◆教務委員会で審議され議決された事項は、学部教授会又は全学教授会において審議・報告される。
- 教育基盤センターは、教学担当副学長をセンター長とし、本学の教員のうちからセンター長が推薦した副センター長、兼任教員、センター長が必要と認めた職員から構成され、教職員並びに本学に関係する者が協働して本学の教育目標を達成するため、学生の学修支援を行うとともに、教育の向上に向けた企画・立案を行っている。
- 教育基盤センターは、学生の支援、教育の質向上に向けた企画・立案を行うために、 ①~④の各部門に部門長を置き次の業務をつかさどる。
 - ①学修支援部門:学生一人ひとりに応じた学修相談及び学修支援
 - ②初年次・共通教育部門:初年次教育及び全学共通教育の企画・運営
 - ③教職等支援部門:教職課程等の資格獲得教育の企画・運営
 - ④評価IR・研修部門:教育改善のためのFD及び職員の資質向上のためのSD等の企画・ 運営並びに授業評価の実施
 - ⑤その他、センターの目的を達成するために必要な事項
- その他としては特に、ラーニング・コモンズの運営に関する事項、初年次教育における「教養セミナー」「ホスピタリティ概論」の授業運営に関する事項、新任教員対象のFD(Faculty Development)開催等についての企画・運営及び教育向上に係わる学会等の開催に携わっている。

- ●「ホスピタリティ概論」「教養セミナー」「茶道文化」については、本学において初年 次教育科目と位置付けられており、本学の基本理念であるホスピタリティの獲得と自 校心の育成にとって非常に重要な科目である。そのため、大学と学生の距離を近くす る工夫として、平成 29(2017)年度より教員と事務職員とが連携し、授業を行うことと した。
- ●「茶道文化」を本学の建学の精神であるホスピタリティを具現化したものであるととらえ、週に1度教職員が共に茶道を学ぶ機会が設けられている。教員が職員に、職員が教員にと茶道の点前を教え合い学び合いながら、一服の茶を楽しむ時間を開学以来共有している。学生が授業で学んでいる茶道を教職員が学ぶことで、学生との共通の話題とすることができている。また、「茶道文化」の授業において、学生が教育補助業務を担っているのと同様に、そこで茶道を学んだ教職員も授業の中において、科目担当者の教育補助業務を担うことにより、教職協働による授業運営がなされている。
- 学生が順調に学修をスタートできるように、教務委員会において各学科・学年別のオリエンテーションの実施を計画・調整している。実施に当たっては、オリエンテーション担当教員と関係部署(教務課、学生課、キャリアセンター、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター、国際交流・留学生支援室)職員が事前に協議し、具体的な実施内容を決めている。特に、新入生については、入学式当日に実施する保護者同伴の各学科のオリエンテーションや全入学生を一堂に集めて実施するオリエンテーションにおいて、配布資料を基に大学の全体像や学生生活等について関係部署の職員が説明を行うなど全面的に関わり、実施している。大学院のオリエンテーションも同様である。

【人間社会学部国際観光学科】

- 学生の円滑な学びをサポートするため、学科の学事委員会がオリエンテーションの企画・運営を担い、毎年、全学年において行っている。
- ゼミ選択の際には、ポートフォリオ上にゼミ活動の詳細とシラバスの提示を行っている。
- 学修不足と思われる学生については、修得単位数の少ない学生と重なるところが多い ため、修得単位の少ない学生について、学科教員が情報を共有するとともに学修指導 を行っている。
- 旅行業務取扱管理者の国家資格取得者を増やすため、前期に週 2 コマ、夏休みに 1 週間の補習授業を行っている。国内旅行業務取扱管理者試験には、平成 28(2016)年度は 81 人受験し 8 人合格(合格率 9.9%)、平成 29(2017)年度は 73 人受験し 20 人合格(合格率 27.4%)、平成 30(2018)年度は 95 人受験し 28 人合格(合格率 29.5%) した。総合旅行業務取扱管理者試験には、平成 28(2016)年度は 14 人受験し 7 人合格(合格率 50.0%)、平成 29(2017)年度は 12 人受験し 3 人合格(合格率 25.0%)、平成 30(2018)年度は 18 人受験し 7 人合格(合格率 38.9%)である。
- 平成 28(2016)年度より、公務員・教養課程を開設した。 この課程は、地域社会に貢献する人材となるための教養や、話す力、計算する力の修得と、公務員試験・一般企業等の筆記試験対策に向けた能力を養成することを目指している。この課程の受講者

は、希望する資格に応じて公務員チーム、教養チーム、日本語能力試験(JLPT)チームの三つから一つを選び、学修することとしている。 当課程で指定した検定試験の受験結果は、次のとおりである。 平成 30(2018)年度は、日本語検定については、2 級を 4 人が受験し準 2 級認定 2 人(認定率 50.0%)、3 級を 16 人が受験し 3 級認定 11 人(認定率 68.8%)準 3 級認定 3 人(認定率 18.8%)である。日商簿記検定については、3 級を 13 人が受験した。サービス待遇検定については、3 級を 13 人が受験した。サービス待遇検定については、3 級を 13 人の受験した。サービス待遇検定については、15 後を 15 人の受験し 15 人の存储(15 各本 15 人の受験し 15 人の存储(15 各本 15 人の表)である。

- 日本語教員養成課程では、平成 28(2016)年度は、独立行政法人国際交流基金が実施している日本語普及支援:海外日本語教育インターン派遣に採択され、4年次生1人が中国(香港)で日本語教育実習を行った。国内の日本語学校及び大学では11人が実習を行った。平成29(2017)年度は海外(韓国)で4人、国内では日本語学校で26人が実習を行った。
- スポーツリーダー資格、健康運動実践指導者、教員免許等の取得者を増やす取組みと して授業以外での特別講座を実施している。これまでの実績は以下の表の通りである。

スポーツ関連	資格取得状況										
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
教員免許状	中学一種免許	1	5	7	8	3	6	11	7	6	6
(保健体育)	高校一種免許	1	5	8	9	6	6	12	7	6	6
スポーツリーダー			5	9	14	12	13	14	16	24	17
健康運動実践指導者			0	0	0	4	0	0	4	4	0

表 2-2-1 スポーツ関連資格取得状況

- 博物館学芸員課程では、必修科目である「博物館実習 A・B・C」のうち、「博物館実習 B」を実施する博物館実習室に設置できる実習作業台は、教室の面積上 4~5 人用の机 3 台が限度であるため、実習 B の受入れ可能人数は最大 15 人程度である。このため実習室の利用を開始した平成 27(2015)年から 1 クラス 15 人を定員とし、大学院生の TA(Teaching Assistant)を各クラス 1 人ずつ配置し、実習の準備、片付け、配慮が必要な学生のサポートを行うなど細やかな指導を実践している。また、留学生の資格取得に対しては、履修留学生のほとんどが中国人留学生であることから、中国語版の実習教本を作成して指導を実践している。
- ホテル経営管理者養成課程では、ホテル経営関連科目の履修、英語力の向上、ホテルビジネス検定の資格取得を目指している。受講者は、平成 28(2016)年度の 11 人から平成 29(2017)年度は 33 人に増加し、検定試験対策として学科教員による勉強会を実施している。その結果、平成 29(2017)年度のホテルビジネス検定 2 級合格者は、前年度の 4 人から 10 人となった。また、平成 30(2018)年度の課程受講者数は、50 人に増加している。
- また、地域貢献の一環として子どもスポーツ教室「チャレンジスポーツ」を平成 29(2017)年 4 月から平成 30(2018)年 5 月まで毎週土曜日に 20 回実施した。

- TOEIC 対策として、前期は「TOEIC 対策 A」の講義、後期は「TOEIC 対策 B」の講義に加えて、TOEIC 対策講座を実施した。12 月の IP TOEIC を平成 28(2016)年度は 56 人、平成 29(2017)年度は 48 人が受験した。
- 留学生授業支援として、更なる日本語能力の向上を意図して、教務課と連携し、授業において日本語教員養成課程学生の SA(Student Assistant)を配置して、漢字や発音指導等を実施している。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科内に国家試験合格支援委員会を設置(委員 4 人、平成 30(2018)年度より 社会福祉士部会 4 人、精神部会 1 人、介護部会 1 人の計 6 人) し、3 国家資格(社会 福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士) 受験に向けた学修支援の体制を整備している。 社会福祉学科では、3 国家資格試験の合格率向上を学科の最重要課題の一つとして位 置付け、下記のような学修支援活動に全学科的に取組んでいる。
 - ①4年次に「社会福祉総合演習」(社会福祉・精神保健・介護)を開講し、3年間の総括的な学修を通して学んだ知識を総点検することで、国家試験合格にもつながる科目として実施
 - ②年4回の外部業者模試、レベルチェックテストの実施とそのフィードバック
 - ③夏季特別対策講座の実施
 - ④課外講座の実施
 - ⑤受験予定者への面談の実施
 - ⑥精神保健福祉士国家試験受験対策では、週に1度程度の学修会を実施これらの取組みにより、平成28(2016)年度卒業生において社会福祉士国家試験18.9%、精神保健福祉士国家試験66.7%であった合格率が、平成29(2017)年度卒業生においては、社会福祉士29.2%(13人合格44人受験)、精神保健福祉士100%(5人合格)(精神保健福祉士合格者は全員社会福祉士とのダブル合格)となり、着実に成果が表れてきている。また、介護福祉士国家資格は平成29(2017)年度より国家試験受験が課され、合格率は100%(7人合格)であった。
- 社会福祉学科及び他学科の学生を対象として、6月から7月の水曜日6限に保育士試験合格支援を行っている。保育士試験科目を8回に分けて学科の教員が担当し、学科専門外の科目においては、他学科及び外部の講師を手配する等のサポートを行っている。
- 社会福祉学科学生支援委員会を設置し、在籍学生の学修面や生活面に対する相談及び サポートを行っている。主に 1・2 年次生を対象に SA 制度により行っている。具体的 には、希望者に対し、国家試験要件科目を中心に週 1 回程度の学修支援等の対応をし ている。また、特別奨学生制度活用学生に対して、学費の減免制度や個別相談等を通 して自立支援のサポートや寄贈教科書の提供を行っている。留学生に対しては、学修 面や生活面のサポートを行っている。また、転学部転学科・編入生に対しては、学修 面のサポートを行っている。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 新学期のオリエンテーションにおいて、1 年次生は学生生活、履修指導及び学修指導について、2 年次生は学修指導と進級判定について、3 年次生は学修指導、臨地実習及び就職活動について、4 年次生は臨地実習に対する再指導、就職活動、卒業試験及び国家試験対策について、必要な自覚を持たせるための内容で実施している。
- ●1年次から4年次までのすべての学生が履修した健康栄養学科の専門科目の成績(合否)を集計して、学生の成績一覧表を作成し、教員全員に配布し、この成績一覧表をもとにして担当学生の学修指導を実施している。
- ●1年次生は、入学後に実施する生物と化学の基礎学力試験の成績に基づいて、「栄養の生物学」及び「栄養の化学演習」のクラス編成を行い、学生の学力に合わせた講義・ 演習を実施している。さらに、化学では、基礎学力試験の成績に基づいて、リメディ アル教育としての演習を正課外で実施して基礎学力の向上に努めている。
- 4 年次生の前期の総括的科目である必修 2 単位の「管理栄養士演習」は、3 年次までの学修内容の復習・確認を目的としているが、国家試験対策を考慮して、正課の 30 回の演習以外に正課外に 23 回の補習を実施して、学生の学修する時間を十分に確保し、学生自身が自分の習熟度を確認できるようにしている。
- 4 年次生の後期の総括的科目である選択 2 単位の「栄養学専門演習」30 回の演習と、 必修 1 単位の「総合演習 II 」15 回の演習は、4 年間に修得した個々の専門知識や技術 を基にして、管理栄養士としての総合的な知識と技術を修得することを目的としてい るが、国家試験対策を考慮して、正課の 45 回の演習以外に、月曜日から金曜日まで 正課外の補習を 200 回程度実施し、学生自身が自分の総合的な知識と技術の修得度を 確認できるようにしている。
- 4 年次生に対して国家試験対策として、国家試験の過去問題 (200 問) の冊子を学生 に前期に 3 冊、さらに夏季休暇に入る前に、同様な冊子を 3 冊配布して、学生自身が 自主学修を行えるようにした。冊子の問題の解答・解説をノートに記載し、終了した ノートは、学生の担当教員に提出し、担当教員が終了の確認をした。
- 4 年次生の後期に、国家試験対策として、1 講時に確認試験を実施し、一定の修得度に達していない学生を対象に、5 講時に確認試験の復習を実施している。
- 原級留置者については、担当教員が学修指導等を含めて対応している。また、2 年次の原級留置者においては、特別措置として上位学年の科目を 4 科目まで履修できるようにしており、留年者の学修状況を踏まえて、担当教員と相談の上、学部教授会で審議して履修科目数を決定している。

【薬学部薬学科】

- 講師以上の教員は 1~4 年次の学生の担任となり、1 学年当たり 3、4 人ずつを受け持ち、履修指導、学修指導、出席状況把握、各学期の定期試験後の個別面談等を行っている。担任は、入学時から 4 年次まで同じ学生を担当するため、単位修得状況や学修成績の推移を把握し、学生の個性や諸活動を理解した上での効果的な学修指導が可能となっている。
- ●1~4年次の各学年に学年主任(各3人)が配置され、4月の学年別オリエンテーショ

- ンでの履修指導、学年全体の学修状況の把握、学年単位での修学対策や連絡等を行っている。また、 $2\cdot 3$ 年次の学年主任は、基礎学力の向上と薬剤師としての資質醸成を目的とした「総合基礎学習 $I\cdot II$ 」の科目をそれぞれ担当している。学年主任は年度進行とともに持ち上がるので、同じ学生を 4 年間担当することになる。
- 平成 27(2015)年度より薬学教育支援センター(現在の正式名称は教育基盤センター学修支援部門薬学分室)を立ち上げ、薬学部専任教員 2 人を常駐させるとともに、20人を非常駐のサポート教員として配置している。本センターの役割は、主に原級留置者に学修支援の場(ラーニング・コモンズ)を優先的に提供することである。本センターの常駐教員は、原級留置者の出席管理、個人カルテの作成、個人面談、特別保護者会の開催等を実施し、学生、担任、保護者と情報を共有することに努めている。また、新しい教育支援方法の開発、実施計画の策定、薬学部教員対象の FD にも積極的であり、PDCA サイクルを意識した教育支援に取組んでいる。
- 薬学部では、薬学教育支援センターの常駐教員とサポート教員の他、学部長、学科長、教務委員会担当者、学生委員会担当者、薬学事務室長が出席する同センターの運営会議を毎月1回開催して、原級留置者の効率的かつ効果的な学修支援について協議している。前項記載の「個人カルテの作成」と「特別保護者会の開催」は、本会議において提案・協議された結果、実施されている取組みである。
- 薬学教育支援センターでは、薬学部教員対象の FD として、平成 28(2016)年 8 月 23 日に摂南大学薬学部 安原智久 准教授を講師として、「TBL で TBL を学ぶ」(TBL: Team-Based Learning)というテーマで、アクティブ・ラーニングに関するワークショップと講演を実施した。全体で 46 人の教員 (内、薬学部教員 34 人) が出席した。
- 平成 28(2016)年度に開設した「総合基礎学習 I」(2 年次生)は、基礎学力向上、学生の自主性・連携を育み、薬剤師としての資質を醸成するため学生間の相互学修(教えあい)を促進する目的で、グループ学修を実施している。また、平成 29(2017)年度には、医療教育プログラムの「臨床体験学習」を本講座に取込んで単位化した。本講座のアンケート結果は好評であり、相互学修促進の一助になっていると考えられる。さらに、平成 29(2017)年度に開設した「総合基礎学習 II」(3 年次生)では、平成 30(2018)年度より、ヒューマニティー、コミュニケーション能力及び多様性理解力の醸成を目的とする参加型医療教育を、地域のステークホルダーを交えて実施することとしている。
- ●1年次科目である「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」「化学演習」「物理・数学演習」は習熟度別に 2・3 クラスで開講し、このうち、「物理・数学演習」「化学演習」は前期未修得者がいる場合、後期にも開講して再履修させ、基礎学力の着実な定着を図っている。2年次科目である「生物学演習」「分析化学演習」「薬品物理化学演習」も習熟度別に編成を行い2クラスで開講し、主要専門科目の学力定着を図っている。
- 6 年間にわたる薬学教育は、基礎薬学、専門薬学、臨床薬学の流れに沿って系統的に 実施されている。この教育の流れの節目に際して、学生が修得した知識・技能を整理 し確実に身に付けるために「総合演習 I」(4年次)、「総合演習 II」(5年次)及び「総 合演習 III A・III B」(6年次)が開講されている。平成 27(2015)年度入学生からは、低

学年時における知識・技能の整理・修得をより確実なものとするため、「総合基礎学習 I」(2年次)及び「総合基礎学習 II」(3年次)を導入している。

- 講義科目で修得した基礎知識の理解をより深める目的で、2・3年次に 11 科目の学内 実習を開講している。また、5年次での実務実習がより円滑かつ効果的に行われるよ う、4年次には前期 2 科目と後期 3 科目の事前学習を組んで実施している。
- ●薬学科では、学生が各自でパソコン、タブレット、スマートフォン等を介して、時間 や場所を問わず CBT(Computer Based Testing)に関係する問題を解答できる CAI(Computer Aided Instruction)システムを平成20(2008)年から導入している。CAI システムは、2・3年次の「総合基礎学習 I・Ⅱ」、4~6年次の「総合演習 I・Ⅲ・Ⅲ A・ⅢB」の随時試験に用いられている。また、4年次のCBT対策課題のほか、夏休み等休暇期間中の課題にも活用している。

【大学院】

- 大学院生には特別研究費(人間社会学研究科・健康管理学研究科)、研究活動費(薬学研究科)により支援している。
- 専門書、洋書を十分に備えた図書館を有しており、社会人の大学院生も利用できるよう 21 時まで開館している。大学院生については貸出冊数・期間も 10 冊 4 週間とし、学部生より長く設定するなどの配慮を行っている。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 観光学専攻では、学生1人に対し主指導教員1人、副指導教員2人からなる論文指導体制を設けるとともに、専攻と教務課が協働し、学生の履修上の相談に応じている。履修状況の確認を定期的に専攻会議において行い、所定の2年間での修了に向けた指導に万全を期している。また、論文審査に向け、仮題目提出・題目提出・中間発表会原稿提出・論文提出の日程、学位論文審査委員会の設置について、専攻会議で審議のうえ実施している。これらの取組みを通じ、計画的・組織的に学生の学修支援を行っている。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 社会福祉学専攻では、学生1人に主指導1人、副指導2人の教員で論文指導体制を入 学時から整えている。教員と教務課は、お互い情報を共有して、学生の入学時の履修 登録指導をはじめ日常の学生の履修相談等に対応している。また、仮題目提出、題目 提出、中間発表会原稿提出、論文提出の期日及び学位論文審査委員会の設置等を設定 し、年間スケジュール表やポートフォリオを用いて専攻会議、教授会において検討し、 計画的・組織的に学生の学修支援を行っている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、主指導教員と 2 人の副指導教員の計 3 人体制で博士論文 作成の指導を行い、3 年課程で学位取得を実現している。
- 博士論文を計画的・効率的に作成するために、2 年次と 3 年次に研究中間発表会を開

催している。また、提出された博士論文は、学位論文審査委員会(主査と2人の副査)において厳正に審査を行っている。なお、学位論文審査委員会は、論文指導教員3人(主指導と2人の副指導)のうち1人が副査に加わり、主査とほか1人の副査は専攻教員から選出することによって、博士論文の審査の公平性と質保証に努めている。

● 大学院生の現地調査及び当該学会発表の旅費等の補助費として、年間 4 万円の特別研 究費を支給し、有効に活用している。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、入学時に特別研究指導の担当教員と綿密な相談を行い、研究テーマと履修する専門科目の特論と演習を決定し履修登録をしている。
- ●1年次生は、毎年3月に開催する健康栄養研究会にて、研究成果の中間報告を行うことを義務付けている。これによって、研究発表の準備・実施方法等を修得し、さらに、研究成果に対して指導教員以外の教員による客観的な評価を受けることで、研究内容の課題に対する解決力の修得ができるようにしている。
- ◆大学院生は、研究指導教員との協議のもとに決定した各自の研究テーマに関して教員の指導を受けながら、自主的に研究に取組み、自ら得た研究データをまとめ、どのようにして研究発表を行うかなどの実践的経験を積むこと、さらに、その研究内容に対して専門家の研究者による評価を受けることで、更なる研究の精度を高めるとともに、研究者になる資質を向上させることを目的に、大学院生の学会での研究発表を推進している。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、4 月教授会にて新入生を含めた研究指導体制が、大学院生の希望する研究内容実施において適切であるかを確認の上、これを確定する。また、学生の履修状況について、修了までに必要な単位修得が可能であるかを教務課と確認している
- 大学院に進学する学生の多くは、経済的支援、また、将来的に薬学教育に携わる人材育成の観点から、入学試験で優秀な成績を収めた学生1人を期限付き助手に任用している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

● 教員の教育活動を支援するために、TA・SA を適切に活用している。TA 制度については、大学院生が、演習科目、実習科目を中心に授業補助や実験・実習補助を行っている。TA の配置科目としては、平成 29(2017)・平成 30(2018)年度については、表のとおりである。採用に当たっては、授業科目を担当する専任教員からの申請を受け、教務委員会の議を経て、学長が決定している。業務内容としては、講義科目については、資料の配布、小テスト等の監督補助業務、実習・演習においては実習補助を行っている。教員の教育活動の支援のみならず、TA が学部生への学修方法のアドバイスを行うなど、学部生にとっては教員とは異なる身近な支援者となっている。また、留学生に対しての授業の補助のみならず、大学生活を送る上での相談相手となるなど重

要な役割を果たしている。

表 2-2-2 TA による学修支援

科目群	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
全学共通科目	「日本語 B」 「アカデミックジャパニーズⅡB」	「茶道文化Ⅰ・Ⅱ」「哲学」 「倫理学」「生涯学習概論」 「コンピュータ基礎演習ⅠA・ⅠB」
人間社会学部 学部共通科目	「キャリア開発 A・C」	「キャリア開発 I・B・C」
国際観光学科 専門科目	「博物館実習 B」	「観光倫理」「日本史」 「博物館概論」 「博物館資料論」 「博物館実習 B」
社会福祉学科 専門科目	「相談援助実習指導 II A・ II B」	「相談援助実習指導ⅡA・ⅡB」 「社会福祉総合演習」
健康栄養学科 専門科目	「栄養情報処理」	「栄養情報処理」

● SAの役割を果たす補助員を授業に配置している。補助員となることのできる学生は、その科目の単位修得者又はそれと同等の資格を有する本学2年次以上の学生であり当該授業科目等を担当する専任教員がSAとしての資質・能力・意欲があると判断した者と定めている。該当科目としては、①茶道文化系科目②スポーツ実習系科目③語学系科目④コンピュータ基礎演習系科目⑤実験・実習系科目⑥その他、必要と認められる科目-としている。平成29(2017)・平成30(2018)年度は、表のとおりである。講義科目においては資料配布やグループワークの補助業務、「コンピュータ基礎演習」についてはパソコン操作の支援・補助業務、「スポーツ実習」「水泳」「陸上」「武道」については学生の安全確保のため監視業務・指導補助業務、薬学科の実習系科目については実習中の学生への個別指導や説明補助等である。また、学部が必要と認める補講、自習活動及び学生による個別学修指導に対しても任用できるとしている。平成29(2017)年度、国際観光学科においては、国際観光学科教員が授業外で行っている旅行業務取扱試験対策講座、平成29(2017)・平成30(2018)年度は社会福祉学科において、1・2年次生で学修支援を希望する者に対して上級年次生が個別指導による学修支援を行っている。

表 2-2-3 SA による学修支援

科目群	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
全学共通科目	「茶道文化」 「キャンプ実習 C」 「コンピュータ基礎演習 I A・ I B」 「教養セミナーA」 「比較文化論」 「日本語入門」	「ホスピタリティ概論」 「茶道文化 I ・Ⅱ」 「教養セミナーB」 「日本事情 II」 「コンピ ユータ基礎演習 I A・ I B」

長崎国際大学

人間社会学部 学部共通科目	「キャリア開発 B・C」	「キャリア開発I・B」
国際観光学科 専門科目	「国際観光論」 「海外観光資源 B」 「陸上」「水泳」「武道」 「器械体操」	「陸上」「水泳」「武道」 「器械体操」
薬学科 専門科目	「物理化学実習」 「衛生薬学実習」 「薬理学実習」 「分析化学・放射線化学実習」 「微生物学・免疫学実習」 「生薬学実習」「調剤Ⅰ・Ⅱ」	「衛生薬学実習」 「微生物学・免疫学実習」 「分析化学・放射線化学実習」 「薬理学実習」 「生薬学実習」
授業以外の 補助業務	・旅行業取扱管理者試験対策講座 ・社会福祉学科 1・2 年次生対象の 補講・自習活動・個別学修指導	・社会福祉学科 1・2 年次生対象の 補講・自習活動・個別学修指導

- ●ポートフォリオシステムでは、学生が授業で作成したレポート等の成果だけでなく、 その取組みのプロセスで学んだ点や気付いた点をポートフォリオシステムに記録し、 授業における事前の課題に関する情報収集等で得た資料の蓄積や管理を行っている。 また、授業後の課題レポートによる授業時間外学修の確保や、確認テストを実施する ことで理解度の把握にも役立てている。なお、教職課程受講者には「教職実践演習」 において到達状況を確認し「履修カルテ」としても活用している。
- リフレクション・カードでは、学生の授業における理解度を把握することができ、出席カードの役割も担っている。リフレクション・カードには、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を記載させることができ、教員は、出席の確認のみでなくその内容等を確認し、次の講義に活かすことができるようになっている。
- 学生の出席状況の把握のため、平成 28(2016)年 4 月より全教室に出席管理システムを導入した。出席管理システムの導入により教員は、担当する科目の学生だけでなくゼミ等で担当する学生の出席を随時、把握することができる。また、出席管理システムだけでなく、これまでどおりリフレクション・カードやポートフォリオ、課題やレポートの提出を併用して出席確認を行っている教員も多い。新入生の保護者には閲覧方法を送付するととも共に、保護者懇談会において利用方法の説明を行っている。学生や教員のみならず、保護者もスマートフォンやパソコン等を使用して出席管理システムから随時出席状況を確認できるため、情報共有することで学修支援に役立っている。
- オフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワーは、全学部・全学科において時間割が確定後、教員が対応できる曜日と時間帯を記載したものを研究室入口や教室掲示するとともに、オリエンテーション時に学生に配布している。また、ポートフォリオに掲載することで、学生は随時確認することができるようにしている。教員は、この時間以外でも在室中はできる限り学生に対応している。設定は、週に1コマの時間となっている。

- ディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティを構成する五つの諸能力の獲得状況を 明確にするためにホスピタリティ・ルーブリックを作成している。学生は、半期ごと に省察と自己評価を行い担当教員による点検評価を受ける。
- 教員は、担当学生との面談を年2回、ホスピタリティ・ルーブリックをもとに実施する。また、面談に当たり単位修得状況、出席状況、進級状況等及び100 冊読書の状況も含めて行う。教員は、面談終了後、面談システムにその面談内容を入力し記録する。学生と面談を行うことで、それぞれの長所を伸ばし、短所を修正するための適切な助言・学修支援を行っている。
- ホスピタリティ・ルーブリックに関しては、学生は教員との面談終了後、各自の自己評価に修正を加え最終評価を記入している。
- 学内にラーニング・コモンズを 4 か所設けており、学生は自由に利用でき、自主学習のための場所となっている。また、教員と学生がプレゼンテーションを行ったり、ディスカッションを行う場としている。可動式の机や椅子を配置し、パソコンの貸し出し、電子黒板・ホワイトボードの使用が可能となっており学生の学修のサポートに寄与している。
- ●年間 GPA(Grade Point Average)1.5 未満の学生については、必要に応じて、履修登録計画表を作成し、履修登録と一緒に提出し、学力向上を図るようにしている。平成30(2018)年度入学生より、GPAが1.0 未満の学期が3期連続し、学業に対する熱意を欠き成業の見込みがないと判断された学生に対して、退学勧告を行う制度を設けた。そのため、1年次生にとっては後期開始時を大学生活及び学修状況を見つめ直す機会と捉えることができ、前期でGPA1.5未満の学生に対しても、教員が必要と認めた場合には、履修登録計画表を作成させ、中途退学、休学及び原級留置への早期対応となるよう支援対策を行っている。
- 教務委員会において、各学科の年度末の卒業延期、原級留置及び健康管理学部、薬学部における標準修業年限内進級者数の推移について共有し、修業年限内での卒業率向上に向けて一層の学修支援を要請し、改善に努めている。原級留置者は、健康管理学部は、平成29(2017)年度10人に対して平成30(2018)年度9人、薬学部は100人に対して75人、卒業延期者は、健康管理学部は5人に対して4人、薬学部は14人に対して13人となっており、健康管理学部では、原級留置者、卒業延期者ともに、学修支援の効果が認められる。また、薬学部においてはSA制度の実施、基礎科目の習熟度別授業の実施、教育基盤センター薬学分室の学修支援等の取組みの効果で、卒業延期者、原級留置者の数を減少させている。
- 薬学部においては、学力向上と学修の継続性の観点から、1~4年次において、原級留置になった学生の履修については前年度の履修成績においてB評価、C評価の科目(薬学実習の事前学習を含む)を再度履修することができることとしており、担任又は学年主任等が原級留置学生への履修指導を行っている。なお、再度履修による評価は、既評価と比べて良い方を履修成績としている。
- 原級留置になった学生に対して、学力向上と学修の継続性の観点から前年度の履修成績に応じて、一学年上の年次に配当されている学科専門科目の履修を健康栄養学科では4 科目まで、薬学科では平成 26(2014)年度以前の入学生は5 科目、平成 27(2015)

年度以降の入学生は3科目まで認めている。

学 年度 1年次 2 年次 5年次 3年次 4 年次 科 健 平成 29 4科目 1人 (2017)1科目 1人 康 2 科目 1 人 栄 年度 養 平成 30 2科目 1人 学 (2018)3科目 1人 科 年度 4科目 2人 1科目 3人 1科目 2人 平成 29 3科目 3人 3科目 1人 (2017)1科目2人※ 4科目1人※ 4科目3人※ 薬 年度 5科目3人※ 5科目4人※ 学 2 科目 1 人 科 1科目 2人 1科目1人 平成 30 3科目 5人 (2018)2 科目 1 人 3科目 4人 1科目 2人 4科目 2人 年度 3科目 3人 5科目1人※ 5科目1人※

表 2-2-4 原級留置者の上級年次配当科目の履修状況

※は平成26年度以前の入学生

- 合理的配慮の提供内容検討会議を経て、学長が配慮の提供内容を承認し、修学上の配慮事項が決定した学生についての教職員間の情報共有については、平成 29(2017)・平成 30(2018)年度の 4 月に教職員全員を対象とした FD・SD(Staff Development)を実施した。該当学生(未成年の場合は保護者)から同意を得た上で、ピア・サポーターを付けて授業を受ける等の修学上の配慮が必要な学生の情報について、教職員全員に対して資料を配布した上で守秘に関する説明を行った。また、教員は指導上必要な学生の情報を学内ネットワーク上で確認することができる。このように必要な情報を共有することで、教職員が連携しながら、該当学生が大学生活で必要とする配慮や支援を行っている。
- 平成 28(2016)年 4 月 1 日の障害者差別解消法施行に伴い、修学上の配慮を必要とする 学生に行うサポートの方法が場面や障がい別に記述された「学生サポートブック〜教 職員ができるサポート〜」を、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員 と同法人に属する長崎短期大学学生支援関係の教職員及び本学キャリアセンター職員 との共同により作成した。平成 28(2016)年 4 月に第 Ⅰ 号【授業編】、平成 29(2017)年 4 月に第 Ⅱ 号【入学前・入学期編】、平成 30(2018)年 4 月に第 Ⅲ 号【卒業・就職活動 期編】を全教職員へ配布した。
- 学生支援 FD・SD として、平成 29(2017)年度は長崎県発達障害者就労支援センターの作業療法士を講師に招き、「配慮が必要な学生への就職支援」というテーマで実施した。平成 30(2018)年度は、京都大学の特定准教授を講師とし、「合理的配慮をめぐる教育の質保証とテクニカルスタンダード」というテーマで実施した。
- 学生生活サポート室では、室員(研修を受けた各学科の教員)が、障がいのある学生 の教科書や資料等のデータ化、アンケート回答の代筆等の支援等、状況に応じて対応

をしている。

- 障がい学生支援の一環として、ピア・サポート制度がある。ピア・サポートとは、仲間(peer)による支援(support)を意味し、パソコン操作や講義中のノートテイク等の修学面、学内の移動や昼食介助等の大学生活面に関するサポートを行っている。平成30(2018)年7月末現在でピア・サポート利用学生は11人(学部生10人、大学院生1人)、登録しているピア・サポーター(支援する学生:有償)は54人となっている。
- ●障がい学生の支援者となるピア・サポーターの育成を目的として、平成 29(2017)年7月に2回、ANA総合研究所の外部講師による「ピア・サポート研修会 2017~初級編~」の研修会を実施し、学生41人が参加した。3月には、長崎大学主催の「パソコンノートテイク研修(基礎)」に、学生10人、教職員4人が参加した。平成30(2018)年度は、4月に2回説明会を行い、5月16日から6月4日まで同じ内容の研修会を4回、その後は個別に説明を行い、全てのピア・サポーター登録者は研修の受講を完了した。また、平成30年度学長裁量経費採択プロジェクト「学生のホスピタリティを育むユニバーサルキャンパスづくり」の一環として、8月に長崎大学と九州大学、9月には東京大学へ、バリアフリーマップとピア・サポート制度について、ピア・サポーター(学生)と教職員で研修参加や視察を行った。今後は、それらを参考として本学のバリアフリーマップを作成する。また、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター内に、平成30(2018)年度から、ピア・サポート学生組織を立ち上げた。
- 平成 29(2017)年度九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク Q-conference2017 ポスターセッション (12月 16日福岡工業大学) において、「長崎国際大学におけるピア・サポート体制について」の発表を行い、ピア・サポーター及びサポート利用学生計 4人と教職員 4人、保護者 1人が参加した。

【人間社会学部国際観光学科】

● 国際観光学科の博物館学芸員課程では、「博物館実習 B」は 15 人定員の少人数による クラスを編成し、各クラスに大学院生の TA を配置している。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科の専門科目のうち、実習計画書及び実習報告書の作成等において、担当 教員に加えて、実際に実習を行った経験がある大学院生を TA として配置し、TA から のアドバイスにより、実習に対する学生の不安等を軽減するなどのサポートを行って いる。
- 社会福祉学科の専門科目である「社会福祉士相談援助実習」の配置において、障がい学生の実習が円滑に行われるため、障がい学生本人の同意の上、本学のキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターを通して実習先施設に配慮事項の情報提供内容を行い、実習先の配慮のもとで実習を行っている。本取組については、日本学生支援機構の「平成29年度障害学生修学支援実態調査・分析合同ヒアリング」の対象校として選ばれ、合同ヒアリングの場で報告した。

【健康管理学部健康栄養学科】

● 基幹科目である「栄養情報処理」において、担当教員の依頼のもと大学院生を TA として活用している。

【薬学部薬学科】

- 薬学部では、学内実習において 5・6 年次生を SA として活用しており、その実績は「物理化学実習」(平成 29(2017)年度 2 人)、「衛生薬学実習」(平成 29(2017)年度 1 人、平成 30(2018)年度 2 人)、「分析化学・放射線化学実習」(平成 29(2017)年度 4 人、平成 30(2018)年度 9 人)、「微生物学・免疫学実習」(平成 29(2017)年度 9 人、平成 30(2018)年度 8 人)、「薬理学実習」(平成 29(2017)年度 8 人、平成 30(2018)年度 5 人)、「生薬学実習」(平成 29(2017)年度 4 人、平成 30(2018)年度 5 人)、「調剤 II」(平成 29(2017)年度 3 人)、「調剤 II」(平成 29(2017)年度 3 人)である。
- 薬学部においては、科目単位修得者のうち優秀な上級年次学生を選出し、SA による授業の補習を行っている。受講は希望制としているが、成績不振の学生については教員(主に担任)から受講するよう促している。平成 29(2017)年度は、「生化学 I」「薬理学 I」「薬品物理化学 I」等 25 科目において実施され、前後期で延べ 37 人の SA により延べ 90 人の学生が学修支援を受けた。被支援学生のアンケートの結果、極めて好評なことから、今後も継続すべき取組みと考えている。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 平成 30(2018)年度において、観光学専攻としての TA の採用は行っていない。大学院生の研究能力の更なる向上及び後輩に対する学修支援の観点から、次年度以降、採用を検討する。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 教員の講義を補助する大学院生の TA を採用 (平成 29(2017)年度 3 人、平成 30(2018) 年度 2 人) している。担当は「相談援助実習指導 I・Ⅱ A・Ⅲ B」「卒業研究」「社会福祉総合演習(福祉共通・福祉専門・精神)」、多人数科目の「心理学」「社会学」「学際連携研究」等で、実習計画書の作成や国家試験対策等、学部時代の学修経験を活かして学修支援の効果を高めている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 教員の教育活動を支援する TA を積極的に採用(平成 29(2017)年度 2 人)して、大学院生の研究能力及び後輩に対する学修支援能力の向上という面で効果を高めている。なお、平成 30(2018)年度は地域マネジメント専攻の TA 希望者がいなかった。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

● 平成 30(2018)年度まで、健康栄養学専攻としての TA の採用は行っていない。健康栄養学科において、栄養情報処理の科目において、大学院生が TA として採用されている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 平成 30(2018)年度まで、医療薬学専攻としての TA の採用は行っていない。

2-3 キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備 (1) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
- ●インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備している。
- キャリア支援の全学的な体制としては、各学科から選出された専任教員と事務職員で 就職委員会が組織され、毎月1回定例会議を開催し、学生の就職・進学に係る企画立 案に関する事項、学生に対する就職・進学の指導及び相談に関する事項、就職先企業・ 職場の開拓に関する事項、学生の就職・進学に係る情報収集及び公開に関する事項、 就職・進学ガイダンスの開催に関する事項、就職に関する特別講座・講演会等の開催 に関する事項 就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関する事項について審議し ている。また、委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長 に報告されることとなっている。
- キャリア支援を実施する事務組織として、キャリアセンターを設置して、センター長 1 人、職員 4 人を配置、学生への個別指導・助言、各種セミナーの企画・実施、ガイ ダンスの開催、採用情報の提供等に関する各種キャリア支援に取組んでいる。また、 学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導 業務は、キャリアセンターで随時対応している。学生の利用状況は、表 2-3-1 キャリ アセンター来室者統計表のとおり、3,000 人を超えている。このように、就職・進学 に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

表 2-3-1 キャリアセンター来室者統計表

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	3,650 人	3,548 人	3,620 人

● 平成 28(2016)年度の就職希望者数に対する就職率は 97.8%、平成 29(2017)年度は 95.8%と 90.0%以上の水準を維持している。また、学科別・業種別(本学独自分類) 進路は表 2-3-2~表 2-3-5 のとおりである。国際観光学科は 34.0%が観光関連分野、社会福祉学科は 75.6%が福祉関連分野、健康栄養学科は 68.0%が栄養関連分野、薬学科は 100.0%が医療分野にそれぞれ就職している。

表 2-3-2 人間社会学部国際観光学科就職状況

区	分	旅行•宿泊	テーマパーク・娯楽	卸売・小売	教育・公務	その他	就職者 合計	進学
平成 27	7 年度	26 人	7人	30 人	16 人	43 人	122 人	3 人
平成 28	9年度	25 人	10 人	35 人	10 人	57 人	137 人	5 人
平成 29	9年度	31 人	7人	43 人	14 人	66 人	161 人	8人

表 2-3-3	人間社会	学部社会	福祉学科就	光
1X L U U			181111111111	ルルルンヘンし

区	分	老人福祉 施設	病院	障害者福 祉施設	児童福祉 施設	社協	その他	就職者 合計	進学
平成 27	年度	12 人	8人	3 人	3 人	2 人	19 人	47 人	2 人
平成 28	年度	13 人	4 人	4 人	7人	0 人	16 人	44 人	2 人
平成 29	年度	15 人	8人	6人	6人	0 人	21 人	56 人	0 人

表 2-3-4 健康管理学部健康栄養学科就職状況

区分	病院·福祉 施設	栄養士 委託業	食品メーカー	教育	その他	就職者 合計	進学
平成 27 年月	至 26 人	21 人	2 人	4 人	15 人	68 人	0 人
平成 28 年月	17人	30 人	4 人	4 人	16 人	71 人	4 人
平成 29 年月	图 27 人	15 人	0 人	2 人	19 人	63 人	4 人

表 2-3-5 薬学部薬学科就職状況

区 分	病院薬局	調剤薬局	その他	就職者合計	進学
平成 27 年度	26 人	35 人	5 人	66 人	1人
平成 28 年度	23 人	31 人	2 人	56 人	2 人
平成 29 年度	27 人	46 人	1人	74 人	1 人

- 教育課程外の取組みとして、キャリアセンターでは企業団体等のパンフレット、求人情報等の就職や進学に関わる情報を収集・提供している。また、ガイダンス情報、各種特別講座の開講情報、求人情報については、ポートフォリオやメールでも必要な情報を提供している。
- キャリア形成支援として、全学部学科生を対象として「キャリコレ」と称しセミナーを 実施している。平成 29(2017)年度は、「身だしなみ(マナー)講座」「メイクアップセ ミナー」等、合計 2 回実施し 41 人の参加者があった。さらに、業界ごとの仕事の魅 力・醍醐味を理解させるために、業界人を招き「仕事の魅力発見セミナー」を 7 回実 施した。
- 学生の資格取得支援として、「サービス接遇検定準 1 級試験対策講座」を実施している。平成 27(2015)年度は 12 人、平成 28(2016)年度は 14 人、平成 29(2017)年度は 2 人の合格者であった。
- 学生の就業体験として、長崎県経営者協会と連携し教育課程外のインターンシップを 実施した。春休み・夏休みの合計 2 回募集を行い一人ひとりの希望を聞きながら将来 のキャリアプランを考慮した最適なインターンシップ先の紹介を行った。インターン シップの前後には、事前・事後指導を実施し、実務経験を通したキャリア意識の醸成 を支援している。参加人数は、表 2-3-6 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移の とおりである。
- 就職支援として、学生と企業の接点を増やすことを目的に学内企業説明会を実施している。平成 27(2015)年度には 33 回実施し 32 社、平成 28(2016)年度は 31 回実施し

29 社、平成 29(2016)年度には 33 回実施し 32 社が参加した。また、福岡地区で毎年開催される業者主催の合同企業説明会への参加では、無料送迎バスを手配しキャリアセンター職員が引率することで学生の参加促進を図っている。平成 28(2016)年度には合計 7 回 298 人、平成 29(2017)年度は合計 7 回 230 人が参加し就職支援に寄与した。また、平成 27(2015)年度より採用試験の中心となっている福岡に学生が就活時の休憩や荷物預け、個別相談やパソコンを利用しての情報収集ができるサテライトキャンパスを設置し学生の就職活動支援を継続している。

● 平成 29(2017)年度の就職支援として、学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に取組む上での必要事項を周知することを目的に、人間社会学部・健康管理学部の3年次学生を対象に11月から12月の期間で学科ごとに各5回合計15回の就職ガイダンスを実施した。参加人数は、表2-3-6就職支援に関わる各講座の参加人数の推移のとおりである。学科ごとに実施することで参加者が大幅に増加した。また、薬学部5年次の就職ガイダンスを2月に実施し、5年次の全学生が参加した。

	Ato. 1242 4 124 1	H HI 1 2 15-1 1351	·- ·>
区分	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
リーダー研修	21 人	10 人	_
仕事の魅力発見セミナー	135 人	138 人	239 人
インターンシップ	31 人	34 人	7人
就職ガイダンス	534 人	632 人	630 人

表 2-3-6 就職支援に関わる各講座の参加人数の推移

- 毎年、10 月に実施される保護者懇談会では、保護者の就職に対する意識改革や本学が 取組んでいるキャリア教育への理解と学生の就職活動を支援してもらうため、「就職に ついての説明会」を実施している。
- 企業訪問は、キャリアセンター職員により、卒業生の受入れ企業、団体を中心に学科の特性に合致する企業約 50 社をピックアップし実施している。併せて、企業が求める人材像のヒアリングを実施している。
- 大学として教員の学生との面談力の強化を目的とし、これからの社会を見据えた大学教育の在り方を理解し、学生の自立心を高める支援者となるため自らの在り方を明確にするビーイング研修、傾聴・質問・承認等の各技法を用いて学生のやる気や能力を引き出すコーチング研修を実施した。また、学生の主体的な学びを支援するアクティブ・ラーニング研修を実施し、FDとしている。
- キャリアセンター内に就職活動に必要な書籍・資料を揃えている。さらに、パソコンを常時3台設置し、就職関連情報の検索ができる環境を整えた。また、図書館の一角に「就職活動」のコーナーを設け、200 冊以上の関連書籍を配架していつでも自由に利用できる環境を提供している。
- 留学生のキャリア支援強化を実施した。留学生担当職員を設置し、企業開拓、グローバル検定の導入、留学生対象の就職ガイダンスの実施及び個別面談を強化した結果、留学生の卒業生に対する国内就職率は平成 27(2015)年度は 58.8%、平成 28(2016)年

度は65.6%、平成29(2016)年度は57.8%と高い水準で推移している。

- 教育課程内については、全学科において「教養セミナー」、国際観光学科及び社会福祉 学科においては学部共通科目として「キャリア開発」、健康栄養学科においては「健康 栄養入門」、薬学科においては「薬学入門」において、職業観の育成や社会人基礎力を 身に付ける教育を行っており、キャリアデザインについての学修や早期体験学習等、 各学科の特色に合わせた内容を実施している。
- 全学共通科目の「学際連携研究」「地域の理解と連携」「在宅医療概論」については、 複数の学科の教員、ゲストスピーカーによるオムニバス等で運営している。「学際連携 研究」は他の専門分野・他職種等との連携、「地域の理解と連携」はテーマを「いのち」 と「市民の一員としての地域との関わり」とし地域理解・地域連携を学び、「在宅医療 概論」は専門職種の役割とその連携の重要性について他学科の学生と交流しながら、 各学科の専門分野や考え方の多様性、専門職種の役割とその連携について学んでいる。

【人間社会学部国際観光学科】

- 4 月の学年別オリエンテーションにおいて、就職に関する説明を行い、本学の学生の 就職支援や就職を考える上で必要となることを学年別に分けて段階的に示している。
- 学内で学んだ理論と実践の有機的結合を図り、観光を総合的に学ぶため、「インターンシップ A・B」「地域連携活動 I A・I B・II A・II B」「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「語学研修 A・B」「海外留学」を開講している。なお、学生の多様な学びに対応するため、これらは選択必修科目としている。
- インターンシップを運営するため、実習委員会を設けている。実習委員会は、長期インターンシップ担当と短期インターンシップ担当に分かれている。長期インターンシップは実習委員を中心に運営を行い、短期インターンシップは実習先が多様な業種、企業に及ぶため、「インターンシップ A・B」を担当する実習委員が全体の調整を行い、各実習先にそれぞれ学科内の担当教員をおいて選考段階から連携し実施している。これらの委員会の運営により、正規の教育課程として円滑にインターンシップの実施がなされている。
- ●講義・実習科目である「観光研修」「地域連携活動」は、現場の実践的な学びを修得するものであり、キャリア形成の一助となる。これらの科目を運営するため、研修・地域連携委員会を設けている。研修・地域連携委員会は、「国内観光研修 A・B・C・D」「海外観光研修 A・B・C・D」「語学研修 A・B」を担当する研修担当と、「地域連携活動 I A・I B・II A・II B」を運営する地域連携活動担当に分かれている。これらの委員会の運営により、円滑に「観光研修」「地域連携活動」の実施がなされている。
- ●職業人としての意識を持たせることを目的としてホテル・旅館、旅行会社、公的機関等において行う2週間の「インターンシップ A・B」(平成29(2017)年度実績参加者数29人、平成30(2018)年度参加者数38人見込)及びハウステンボス、ホテルオークラ29(2017)年度実績参加者数28人、平成30(2018)年度参加者数14人見込)を開講し、JRハウステンボス、ニュージーランドにおいて行う「長期インターンシップ」(平成いずれの科目も2年次から履修することができる。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、学科内就職委員会を設けて、学生のキャリア教育に関する取組みを強化している。具体的には、4 月に実施するオリエンテーション時に、1 年次には「大学での学び、社会福祉学科での学び、取得可能資格等」の講話を通してキャリア教育を意識して行っている。2 年次は「2 年生の学び」の中で「3 年生の進路選択を行う時期」の講話を通してキャリア教育を行っている。3・4 年次には学科内就職委員による「就職について」の講話等を通して就職支援を行っている。
- 学科内就職委員会の取組みとして、キャリアセンターとの協働により「平成 29(2017) 年度キックオフセミナー」を開催し、福祉法人の説明会を学科の 3・4 年次の学生を対象に就職支援を行っている。また、平成 30(2018)年度には、キャリアセンターと協働で「社会福祉学科合同企業説明会」を企画し、福祉関係の計 11 か所の行政・社会福祉法人・病院等に呼びかけ、就職支援の強化を図っている。平成 30(2018)年度は、3 年次生 57 人(83%)、4 年次生 41 人(73%)、他学科 1 人の合計 100 人が参加した。
- キャリア教育の一環として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格の指定科目に応じて、表 2-3-7 人間社会学部社会福祉学科実習状況のとおり 2 ~4 年次を対象に学外実習を行う。実習に当たっては、まず学内にて事前に施設に関する学修を行った上で、相談援助実習の場合は事前準備として、各施設の見学実習を行い、介護実習・精神保健福祉援助実習は実習先への事前訪問を行う。また、各実習担当教員より実習計画の作成や実習ノートの記入に関する指導を受ける。実習実施期間中は、各施設所属の実習指導者が指導に当たり、本学実習担当教員も巡回指導するか、或いは学生が帰校して、教員の指導を受ける。

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
相談援助実習	3 年次	180 時間(23 日間)	老人福祉施設、病院・医療機関、社会福祉 協議会、児童福祉施設、障害福祉サービス を行う施設
介護実習	2~4年 次	450 時間(2年次23日間、 3年次11日間、4年次23日間)	老人福祉施設、障害福祉サービスを行う施 設、在宅介護事業所
精神保健福祉援助実習	社210 時間 (27 日間)4 年次*「相談援助実習」を履修済みの学生は免除		病院・医療機関、障害福祉サービスを行う 施設

表 2-3-7 人間社会学部社会福祉学科 実習状況

● 全学共通科目である「教養セミナーB」の科目において、社会福祉学科の 1 年次生を対象に実際の福祉現場に触れるフィールドワーク等を通して、社会福祉分野への関心を高め、自分のキャリアについてのイメージを高めることを目的とする授業を行っている。

【健康管理学部健康栄養学科】

●1年次生に対して、基礎科目である「健康栄養入門」2単位の講義において、管理栄養士の業務内容、職業倫理について講義し、さらに、ゲストスピーカーとして行政栄

養士や病院の管理栄養士の方による管理栄養士の業務についてのお話をして頂いている。また本学卒業生の就職先等を紹介して管理栄養士の資格は、医療職以外の分野でも活躍できる資格であることを学生に周知させている。

- 学科とキャリアセンターと共同による外食企業、委託給食企業、ドラッグストア、調 剤薬局、食品企業等の企業の参加のもと企業説明会を実施している。
- 1・2 年次生では、在宅医療・福祉コンソーシアム長崎での体験学修を実施した。3 年次生では、長崎インターシップ協会主催のインターシップに参加を促して夏期と春期に学生が参加している。
- 3・4 年次生は、学外実習(臨地実習)が必修となっている。臨地実習科目としては「臨地実習 I (給食の運営)」「臨地実習 II (給食経営管理)」「臨地実習 III (公衆栄養学)」「臨地実習 IV (臨床栄養学)」を開講し、学内で学んだことをもとに、学校、病院、福祉施設、保健所、事業所等で合計 4 週間以上の実習を行う。実習に際しては、各施設所属の管理栄養士が直接指導に当たり、本学教員が各実習施設を訪問・挨拶し、指導を担当している管理栄養士及び実習生と面談して、実習状況の確認をしている。また学生は事前に実習予定施設を訪問し、実習施設の概要等を把握するとともに、施設の指導担当者と実習施設に関する指導を受ける。表 2-3-8 に健康管理学部健康栄養学科実習状況を示す。

実習名 対象年次 実習期間 実習施設 学校(小学校)、自衛隊、介護老 臨地実習 I (給食の運営) 3·4年次 45 時間 人保健施設、病院、事業所 学校(小学校)、自衛隊、介護老 臨地実習Ⅱ(給食経営管理) 3・4 年次 45 時間 人保健施設、病院、事業所 保健所、市町村保健センター 臨地実習Ⅲ(公衆栄養学) 3·4年次 45 時間 臨地実習IV (臨床栄養学) 3·4 年次 45 時間 病院、介護老人保健施設

表 2-3-8 健康管理学部健康栄養学科 実習状況

【薬学部薬学科】

● 教育目的に掲げる「医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師」の育成に向け、薬学生の幅広い進路と各職業の社会的役割を理解するとともに、薬剤師に求められる資質を醸成し、薬剤師の職能を身に付けるため、1年次から医療教育プログラムを実施している。具体的には表 2-3-9 薬学部薬学科医療教育プログラムのとおりである。また、そのレポート等を成果物として、平成 27(2015)年度入学生より「医療人育成のためのポートフォリオ」に保管して、学生自身の振返りと卒業省察に活用することしている。

表 2-3-9	薬学部薬学科医療教育プログラム
4X	无干叫无干性必须收日之日之之4

医療薬学プログラム名	対象 年次	実習·学習 期間	実習・学習施設
薬学入門	1年次	前期	学内 (学外講師を含む)
早期体験学習	1年次	4日間	病院、保険薬局、行政機関、介護施設
臨床体験学習	2 年次	1日間	病院
医療倫理教育	3年次	1日間	学内 (学外講師を含む)
参加型医療教育(寄付講座)	3年次	1日間	学内 (学外講師)
薬学実務実習事前学習	4年次	前期·後期	学内 (学外講師を含む)
地域の期待に応える実践活動	4 年次	1日間	学内(学外講師、同窓生、地域行政関係者)
薬学実務実習	5年次	22 週間	病院(11 週間)、保険薬局(11 週間)
施設訪問研修 (寄付講座)	5年次	2日間	製薬企業、医薬品卸販売会社、調剤薬局

- 医療教育プログラムとして、1 年次は「薬学入門」において病院、薬局、製薬会社で 活躍している医師、薬剤師等を講師に迎える授業を、また、「教養セミナーB」におい て薬局、病院、介護施設等を見学する早期体験学習を行っている。2 年次は、平成 28(2016)年度に開設した「総合基礎学習 I 」において夏季休業中に本学法人系列の長 崎リハビリテーション病院で臨床体験学習を行っている。3年次は、平成29(2017)年 度に開設した「総合基礎学習Ⅱ」において医療倫理教育と、東洋医学の観点から薬剤 師の職能を考える参加型教育(寄付講座)を行っている。4 年次は、5 年次に実施さ れる薬学実務実習に備え、基礎的な知識を整理し、臨床現場における理解力・判断力・ 問題解決能力を醸成するための事前学習科目「調剤Ⅰ・Ⅱ」「生物薬剤」「処方箋解析」 「総合実習」を開講している。また、「総合演習Ⅰ」において、地域医療の問題点につ いて地域で働く薬剤師とともに SGD(Small Group Discussion)を行い、コミュニケー ション力と協働・課題解決力を養う地域の期待に応える実践活動を行っている。5年 次は、医療の現場において薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人として の職業倫理や責任感を身に付けるための「病院(実務実習)」「薬局(実務実習)」(各 11 週間)が実施される。また、「総合演習Ⅱ」において、医薬品流通の仕組みをより 深く理解するため、製薬企業、医薬品卸販売会社及び調剤薬局への施設訪問研修(寄 付講座)を行っている。
- 平成 29(2017)年度の教育課程外の就職・進路指導では、4 月に就職オリエンテーションを実施し、6 年次生への就職活動に関する事務手続きの周知及び 5 年次生への本学の就職支援・就職活動の流れと学内就職関連行事についての情報提供等を行い、1 月と2 月には5 年次生に就職活動開始直前講座を3回実施した。
- 平成 30(2018)年 3 月に開催した 5 年次生対象の学内合同就職説明会に 131 の病院・薬局等の事業所の参加があった。また、平成 30(2018)年 3 月に開催した 1~4 年次生対象の卒業後の進路を考えるセミナーに約 100 の病院・薬局・製薬会社等の事業所の参加があった。

● 5 年次生は、「病院(実務実習)」「薬局(実務実習)」(各 11 週間)の学外実習が必修となっており、医療の現場において病院薬剤師と薬局薬剤師から直接指導を受け、薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人としての職業倫理や責任感を身に付ける。

【大学院】

●大学院においては、指導教員が大学院生の就職に対して相談等を受けるとともに、キャリアセンターにおいて、学生への個別指導・助言、採用情報の提供等を行っている。また、学生の相談や履歴書・エントリーシートの添削、面接指導等の就職全般の相談・指導業務についても、キャリアセンターで随時対応している。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- 学生サービス・厚生補導のための組織として学生委員会が設置されており、「長崎国際大学 学生委員会規程」に基づき原則月 1 回定例開催しており、必要に応じて臨時開催するなど適切に機能している。また、事務組織として 6 人が配属される学生課が同委員会を所管し、かつ、日常の学生サービスや厚生補導に係る業務を行っている。
- 学生の海外留学や海外研修、留学生を支援するための組織として国際交流委員会が設置されており、「長崎国際大学 国際交流委員会規程」に基づき原則月1回、定例開催している。また、留学生の学修指導・生活相談や在留資格手続き等に関する事項及び国際交流事業推進のために、教職員が一体となって組織された国際交流・留学生支援センター及び事務組織である国際交流・留学生支援室が設置されている。
- 上記に加えて、新入生に配布する「学生便覧」を編集作成し、4 又は 6 年間の学生生活を送る上で必要な情報の提供に努めている。
- 学生委員会では学生サービス向上のために、独自に小委員会を組織している。例えば、 駐輪場の増設、学食メニューの改善、タバコポイ捨て対策、卒業アルバム制作を各小 委員会で検討し、学生委員会において審議している。
- 学生課が所管する委員会としては、学生委員会と並び、学生が自発的にボランティア 活動へ参加する機会提供とリスクマネジメントを所掌するボランティアセンター運営 委員会、ハラスメントの防止と事案に対する適切な対応を所掌するハラスメント対策 委員会が別途組織されている。
- ●本学では、寮を設置し、居住面における学生支援に努めている。具体的には、女子学生の比率が約53%(平成30(2018)年5月現在)と比較的高いことから、大学女子寮「チューリップハウス(1棟80室)」、近隣のマンションを指定女子学生寮とした「ブルーメンダールマンション(1棟120室)」を設置している。さらに平成28(2016)年度から、南風崎MGレヂデンス株式会社が運営する既存の「南風崎MGレヂデンス(1棟190室)」を体育会指定専用寮及び留学生寮として設置した。その他、賃貸借契約しているアパートとして、邦人学生用の「アネシス崎岡Ⅲ(1棟10室)」、外国人留学生用

- の「アネシス崎岡Ⅱ (1棟18室)」「アネシス広田 (1棟14室)」を設定している。
- 学生生活を安定させる支援として、まず新入生に対しては入学直後のオリエンテーションにおいて、「学生便覧」に則した学生生活上のルールや留意事項に留まらず、「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」の冊子及び「STOP harassment カード」を配布して、ハラスメントの説明やその予防・対策等を解説している。また、その中で、一人暮らしを始めたばかりの学生に向け、防犯やゴミの出し方を早岐警察署・佐世保市役所と共同で説明する時間も設け、かつ、留学生を対象として、在留資格やアルバイトの時間制限、奨学金制度等を説明している。
- 新入生に対してはオリエンテーションのほか、入学式から約2週間後に、学生間及び 教員と学生間での交流を促進し、離学防止を目的とした「フレッシュマンセミナー」 を開催している(平成30(2018)年度参加率約92%)。学科ごとに異なるプログラムで 実施しているが、平成30(2018)年度の参加者アンケートによれば、総合満足度が「満 足」「やや満足」の合計で81%という高い評価を得ている。
- 内閣府「道路交通事故の動向」によれば、交通事故件数は減少・交通事故死者数は増加という情勢に鑑み、かつ、外国人留学生に日本の交通マナーを教示することや、ながらスマホ等、近年社会問題化している交通事情を踏まえ、そのような内容を反映した交通安全教室を年 2 回開催し、交通安全や交通ルールの周知に努めている(平成30(2018)年度5月邦人学生・留学生対象で実施、参加率約21%)、(平成30(2018)年度10月留学生対象で実施、参加率約50%)。
- たばこと健康に関する WHO や厚生労働省の提言を受け、喫煙者だけでなく受動喫煙による循環器系の病気やがんに対するリスクマネジメントと、大学構内の環境美化を目的として、平成 28(2016)年度より大学敷地内及び周辺エリアを全面禁煙とした。
- 大学敷地内及び周辺エリアを禁煙と定めた後も、残念ながらタバコポイ捨てが目立つ 状況にあったため、平成 28(2016)年度より学生委員会と学生会が主催して学生・教職 員協働のタバコポイ捨て撲滅運動を 5 月と 11 月の 1 か月間実施し、平日の昼休みと 夕方にタバコの吸い殻だけでなくゴミも拾い集めて、喫煙マナーや構内美化を啓蒙す る活動を続けている。
- 平成 24(2012)年度から継続して、クリーンキャンパス運動を年2回実施しており、学生・教職員協働で大学敷地内及び周辺エリアの一斉清掃活動を行っている。学生の参加は自由意思に委ねているが、これは学生にボランティア精神を培うことを目的としているためである(平成 30(2018)年6月実施、参加率約11%)、(平成 30(2018)年11月実施、参加率約1%)。
- 長崎県内においても若年層の薬物乱用が問題になっていることを受け、長崎県警本部・早岐警察署・長崎税関佐世保税関支署と合同の「No! 薬物乱用防止キャンペーン」を開催し、学内でチラシを配布するなど違法薬物使用防止の啓蒙に努めている。
- ボランティアセンター運営委員会が主管となり、年度初めにボランティア人材バンクへの登録者を募り、平成 30(2018)年度は 51 人の学生から登録を得た。登録者全員を大学予算でボランティア活動保険に加入させ、リスクマネジメントを図っている。平成 30(2018)年 9 月 14 日に、平成 29(2017)年 7 月九州北部豪雨災害に対する土砂運び出しのボランティアを学生 4 人参加で福岡県朝倉市にて、平成 30(2018)年 12 月 1~2

日に、災害廃棄物集積場掃等のボランティアを学生 15 人参加で岡山県倉敷市真備地 区にて実施した。また、国内において度重なる自然災害に対しては、街頭募金活動を 企画実行して、義援金により被災地支援を行っている。加えて平成 28 年熊本地震に 対しては、学生団体のエイサーサークルと協働して、演舞披露や沖縄そば無料提供の 仮設住宅訪問ボランティアを平成 29 (2017) 年度より継続して実施している。

- ●「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」にも記載があるとおり、学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構奨学金ほか、各財団及び企業・自治体等の団体からの奨学金制度を紹介・仲介・取り次ぎ、記入方法や申請手続き等のサポートを行っている(平成30(2018)年7月現在の日本学生支援機構奨学金の受給者1,151人、在学生比約50%)。なお、邦人学生は学生課が、外国人留学生は国際交流・留学生支援室が窓口となり、申請から貸与・給付終了までの諸手続きを担っている。
- 留学生に対しては、私費外国人留学生の授業料減免規程に基づき、日本語能力のレベルに応じて、授業料の減額を行っている。減額率については各年度末に年間修得単位数及び年間履修登録科目の GPA 値をもとに見直しを行っている。
- 独自の授業料等減免制度は全学部全学科を対象としており、入試・募集委員会、全学教授会の議を経て入学試験時に選抜されるもの、学生委員会、運営会議、全学教授会の議を経て入学後の成績に応じて選抜されるものがある。いずれも原則 A・B・C・Dの区分で授業料又は入学金が減免され、学生に対する経済的支援の一助となっている。授業料については、A は授業料が 100%免除、B は 50%免除、C は 25%免除となり、D は入学金が 100%免除となっている。その他、学園内進学による入学金の 50%免除、A+D のように複合の組合わせで減免される場合もある。これらの減免は奨学費として予算化されており、平成 30(2018)年度の当初予算額でいくと 2 億 9,176 万 1,000 円の経済的支援を実行しているものである。
- 学業、スポーツの成績等が特に秀でている者に対しては、「特待生(学業)」「特待生(スポーツ)」「薬学特待生」「九州文化学園高等学校特待生」等の名称で授業料減免が実施されている。また、同条件の者のうち、家計基準が本学の定める基準以下の場合は「減免奨学生」「減免奨学生(スポーツ)」「減免奨学生九州文化学園高等学校」等の名称で授業料減免が実施されるほか、毎年度家計基準の確認や単位修得状況に応じ学生委員会、全学教授会の議を経て継続の可否が決定されている。
- ●上記の授業料減免制度のほか、実用英語技能検定、TOEIC 等の級やスコアで減免される「英語資格入試」、長崎県内に在住する児童養護施設入所者又は生活保護受給世帯の子等に受験料・入学金・授業料・教育充実費の全額を免除する「社会福祉学科特別奨学制度」、障がいのため修学上特別な負担を有する学生に対し修学支援費を支給する「障がい学生に対する修学支援費」、同窓会から在籍学生の就学の奨励及び学資に充てることを目的として奨励金を給付する「同窓会特別奨励金」、本学に同一期間に兄弟・姉妹が在籍している学生への経済的支援を目的として奨学金を支給する「兄弟・姉妹在籍者奨学金」が運用されている。
- 近年多発している自然災害の罹災者に対し、学長裁定による授業料減免の措置を実施しており、学生委員会、全学教授会、運営会議に諮った上、平成 30(2018)年度には、平成 28(2016)年の熊本地震により実家が被災した学生 7 人に対する授業料減免を実施した。

- 課外活動は平成 30 年(2018)年度現在、体育会強化指定部 12 団体、体育会運動部 8 団体、体育会サークル 10 団体、文化会文化部 4 団体、文化会サークル 4 団体、同好会 7 団体が大学公認の団体として認められており、約 5 割の学生がいずれかの団体に所属し、課外活動に勤しんでいる。
- スポーツ活動のめざましい成果や文化活動の功労等に対しては、「表彰に関する内規」に基づき、該当する個人又は団体がある場合は学生委員会で審議の上「学長賞」「NIU賞」を決定する。賞の授与は、学長自らが卒業式当日又は前日に行い、その功績を広く称えている(平成 29(2017)年度実績:個人 22 人、団体 5)。
- 平成 30(2018)年には、施設面における課外活動支援として、従前より要望が出されていたテニスコート (クレー) 4 面をハードコート 2 面、砂入り人工芝コート 2 面に改修し、テニス部・ソフトテニス部によりよい練習環境を提供できるに至った。また、部員数が約 180 人と最大規模に成長した硬式野球部に対して、サブグラウンドを設置し部員一人当たりの練習量と練習時間を平均して維持できるようにした。
- 学生生活安定のための支援組織の一端を担うキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターは、学生及び教職員の心身の健康の保持・増進、並びに学生生活における日常的な相談・支援及び障がい学生支援を全学的立場から行うことを目的に開設され、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活支援等を適切に行っている。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会では、保健室、学生相談室及 び学生生活サポート室の運営に関する事項について協議・審議をし、議決された事項 は学長報告と教授会へ報告又は提案をしている。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会は、正副センター長(委員長は副センター長、副委員長は委員の中から委員長が指名した者)及び各学科から選出された専任教員、産業医、事務局長若しくは代務者、保健師、看護師、養護教諭等の衛生管理者、センター事務職員で構成されており、年4回以上開催している。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターは三つの相談窓口(保健室・学生相談室・学生生活サポート室)をコーディネートしながら運営しており、平成28(2016)年6月よりキャンパスソーシャルワーカー1人を配置し、平成30(2018)年4月より常勤カウンセラー1人の配置も行った。
- 新年度初めのオリエンテーションでは、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター 3 室 (保健室、学生相談室、学生生活サポート室)の役割やその利用方法に関する説明、修学上の配慮に関する申請やピア・サポート、障がい学生に対する修学支援費に 関する制度の説明を行っている。
- 学校保健安全法第 13 条及び学校保健安全法施行規則第 6 条に基づき、学生の定期 健康診断を実施している。平成 29(2017)年度の学生(休学者は除く)の受診率は、 平成 24(2012)年度から平成 30(2018)年度まで連続して 100%であった。
- 学生の自己管理対策として、二つの講習会を実施している。一つは「熱中症対策講習会」を実施しているが、平成 29(2017)年度は、包括協定先である大塚製薬より講師を招き、運動系の部・サークル等に所属している学生を中心とした内容で、平成 29(2017)年度は 6 月 7 日に、学生 230 人、教職員 12 人が受講した。もう一つは全学部 1 年次生を対象に「教養セミナー」にて、地元消防署の救急救命士及び消防隊員による「AED

講習会」を実施しており、平成 29(2017)年度は 5 月~7 月全 12 回(30~60 人ごと)で 1 年次生 454 人が受講した。

- 学内での危機管理の一環として、傷病者が発生した場合の緊急連絡先や方法を各教室、 トイレ、エレベータ等に貼付し、緊急時の対応が瞬時にわかるように表示している。
- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会によって、平成 26(2014)年度に、学生の自殺(企図・未遂)防止に関する教職員用マニュアルを作成し配布した。その補足として、平成 29(2017)年度から、学生の自殺(未遂含む)が発生した際に、適切に対応できるよう ToDo リストを整備すべく、関係教職員による検討を重ね、作成に取組んでいる。
- 定期的に「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターだより」を発行し、各所への 掲示や全学生及び全教職員への配信を行っている。そのうち、禁煙対策、熱中症予防、 インフルエンザやノロウイルス等の感染予防の内容については、電光掲示板による学 内周知も行っている。
- 障がいのある学生に対する修学支援として、「長崎国際大学 障がい学生に対する修学 支援費支給内規」に基づき、障がい者手帳を有する学生又は医師の診断書により学長 が認める学生を対象に半期 120,000 円を超えない額を支給している。その内訳は、視 覚障がい学生が授業で使用する支援機器購入補助や身体障がい学生の排泄介助に保護 者が 1 日に数回自宅と大学間を往復する交通費補助等であり、平成 29(2019)年度に は 3 人の学生、平成 30(2018)年度は 2 人の学生に対して支給している。
- 心身に関する相談・支援としては、「長崎国際大学 自己点検・評価報告書 データ編」表 2-9 にあるように、保健室、学生相談室、学生生活サポート室の3室で、からだ・こころの健康、修学、大学生活等、役割分担しつつも連携し、相談・支援体制を整えている。保健室の平成29(2017)年度利用状況は、利用件数2,808件で前年度比116.0%あった。そのうち、相談・支援による利用件数は2,066件で前年度比119.7%(平成28(2016)年度利用件数1,726件)となり、340件の増加傾向であった。
- 学生相談室は週 5 日開室し、カウンセラー(臨床心理士)による、学生の心理的支援及び人間関係形成が不得手な学生の支援を行っている。必要に応じて、保護者や担当教員、関係教職員との面接も行い連携を図っている。また、本人の承認を得た上で、主治医と連携をとる場合もある。学生相談室の平成 29(2017)年度利用状況は、90 人の学生が 800 件の利用をした。前年度は 82 人の 612 件であったので、8 人、182 件の利用増加となった。
- 学生相談室では、原則的に授業以外の時間に面接予約を入れているが、学生の精神的 健康を保持するため、緊急を要する場合又はやむを得ず授業中にカウンセリングを受 けた場合、相談した学生の承認をとった上で「学生相談室来室証明書」を発行し、現 行の「欠席届」と同等の扱いとすることで面接を受けやすい環境を整えている。
- 学生生活サポート室では、「教職員のための基本的な相談対応のポイント」(グループワーク形式の研修)の研修を受けた各学科の教員と、「キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター学生生活サポート室 室員研修」を受けた大学院生が所定の時間帯に待機し、学業面や大学生活面、対人関係等のサポートを行っている。学生生活サポート室の平成 29(2017)年度利用状況は、25 人の学生が 202 件の利用をした。平成 28(2016)

年度は22人、188件の利用だったので3人、14件の増加となった。

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
 - (1) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 校地面積は 150,863 ㎡、また、校舎面積 26,909 ㎡を含む建物延面積は 35,029 ㎡であ り、設置基準上必要な面積を十分に確保している。
- 設置している建物は、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、5 号館、6 号館、7 号館、研究棟、薬学研究棟、食堂棟、図書館、体育館、茶道文化研修棟、野球部部室棟及び大学本部棟である。食堂棟1階には学食として「カフェテリア・コクサイ」を整備している。また、図書館の建物の1階には売店を整備しており、平成30(2018)年度内に面積を拡充し、コンビニエンスストアのLAWSONが新たに開設する。
- 運動施設として、体育館、グラウンド、アーチェリー場、野球場、室内練習場、テニスコート、ゴルフ練習場、共用室、法人本部に空手練習場を設置し、課外活動の場所として提供している。野球場については、平成 29(2017)年に室内練習場、平成 30(2018)年にサブグラウンドとして内野練習場の整備を行った。また、テニスコートについても、クレイコート4面を、ハードコート2面、砂入り人工芝2面に改修した。
- ●施設・設備の整備については、各学部・学科の要望、学長カフェによる学生の要望等に基づき、所掌する各課で検討し、財源を考慮しながら次年度の事業計画「施設設備等」の項目に記載するなどして適切に整備を行っている。
- 施設・設備の安全性については、全ての施設が昭和 56(1981)年の建築基準法(施行令)の改正後に建築確認を受けた建物であるため、いわゆる新耐震基準が適用されている (開学は平成 12(2000)年、竣工同年)。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- 講義室、演習室、実験室、実習室は目的に応じて整備している。また、アクティブ・ ラーニングが行える講義室を平成27(2015)年に新たに3教室整備した。各講義室には、 プロジェクター、スクリーン、ブルーレイデッキを整備している。
- 教育目的の達成のため、コンピュータ等の IT 施設については、以下のとおり適切に 整備している。
- 情報サービス施設として、メディアルーム (3201 教室、3202 教室)、情報化教室 (2304 教室)、iPad を使用できる 3301 教室、CALL 教室として 3302 教室を整備している。
- コンピュータ等のパソコンを設置した IT 施設を適切に整備している。「コンピュータ 基礎演習」等の授業で使用可能な 155 台のメディアルームの他、学生が自由に予習・ 復習、課題レポート等に取組めるよう 32 台のパソコンを設置した教室を有している。 また、語学の授業においては、iPad48 台、デスクトップ 48 台を使用できる教室を設

置している。また、ラーニング・コモンズ及び図書館においても、自由に学生が予習・ 復習を行えるようノートパソコン 10 台の貸し出しを行い、個々の学生が授業外学修 に取組みやすい環境を整備している。

- 2304 教室に端末ノートパソコン 51 台 (教員用 1 台+学生等用 50 台)と端末ノートパソコンを集約管理するサーバー1 台 (ネットワーク接続機器等含む)によるサーバー・クライアント型の施設を整備している。本学学生だけではなく、多種多様な利用者が想定されるため、サーバーには環境復元・管理システム (3+システム)を導入している。また、端末ノートパソコンを格納できる開閉式デスクを導入することで、コンピュータ教室としてだけではなく、通常講義とアクティブ・ラーニング教室の両方及び同時利用ができる多用途環境を整えている。
- 語学教育のための CALL システムを設置している。3302 教室は CALL 教室となっており、学生用パソコン 48 台が設置されている。また、3301 教室は、アクティブ・ラーニング向けの教室となっており、移動式の机、椅子、電子黒板、ミニ・ホワイトボード、iPad が授業で使えるように常備されている。
- 平成 27(2015)年に 7 号館を建設した。7 号館には、2 階に大講義室(収容人員 240 人)、 1 階にある小講義室(収容人員 56 人) 2 室とこれらに隣接する薬学教育支援センター にラーニング・コモンズが配置されている。ラーニング・コモンズは、このほか、食 堂棟 2 階、5 号館 1 階、図書館 2 階に整備している。ラーニング・コモンズについて は、明確な利用方法を「長崎国際大学 ラーニング・コモンズ利用申し合わせ」として 取決め、個人又はグループによる学修、ゼミ活動における論文、レポート作成等の学 修、プレゼンテーション等のスキル向上を目的とした、主体的学修活動の際に利用で きる場として整備している。
- 全学共通科目である「茶道文化」の授業は、全学部・学科必修で実践重視のため、「不 息庵」と「自明堂」の二つの茶道文化研修室等を設置し、授業を行っている。
- 人間社会学部について、国際観光学科は、博物館実習用の学内実習施設である実習室 を、社会福祉学科は、入浴実習室、介護実習室、家政実習室を設けている。
- ●健康管理学部健康栄養学科は、総合栄養学実習室、給食経営管理実習室、調理加工実習室、栄養教育実習室、栄養教育論実習室、臨床栄養学実習室、基礎医学実習室、基礎医学実験室、化学実験室等を設けている。
- ●薬学部薬学科は、実習教室、薬学教育支援センター、模擬クリーンルーム、模擬病室、 模擬薬局、動物実験室、低温実験室等を設置している。また、付属施設として薬用植物園を設置しており、草木、草本性の薬用植物を植栽している。
- ●以下のとおり、適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保している。開館時間を含め図書館を十分に活用できる環境を整備している。本学は、充実した学修環境としての学術情報基盤を整備しつつ、学術情報流通の変化に即応した大学図書館を目指して、姉妹校との学術情報ネットワークの整備と連携、書籍・雑誌・データベース等の電子コンテンツの積極的導入、機関リポジトリ構築やデジタル・アーカイブスによる学内生産物の発信等、年々変化する状況に機敏に対応しながら、学生・利用者のニーズに応えるべく学修支援のための環境整備に努め、適切な規模の図書館運営と管理を行っている。

- 図書館の 2 階に平成 29(2017)年 4 月よりラーニング・コモンズを開設した。グループ 学修やプレゼンテーションが可能なアクティブ・ラーニングの場として、可動式デス ク (36 台)・椅子・ホワイトボードを配置し環境の整備を務めるとともに、利用促進 につながる催事等の活動を支援している。
- 平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書:83,058 冊、視聴覚資料:2,722 点、冊子体雑誌:772 誌、オンラインジャーナル数は5,000 タイトル以上で、学部・学科に関する専門書、学術雑誌等も十分確保している。
- 学生支援サービスの一環で、4 学科から学生代表(大学院生を含む)数人を選出し、 教職員と一緒に年2回福岡の大型書店に出向き、学修・研究活動に役立つ必要な図書 を、学部代表として、かつ、利用者目線で選定する「選書ツアー」を実施し、図書に 触れ合う機会を設けている。
- 授業開講時の平日は 9 時~21 時の開館時間を実施し (平成 30(2018)年 6 月より 8 時 30 分開館へ開館時間拡大)、職員が常駐することでレファレンス等にも対応できており、学修環境を十分担保している。さらに、授業開講時の土曜日 9 時~18 時の開館、試験前の日曜日開館 (9 時~17 時)も継続実施し、図書館を十分に活用できる環境を整備している。
- 図書館ホームページを介し、利用者の要望に応え、蔵書検索、資料の予約、ILL(Inter Library Loan)申込等、サービス提供を行っている。
- 図書館内の全ての階の白熱電球を LED 化し節電効果を図っている。また、閲覧席数 306 席を配し、その他視聴覚機器 4 台、OPAC(Online Public Access Catalog)3 台、貸出用ノートパソコン 10 台、図書館専用 Wi-Fi の整備、USB によるプリントアウトサービス等を実施し、学生へのサービス向上に努めている。
- 新着・新書コーナー、教職・国試・就活・語学試験関係等目的別の常設コーナー等、 利用者にわかりやすいナビゲーションを提供している。
- 長崎国際大学学術機関リポジトリを JAIRO Cloud にて構築し、「長崎国際大学論叢」 と「長崎国際大学教育基盤センター紀要」を公表している。
- 「長崎国際大学論叢」「長崎国際大学教育基盤センター紀要」のほか、科学研究費報告、 学術研究報告会等の本文データを長崎国際大学デジタル・アーカイブスにて公表し学 内外に情報発信している。
- 大学施設の地域開放の一環として地域住民及び卒業生に図書館を開放し、図書資料は 貸出サービス、雑誌は閲覧と複写、視聴覚資料は閲覧のサービスを提供しているほか、 データベースの利用開放も認めている。
- 図書館の積極的な活用を推進するため、新入生に対しては「教養セミナー」単位で、 上級年次生に対してはゼミなど少人数のグループ単位で、オリエンテーションを実施 している。
- ●利用者統計において図書館利用者数、ラーニング・コモンズ利用者数、図書資料貸出 冊数等も着実に伸びている。

【人間社会学部国際観光学科】

● 博物館実習用機材の充実に関すること等が、平成 27(2015)・平成 28(2016)年度の学長裁量経費に採択され、実習教本は日本語版と中国語版が用意されている。実習機材は掛軸・巻子本・刀剣・甲冑・拓本資料・装潢のための機材等を中心に、歴史系資料の取扱い方法を修得する環境を整備している。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科専用の学修室として 2204 教室を、年間を通じて準備し国家試験受験を 控えた学生の学修環境の整備を図っている。
- 社会福祉学科学生支援委員会の取組みの一環として、SA による学修支援のため、学 修室を教務課に申請し学修スペースを設けている。
- 社会福祉学科では、「教養セミナー(1 年次)」「専門基礎演習(2 年次)」「専門演習(3 年次)」「卒業研究(4 年次)」のクラス編成において、少人数によるクラス編成をしており、1 クラス 10 人程度で運営している。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 各科目の講義や実習は、栄養士法に準拠した学生数のクラスサイズで実施している。
- 基幹科目である実践系の「公衆栄養学実習」等で、管理栄養士の業務に必要な栄養価 の評価、献立作成に必要なソフトを使用した実習を実施している。
- 「給食経営管理実習」に必須の大量調理機器として、最新の機器を購入し、学生の実 習に使用している。

【薬学部薬学科】

● 薬学科では、学内実習科目(物理・化学系、生物系、実務系)は、講義棟 2・3 階に 設置された各々3室の実習室(収容人員 169人)で行っている。いずれの実習室も1 学年全員を収容できる十分な広さと実験台を持ち、視聴覚機器、排気装置付きフード、 純水製造装置、電子天秤の他、基本的な設備を有している。また、生物系実習室は、 上記基本設備に加えてクリーンベンチ、安全キャビネット、細胞培養装置、分光光度 計、遠心分離器等の備品及び学生の人数に応じた光学顕微鏡を備えている。

【大学院】

● 大学院については、個人用のデスクとロッカーを整備し、Wi-Fi を完備したバリアフリー構造の院生室が整備されている。また、これらの学修施設は指導教員と同じ研究棟内にあり、効果的な学修・研究指導を実現している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- キャンパスは全てバリアフリーであり、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準にも 適合している。地盤の性質から経年のため生じた段差部分は、補修やスロープ施工等 を都度行っている。
- 視覚障がい者誘導用ブロック、点字付き案内板、スロープ、点字付きエレベータ、多

目的トイレは全 18 か所設置してあるが、その中に介護用ベッド付 1 か所、温水ウォシュレット設備 6 か所がある。排泄後の処理が困難な障がいのある学生には、介助者にも配慮し、トイレ内から合図が可能な表示器を主要建物に設置している。研究棟 1 階トイレを内部で排泄介助可能な広さに改修した。

- 視覚障がい者(弱視)用卓上型拡大読書器、教科書等のデータ化のためスキャナーを設置、車椅子利用者用特別昇降机(10台)、ヘッドレスト付き椅子(3台)、車椅子(2台)、教壇昇降用スロープの整備、車椅子用リフトの設置、体位変換等で利用する静養室を設置しており、在籍している障がい学生のニーズに沿った環境整備に努めている。
- 車椅子利用の障がい学生が、大学周辺のアパートより通学する際、学内の車両通行からの安全を確保するため、通学通路の整備を行った。既存の設備として、屋根なしの障がい者用駐車スペースは7台分あったが、今後に運転免許証を取得し、自家用車通学を予定している学生がいるため、新たに屋根付き駐車場(障がい者専用)を2台分設置した。さらに、ユニバーサルデザイン自動販売機も新設した。
- 危機管理の一環として、AED を 9 台(学内 8 か所、法人本部の空手練習場へ 1 か所) 設置し、大学ホームページにも設置場所を掲載して、学生及び教職員へポートフォリ オにより設置場所を周知している。
- 図書館入口においては誘導補助としての点字ブロック、事務兼用でのエレベータ、多目的トイレ、弱視対応としての拡大鏡を設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- 全学共通科目の「教養セミナー」については、初年次教育における重要科目と位置付け、少人数教育を行っている。平成 30(2018)年度の「教養セミナー」担当教員数は、国際観光学科においては春季入学生担当 22 人と秋季入学生担当 1 人、社会福祉学科においては 9 人、健康栄養学科においては 15 人、薬学科においては 17 人である。
- ●「英語演習」については、1 年次生のオリエンテーション時に、プレイスメント・テストを実施し、能力別クラス編成を行っている。国際観光学科においては 6 クラス、社会福祉学科においては 2 クラス、健康栄養学科においては 2 クラス、薬学科においては 4 クラスに分け授業を行っている。薬学科においては、「基礎の化学」(3 クラス)、「基礎の生物学」(2 クラス)、「基礎の物理学」(2 クラス)、「基礎の数学」(2 クラス)は選択必修科目であるため、科目の特性に応じた人数を考慮してクラス編成を行っている。
- ●履修者数の多い演習科目や実習系科目においては、教育効果及び安全性の確保の観点から、全学共通科目の語学系科目と「スポーツ実習」、国際観光学科専門科目の「博物館実習」(3クラス)、「陸上競技」(2クラス)、健康栄養学科専門科目の「栄養の生物学」(2クラス)、「栄養の化学演習」(2クラス)、薬学科専門科目の「薬学英語」(2クラス)、「物理・数学演習」(3クラス)、「分析化学演習」(2クラス)、「薬品物理化学演習」(2クラス)等、複数クラス開講することで、教育効果を上げる工夫をしている。

【人間社会学部国際観光学科】

●授業内容や対象学年を踏まえ、教育効果に配慮したクラス編成を行っている。語学、 専門科目の「専門演習」等については、少人数によるクラスを編成している。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 社会福祉学科では、「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「精神保健福祉 士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に基づき、十分な教育効果を確保するため、 演習・実習指導のクラスは 20 人以下で編成している。

【健康管理学部健康栄養学科】

●栄養士養成施設指導要領の第 8 授業に関する事項に基づき、十分な教育効果を確保するために、授業、実習のクラスは概ね 40 人で編成し実施している。

【薬学部薬学科】

● 次の専門演習 9 科目について、十分な教育効果を担保するために少人数クラス編成を 実施している。1 年次の科目については入学時のプレイスメント・テストの成績を用 いて、また 2 年次以降の科目については前年次の関連科目の定期試験の成績を用いて クラス分けを行っている。

1年次:「物理・数学演習」(3クラス)、「化学演習」(3クラス)

2年次:「分析化学演習」(2クラス)、「薬品物理化学演習」(2クラス)、「生物学演習」 (2クラス)

3年次:「薬学英語」(2クラス)、「分子細胞生化学演習」(2クラス)

4年次:「微生物・免疫学演習」(2クラス)、「臨床生理学演習」(2クラス)

2-6 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意 見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
 - (1) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 学生の意見をくみ上げるシステムとして、授業では、リフレクション・カードやクリッカー、ポートフォリオのレスポンを使用している。リフレクション・カードは、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を記載させ講義終了時に回収し、次回の講義に活かすることができるようにしている。クリッカーやレスポンは、その場で、学生の理解度が確認でき学修支援のために利用している。
- 学生の状況や意見を取入れるために、授業アンケート、在学生アンケート、卒業生アンケート、学長カフェを実施しているほか、学生意見箱を構内 2 か所に設置して意見聴取を行っている。
- 教学事項において改善すべき事項は、学科会議、教務委員会、学部教授会で協議し改

善に努めている。また、FD 活動として、教員相互の授業公開も実施し授業改善に取組み、その結果を報告している。

● 授業アンケート等の集計結果は、教員個人の授業改善に寄与している。アンケートによる低評価の科目担当者に対して、学部長をはじめとする学科長等との面談で改善に向けての指導助言が実施されている。

【大学院】

- 学位論文作成に向けて、主指導・副指導教員のみならず、所属教員が協力し合って指導する体制を構築している。
- 大学院生を対象に授業アンケートを実施し、授業方法や満足度等、学修に対する意見 や要望を把握し、教員へフィードバックし改善に努めている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 学生生活に対する学生の意見等をくみ上げるシステムを、以下のとおり適切に整備し、 学生生活の改善に反映している。
- 卒業生アンケート調査結果によれば、事務局の評価は満足とやや満足を合わせると 91.9%となっている。また、昨今では、配慮が必要な学生も一定数在籍していること にも鑑みて、窓口対応は単なる事務手続き対応だけに留まらないよう、学生に向き合 う姿勢を意識している。窓口で相対する機会に、双方向コミュニケーションのきっか けとなる行動、例えば笑顔と挨拶に始まり、声かけやマナー欠如への注意等を心掛け て、学生一人ひとりを認識した態度で臨んでいる。
- ●「学長カフェ」という各学科代表の学生 12 人と学長・事務局長が直接対談する中で、学生自らが大学へ要望等を出せる機会を年 2 回実施している。ここで出された要望の中で、短期間で実現できるものは実現させ、学生生活の改善に反映させている。ただし、長期計画や予算が必要なものは将来計画の中で実現されるよう検討されている。また、学長からの回答については、掲示板等を用いて全学生に公開している。なお、平成 30(2018)年度に実現したものとして、屋根付き駐輪場の増設(50 台分)、売店スペースの増築(LAWSON が新規参入)がある。その他、現在までにテニスコートの改修、構内売店の拡充、学生駐車場の拡張、ATM の設置等が行われ、生活の利便性の向上が図られている。
- 入学・編入時に行う保健調査では、入学前に保健調査票を配布及び回収し、記載内容によって、確認が必要と思われる場合は、学生本人又は保護者と連絡を取り、電話にて詳細の聴き取りを行う。キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターによって集約後、「保健調査票一覧」を作成している。さらに、本人及び保護者の同意を得た情報のみ、各学科長との情報共有を行っている。
- 修学上の配慮に関しては、全学生に対し、年度初めのオリエンテーションや大学ホームページで制度を周知している。そこで、配慮を希望する学生が「修学上の配慮に関する申請書」を提出することにしている。申請書提出後に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、本人及び保護者と面談を行い、合

長崎国際大学

理的配慮の提供内容検討会議(以下「検討会議」という)にて審議後、審議結果を学長へ報告し、学長によって配慮内容の決定を行う。また、決定された配慮内容を本人、保護者へ通知する。通知内容に不服がある場合は再度、面接や検討会議を行い、合意形成を図ることとしている。

● 毎年度始めに全学生対象(国内在住の休学者へは郵送)の「心の健康調査(60 項目からなる University Personality Inventory)」(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の質問用紙準備)を実施している。その結果を学生相談室カウンセラー(臨床心理士)によって判定し、要支援該当の学生をリストアップする。要支援該当学生にはキャンパスライフ・ヘルスサポートセンターより、個別に検査結果を説明し、深刻な状態の学生には学生相談室にて臨床心理士との面接を勧めるようにしている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ●施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備 の改善に反映している。
- ●施設・設備に対する学生の意見を取入れるために、在学生アンケート、卒業生アンケート、学長カフェを実施している。学生から出された意見については、事務局で集約し、優先事項及び財源等を考慮しながら、改善に努めている。
- 今までに、ラーニング・コモンズを図書館棟、食堂棟 2 階、5 号館、7 号館の 4 か所に設置し、学生の授業外学修の場所として提供している。特に、食堂棟 2 階には SAを配置して学修支援体制を敷いている。
- 学生の意見・要望による検討等結果の活用として、授業外学修の施設をより多く確保するために、ラーニング・コモンズのほか、薬学棟の2階ラウンジの活用として自学用机と椅子の設置がなされた。また、図書館の利用について、試験前の日曜・祝日における図書館の開館や、平日の開館時間の延長等も実施されている。

基準 3. 教育課程

- 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用 (1) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。平成 28(2016)年 3 月の学校教育法施行規則の改正に伴い、平成 29(2017)年度からの施行に向け、平成 28(2016)年度中に、従来の 3 ポリシーを根本的に見直した。
- 平成 28(2016)年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会より出された「3ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」により、3ポリシーの策定と公開が義務付けられ、各学部・学科にて 3ポリシーの検討・策定を行うこととなった。全教員に対して「近年の中央教育審議会答申と 3ポリシー改訂」と題した FD(Faculty Development)を実施した上で、全学的な見直しを行うこととなった。
- 3ポリシーの策定に当たっては、全学教育会議に全学の3ポリシーの原案が提案され、 教務委員会、学部教授会の議を経て全学教授会で審議決定された。その後、全学のポ リシーをもとに各学部・学科でそれぞれの特性を担保しながら全学ポリシーとの連動 性を意識した3ポリシーが策定され、全学教授会で決定された。
- 全学の 3 ポリシーの策定に当たって、学長を中心として「3 ポリシーの策定及び運用 に関するガイドライン」に則って作成した。策定に当たり、ガイドラインの留意事項 等に沿って、全学としてのポリシーから教育課程ごとのポリシーまでが一貫性のある ものとし、全学的なポリシーの基本方針や策定内容等について検討した。
- 学部・学科の3ポリシー作成に当たっては、全学のポリシー及び学部・学科の目的を もとにディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシー達成のための教育課程 方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。学生へは、全学ポリシー同様、 学年別オリエンテーション等で学科の3ポリシーも周知している。
- ●ディプロマ・ポリシーの内容は、本学の建学の理念である「人間尊重」を基本理念に、「ホスピタリティの獲得」をその具体像としている。その実現のために「専門力」「情報収集、分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解力」の五つをホスピタリティ構成の能力と定めた。それらの五つの能力獲得を確実にさせて、卒業時の質保証を行うこと、また、その獲得への道筋を明らかにして、入学後の学修に必要な事柄を明らかにしている。
- ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引」「講義概要(シラバス)」「学生便覧」に記載しており、年度初めの各学年のオリエンテーションでディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム、カリキュラム・マップとともに説明している。また、大学ホームページ、ポートフォリオにも掲載し、学内外にも広く周知している。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科は、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「国際観光学科は、 観光及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、観光産業・事業、国際交流、ま ちづくりの各分野で実践的に活動できる人材を育成する」という明確に定められた教 育目的を達成するために、各領域に関わる科目を開講している。
- 学生の教育目的をより効果的に達成し、さらに、専門的学修を深め、個々の学生のニーズに対応するため、平成 27(2015)年度入学生より従来の 5 コース制に代えて新たに 3 コース制へ再編成し、観光分野における総合力アップに資する学生の育成に努めている。3 つのコースは、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースである。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科は、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「社会福祉学科では、社会福祉及び関連する領域の専門的知識・技能を修得し、福祉行政・計画、福祉臨床、福祉経営の各分野で実践的に活動できる人材を育成する」ことを教育目的として定め、教育目的達成のための科目を開講している。
- 社会福祉学科では、福祉人材育成のため国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、 介護福祉士の受験資格修得のための資格必修科目を定めている。また、国家資格以外 に、生きがい情報士、障害者スポーツ指導員(初級)、スクール(学校)ソーシャルワ ーカー、福祉心理士の指定科目の履修による資格取得を設けることで、学生の専門的 学修を深め、学生の資格取得に対するニーズに対応している。

【健康管理学部健康栄養学科】

●健康栄養学科では、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「健康栄養学科は、健康と栄養に関する領域の専門的知識・技能を修得し、健康と栄養の維持・管理の分野で実践的に活動できる栄養士・管理栄養士を育成する」ことを目的にしており、新学期の学年別のオリエンテーションにおいて、健康栄養学科のディプロマ・ポリシーを含めた3ポリシーについて、「履修の手引」をもとにして説明を行い、学生に周知している。また、学則に従って、学生の単位認定、進級認定、卒業認定を実施している。

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、「長崎国際大学 学則」第3条の3において示した「薬学科は、薬学に関する専門知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する」ことを目的としている。
- ●長崎国際大学ディプロマ・ポリシー及び薬学教育モデル・コアカリキュラムの基本理念として挙げられている「薬剤師として求められる、10の基本的な資質」に基づいて、薬学科のディプロマ・ポリシーを策定し、「履修の手引」、大学ホームページで明示している。

【大学院】

- 「長崎国際大学大学院 学則」第 2 条の目的に示されている「大学院は、学術の理論 及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担 うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」 を達成するために、各研究科の教育目的とそれに基づく専攻の教育目的を策定してい る。
- 大学院においても 3 ポリシーを策定し、「履修の手引」「学生便覧」、大学ホームページ、ポートフォリオで周知している。
- 各専攻のディプロマ・ポリシーの内容は、目的を達成するために、四つの能力(「関心・ 意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」)を満たすことを目指してい る。
- ●ディプロマ・ポリシーは学生募集要項、大学院「履修要項」、大学院ホームページに掲載され周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準等の策定と周知

- 各学部・学科によって単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切 に定め、周知している。
- ディプロマ・ポリシーに掲げた卒業認定及び学位授与の方針達成のため、カリキュラム・ポリシーを作成し、教育内容、教育方法、評価の方法に分け、実施すべき事項を 具体的に記載している。
- ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準については、「講義概要 (シラバス)」に、ナンバリング、授業のねらい、アクティブ・ラーニングの類型、ディプロマ・ポリシーの根幹であるホスピタリティを構成する五つの能力別に学生の授業における到達目標、評価手段・方法、評価比率、学生に期待すること等を明示することで、学生が学ぶ意義や目標を明確にしている。
- 学修者の主体性を引き出し、学修を自分にとって意義あるものと認識させた上で、能動的な授業への参加を促すものとするため、アクティブ・ラーニングを全授業科目で展開することをカリキュラム・ポリシーとシラバスに記載している。具体的には、アクティブ・ラーニングを 12 の類型に分け、単独又は複数を組み合わせた授業展開を行っている。
- ナンバリングは、本学で開講されている全ての授業科目に、授業内容・レベル等に応じて記号や数字を付し、体系的な教育プログラムを示している。
- 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準の学生への周知については、年度初めの各学年のオリエンテーションで、「履修の手引」を配布し説明している。
- 学生が評価について、一層理解を深めるため、平成 31(2019)年 4 月からカリキュラム・ポリシーの「C. 評価」の部分をアセスメント・ポリシーとして独立させることとした。アセスメント・ポリシーには、①大学レベル、②学科レベル、③科目レベル、④学生レベルの 4 項目について記載しており、自己評価と外部評価の実施と公表についても明記している。

【大学院】

● ディプロマ・ポリシーを踏まえた、四つの能力の達成の評価を行う単位認定基準、課程修了要件及び学位規程は年度初めのオリエンテーションで大学院「履修要項」を配布して周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ●ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定 基準を適切に定め、以下のとおり厳正に適用している。
- 教育課程の編成に当たっては、学位授与の方針、教育研究上の目的を明確化し、教育課程の編成・実施方針に沿って体系的に編成している。また、単位認定基準、進級及び卒業・修了認定基準についても「長崎国際大学 学則」「履修の手引」に学部・学科別に、「長崎国際大学大学院 学則」、大学院「履修要項」に研究科・専攻別に明示している。進級、卒業・修了認定については、下記の手順に従って、厳正・厳格に行われている。

(単位認定基準)

- シラバスには、ホスピタリティを構成する五つの能力(「専門力」「情報収集・分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解」)について、到達目標を 観点別に記載し、到達目標を達成したかを判定する評価方法・手段、評価比率を記載 している。
- 認定する単位の本学における 1 単位の授業時間は、「長崎国際大学 学則」第 23 条に 定めたとおりである。
- 卒業要件単位を満たすための学修計画を立てるに当たって、担当教員指導のもとに履修登録をすることとしており、ゆとりある学修のために年間履修登録単位の上限を定めている。
- 単位の認定については、試験を行い合格と認定された者に単位を授与する。試験の種類は、「長崎国際大学 試験に関する規程」の第 2 条に定めているとおり、定期試験、随時試験、追試験、再試験である。また、試験方法は、筆記、論文(レポート)、口述、実技、その他の方法によって行われている。なお、「長崎国際大学 試験に関する規程」第6条では受験資格について、試験を受けることができる科目は、全授業回数の3分の2以上出席しなければならないと定めている。
- 学修の評価については、定期試験だけで評価するのではなく授業時間中に実施する小 テストや授業における発言・発表内容、レポート等の平常点評価も含めた多様な評価 によって行われている。これらの学修の評価は、各科目の当該基準に従って行われて おり、学修評価及び評価基準・方法は、シラバスに科目ごとにホスピタリティを構成 する能力の5観点に分け明示している。また、学生の授業に対する達成目標や予習・ 復習についても指示しており、第1回目の講義において担当教員が説明する。
- 学生に対する適切な学修支援に資することを目的として、成績評価において GPA 制度を導入している。半期ごとに学生に配布する成績通知書に GPA(Grade Point Average)を明記することにより、学修評価の推移が明確となっている。学生は、自主

的な学修をより一層進めるためにこの指標を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めることができる。また、GPA制度を利用した退学勧告制度を導入し、平成30(2018)年度新入生から適用している。

● 単位の認定は、原則としてその科目の配当期の期末に行われる。評点と評価基準は、 次のとおりである。

評 価		評点	評価基準
	S	100~90 点	到達目標を十分達成し、きわめて優秀 な成績を修めている。
合 格	A	89~80 点	到達目標を十分に達成している。
	В	79~70 点	到達目標を達成している。
	С	69~60 点	到達目標を最低限達成している。
	D	59 点以下	到達目標を達成していない。
不合格	F	出席不良・受験放棄	出席・試験(レポート等の提出)の評
	r	山州小尺・文映成来	価要件を欠格。

表 3-1-1 単位認定の評価基準

(本学以外の大学等で修得した単位等の認定)

- ●編入学生等の既修得単位の認定単位数は、学科ごとに定めている。各学部・学科において審査が行われた後、教育上有益と判断された場合に単位が認定される。同じ科目名の授業でも、既修得大学の教育課程内容、科目の位置付けや重要性が異なる場合、単位が認定されない。単位認定は、教務委員会で確認し、学部教授会で審議した後、全学教授会に報告される。
- 国際観光学科・社会福祉学科の3年次編入学生については、出身学校で修得した単位のうち62単位を本学で修得したものとして一括認定する。内訳は、全学共通科目群の卒業要件単位として32単位を認定する。また、学部共通科目として4単位を認定し、学科専門科目群については、原則として2年次までに開講している専門教育科目を対象に、26単位まで認定する。
- ●健康栄養学科は、出身学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位として28単位を一括認定する。学科専門科目群については、60単位を超えない範囲で個別に読替えを行う。ただし、認定単位数は、出身学校での既修得単位数を超えないものとする。
- 薬学科は、2 年次編入学の場合、全学共通科目群は 30 単位を一括認定する。学科専門科目群は上限 45 単位として個別に読替えを行う。ただし、認定単位数は、出身学校での既修得単位を超えないものとする。3 年次編入学は、全学共通科目群は 30 単位を一括認定する。学科専門科目群は上限 62 単位まで個々に読替えて認定する。4 年次編入学は、出身学校で修得した単位のうち全学共通科目群の卒業要件単位 30 単位を一括認定する。前記認定単位を差引いた既修得単位については、94 単位を超えない範囲で学科専門科目群の中から読替えを行う。
- その他、本学以外の教育施設等で修得した単位等の認定として、短大及び高等専門学

校の専修科における学修による認定、単位互換制度による認定、文部科学大臣が定める学修等による単位認定については、「履修の手引」に記載しており、記載内容に沿って単位認定を行っている。

【大学院】

- 大学院生については、試験、研究報告その他の方法による考査を行い、合格した者に 対して単位認定を行う。
- 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、大学院「履修要項」において、 単位認定基準、進級基準、修了認定基準を学生に示し、入学時オリエンテーションに おいて学生に周知し、厳正な単位認定を行っている。

(進級基準)

- 学生の進級については、人間社会学部には進級制度は設けられていない。健康管理学部と薬学部においては、国家試験の受験に要する科目に履修の順次性が求められるものが多くあることから、進級制度を設けている。「履修の手引」に、カリキュラムを明記し、修得すべき科目、必要最低修得単位数及び修得科目数、修得すべき分野、成績評価の評価基準等が明記されている。
- 進級については、進級判定資料を基に、教務委員会で規程に沿って確認が行われ、当該学部教授会で審議された後、全学教授会に報告される。このように進級判定については厳格に行われている。

【健康管理学部健康栄養学科】

● 教育目的達成及び学位授与方針の到達目標に従って、その年次に修得しておかなければならない要件を明記しており、2年次から3年次及び3年次から4年次への進級時に進級判定が行われている。

表 3-1-2 健康管理学部健康栄養学科 進級要件

学年	進級要件
子午	当該学年
2→3 年	2年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、 必修科目(選択必修を含む)の修得単位が90%に満たない者は原級留めとする。
3→4 年	3年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、 必修科目(選択必修を含む)の修得単位が90%に満たない者は原級留めとする。

【薬学部薬学科】

● 教育目的達成及び学位授与方針の到達目標に従って、その年次に修得しておかなければならない科目数を明記しており、専門科目は、次の基準により進級判定が行われる。

表 3-1-3 薬学部薬学科 進級要件 平成 25(2013)年度~26(2014)年度入学者

** <i>F</i>	進級要件	
学 年	当該学年	前年次分
1→2 年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。	
2→3 年	2年次専門科目(実習科目を除く)のうち、未修得が3科目以下であること。 2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	
3→4 年	3年次専門科目(実習科目を除く)のうち、未修得が5科目以下であること。 3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1・2年次の必修専門科目を全て修得していること。
4→5 年	総合演習 I を修得すること。 物理系薬学、化学系薬学、生物系薬学及び健康と環境のそれ ぞれの分野の卒業要件を充足すること。 4年次必修専門科目(総合演習 I 及び実習科目を除く)のう ち、4 科目以上修得すること。 4 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3年次の必修専門科 目を全て修得してい ること。
5→6 年	5年次に配当された必修科目の全てを修得すること。	

表 3-1-4 薬学部薬学科 進級要件 平成 27(2015)年度~30(2018)年度入学者

274 FT	進級要件	
学 年	当該学年	前年次分
1→2 年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること。 ^{注1)}	
2→3 年	2年次専門科目のうち、未修得が3科目以下であること。 ^{注1)} 2年次に配当された実習科目を全て修得すること。	1年次の必修専門 科目を全て修得し ていること。
3→4 年	3年次専門科目のうち、未修得が4科目以下であること。注1) 3年次に配当された実習科目を全て修得すること。	2年次の必修専門 科目を全て修得し ていること。
4→5 年	総合演習 I を修得していること。 共用試験に合格すること。 総合演習 I 以外の 4 年次専門科目のうち、未修得が 2 科目以下であること。 注1) 薬学専門科目選択科目および自由選択科目 ^{注2)} を併せて 4.5 単位以上修得していること。 4 年次に配当された実習科目を全て修得すること。	3年次の必修専門 科目を全て修得し ていること。
5→6 年	5年次に配当された必修科目の全てを修得すること。	

- 注1) 必修科目、選択必修科目、選択科目の区別を問わない。
- 注 2) 進級・卒業要件として認定する自由選択科目(NICE キャンパス長崎を含む)は 2 単位までとする。

長崎国際大学

(卒業認定基準)

- 学生の卒業認定については、卒業判定資料を基に教務委員会で規程に沿って確認を行っている。その後、当該の学部教授会で審議された後、全学教授会に報告され、学長が卒業を許可している。このように卒業認定については、教務委員会、学部教授会、全学教授会で厳格に行われている。
- 卒業要件は、表 3-1-5~表 3-1-15 に示すとおり、学則別表に定める所定の授業科目及び区分ごとに設けられた単位数を修得した者について卒業を認定する。

表 3-1-5 人間社会学部国際観光学科 (平成 27(2015) · 28(2016)年度入学者)

	全	学 共	通	科目	群	学部	学科	·専門科目和	详	卒業に要
国際観光学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	共通科目	学科 共通	各コース及び全コース	専門演 習等	する最低 修得単位
必 修 単 位 (118 単位)	2	8	8	10	4	6	30	40	10	124
自由選択単位(6単位)	本学に	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から6単位選択							124	

表 3-1-6 人間社会学部国際観光学科 (平成 29(2017)年度入学者)

	• • •	* 41~; I—;		11474 1402 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	770	<u> </u>	1/2/\	Ι,	
	全	学 共	通	科 目	群	学部	学科	専門科目科	详	卒業に要
国際観光学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	共通 科目	学科 共通	各コース及び全コース	専門演習等	する最低 修得単位
必 修 単 位 (118 単位)	4	8	8	8	4	6	30	40	10	124
自由選択単位(6単位)	本学に	開講されて	こいる全領	「域の科目	及び単位	互換制度	度認定科	目から 6 単	位選択	124

表 3-1-7 人間社会学部国際観光学科 (平成 30(2018)年度入学者)

	全 学 共		通	科 目	群	学部	学科専門科目群			卒業に要
国際観光学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	共通 科目	学科 共通	各コース及 び全コース	専門演 習等	する最低 修得単位
必 修 単 位 (116 単位)	4	8	8	8	4	4	30	40	10	124
自由選択単位(8単位)	本学に	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から8単位選択							124	

表 3-1-8 人間社会学部社会福祉学科 (平成 27(2015) · 28(2016)年度入学者)

		全	学 共	通	科 目	群	学部共	学科専	門科目群	卒業に要
1	社会福祉学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	\\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \		展開	する最低修得単位
ì	必修 単位	2	8	8	10	4	6	50	20	
	(118 単位)	1		Ü	10	1	o o		専門科目) 単位選択	124
	自由選択単位(6単位)	本学に開	講されて	いる全領域	或の科目及	び単位互	換制度認	定科目から	56単位選択	

表 3-1-9 人間社会学部社会福祉学科 (平成 29(2017)年度入学者)

	全	学 共	通	科 目	群	学部共	学科専	門科目群	卒業に要
社会福祉学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	通科目	基幹	展開	する最低修得単位
必修単位	4	6	8	10	4	6	50	20	
(118 単位)								専門科目) 単位選択	124
自由選択単位(6単位)	本学に開	講されて	いる全領域	 或の科目及	び単位互	換制度認	定科目から	6単位選択	

表 3-1-10 人間社会学部社会福祉学科 (平成 30(2018)年度入学者)

		全	学 共	通	科 目	群	学部共	学科専	門科目群	卒業に要
社	社会福祉学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	通科目	基幹	展開	する最低 修得単位
业		4	6	8	10	4	4	50	20	
	(118 単位)	_	, and the second			_			專門科目) 単位選択	124
É	目由選択単位 (8単位)	本学に開	講されて	いる全領域	載の科目及	び単位互	換制度認	定科目から	8単位選択	

表 3-1-11 健康管理学部健康栄養学科 (平成 27(2015) - 28(2016)年度入学者)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						~ \	, —		1 ~~ ~ 3	- <i>'</i>
	全	学	共	通 科	目	群	学和	斗専門を	科目群	卒業に要
健康栄養学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	する最低 修得単位
必 修 単 位 (120 単位)	2	4	6	6	6	4	40	46	6	124
自由選択単位 (4 単位)	本学に	開講され	ている全	:領域の科	科目及び	单位互换制	度認定	科目から	4 単位選択	124

※1 全学共通科目群の中から分野に関わらず、自由に履修できる。

表 3-1-12 健康管理学部健康栄養学科 (平成 29(2017) - 30(2018)年度入学者)

	全	学	共 ;	通 科	目	群	学利	斗 専 門 🤊	科目群	卒業に要
健康栄養学科	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	する最低 修得単位
必 修 単 位 (120 単位)	4	4	6	4	6	4	40	46	8	126
自由選択単位 (4 単位)	本学に	開講され	ている全	:領域の和	科目及び	单位互换制	度認定	科目から	4 単位選択	120

^{※1} 全学共通科目群の中から分野に関わらず、自由に履修できる。

表 3-1-13 薬学部薬学科 (平成 24(2012) - 25(2013) - 26(2014)年度入学者)

K O I IO	未于叩来于14(1	190 ET (EU12	., 20 (2	.010/ Z0	(2017) +1	<u> </u>
	科目区分			必修	選択必修	選択
全	導	導 入			0	0
学	人間	引理解		3	0	3
共	国際	祭理解		0	4	2
通	社会	全理解		4	2	0
科	自然			4	4	2
目	V 777 Tr	'조치 ㅁ쥐		13	10	7
群	至字共	通科目計			30 単位	
	物理	系薬学		9	0	9
学	化学	系薬学		10	0	8.5
科	生物	系薬学		13	0	6
専	健康と環境		8.5	0	3	
門	薬学	薬学と社会		9.5	0	0
科	医薬品	医薬品をつくる		9	0	0
目		薬理・薬剤	削学系	12.5	0	0
群	薬と疾病	治療学	系	5.5	0	7.5
		実学系		3	0	1.5
		事前学	習	13	0	0
	薬学実務実習	実務実習	病院	10	0	0
学		关伤关白	薬局	10	0	0
科	総合	演習 I		3	0	0
専	総合	総合演習Ⅱ			0	0
門	総合注	総合演習ⅢA			0	0
科目	総合演習ⅢB			2	0	0
	卒美	卒業研究		6	0	0
群	群			127	0	35.5
	十/17 号	門科目計		162.5 単位		
	女类区画 子又具低恢復光度		140	10	42.5	
卒業に要する最低修得単位		192.5 単位				

表 3-1-14 薬学部薬学科 (平成 27(2015)年度・28(2016)年度入学者)

	科 目 区 分	必修	選択必修	選択
全	導 入	2	0	0
学	人間理解	4	0	2
共	国際理解	0	4	2
通	社会理解	2	2	2

長崎国際大学

科	自然理解		2	6	2
目	全学共通科目計		10	12	8
				30 単位	
		基本事項	2.5	0	0
		物理系薬学	17	0	
	薬学基礎	化学系薬学	13.5	1.5	
		生物系薬学	20	0	
		衛生系薬学	11.5	1.5 注 2)	5.5
		医療系薬学	29.5	0	注 1)
学			12	1.5 注 2)	
科	薬学臨床	事前学習	13	0	0
専		事前学習(病院・薬局)	20	0	0
門	総合基礎学習 I		0.5	0	0
科	総合基礎学習Ⅱ		0.5	0	0
目	総合演習 I		3	0	0
	総合演習Ⅱ		1.5	0	0
	総合演習ⅢA		1.5	0	0
	総合演習ⅢB		2	0	0
	卒業研究		6	0	0
	<u>يد</u>	쓰신크매신 [1 3]		3	5.5
	学科専門科目計			162.5 単位	
卒業に要する最低修得単位		164	15	13.5	
	平耒に安りる取仏修行甲位			192.5 単位	

- 注 1) 選択履修科目 5.5 単位のうち、2 単位まで単位互換制度 (NICE キャンパス長崎) において修得した単位を認定する。
- 注 2) 衛生薬学、臨床薬学の一般専門科目の中から修得する。

表 3-1-15 薬学部薬学科 (平成 29(2017)年度・30(2018)年度入学者)

	科目	区分	必 修	選択必修	選択
	導 入		4	0	0
全	人間理解		4	0	2
学	[国際理解	0	4	2
共	1	生会理解	2	0	2
通 科		自然理解	2	6	2
目	Λ Δ	쓰다. 조선 타리	12	10	8
Н	全学共通科目計		30 単位		
	基本事項		2.5	0	0
		物理系薬学	17	0	
عدد	薬学基礎	化学系薬学	13.5	1.5	
学 科		生物系薬学	20	0	5.5
専		衛生薬学	11.5	1.5 注 2)	注 1)
門		医療薬学	29.5	0	
科			12	1.5 注 2)	
目	薬学臨床	事前学習	13	0	0
		実務実習(病院・薬局)	20	0	0
		↑基礎学習 I	0.5	0	0
	総合基礎学習 Ⅱ		0.5	0	0

長崎国際大学

	総合演習Ⅰ	3	0	0	
	総合演習Ⅱ	1.5	0	0	
	総合演習ⅢA			0	
	総合演習ⅢB		0	0	
	卒業研究		0	0	
	公利市田利日利	154	3	5.5	
	学科専門科目計 学科専門科目計		162.5 単位		
卒業に要する最低修得単位		166 13 13.5			
		192.5 単位			

- 注 1) 選択履修科目 5.5 単位のうち、2 単位まで単位互換制度(NICE キャンパス 長崎)において修得した単位を認定する。
- 注 2) 衛生薬学、臨床薬学の一般専門科目の中から修得する。

(修了認定基準)

- 大学院の修士課程においては、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての成果の審査及び最終試験に合格することとしている。
- 大学院の博士後期課程においては、当該課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。
- 薬学の博士課程においては、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び試験に合格することとしている。
- 学長は、学位(請求)論文を受理したときは、研究科長にその審査を付託する。研究 科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、教授会の議を経て 審査委員会を設ける。審査委員会は、論文審査並びに最終試験を行う。審査委員会の 報告を受け、研究科長は課程修了の可否については研究科教授会で審議し、結果を学 長に報告する。学長は報告に基づき課程修了の可否を決定する。

表 3-1-16 人間社会学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択必修科目	選択科目	計	
観光学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位	
社会福祉学専攻	8 単位	8 単位	14 単位	30 単位	
地域マネジメント専攻	16 単位	_	8 単位	24 単位	

表 3-1-17 健康管理学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
健康栄養学専攻	10 単位	4 単位	16 単位	30 単位

表 3-1-18 薬学研究科 修了要件

専攻 分類	必修科目	選択科目	計
医療薬学専攻	12 単位	20 単位	32 単位

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 観光学専攻では、修了認定を学則に則って実施している。中間発表会、修士論文提出 の確認、修士論文審査委員会の設置、公開審査の実施及び修了判定を、専攻会議の了 承のもとで行っている。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 社会福祉学専攻では、修了認定を学則に則って実施している。中間発表、修士論文提 出の確認、修士論文審査委員会の設置、公開審査の実施及び修了判定を、専攻会議の 了承のもとで行っている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 地域マネジメント専攻の修了認定は、ディプロマ・ポリシーに則って厳格に実施している。春季入学生を例にすると、博士号授与の必須としては、2年次11月と3年次8月の中間発表会における2回の研究発表、3年次10月の博士学位論文予備審査、翌年2月の論文審査及び最終試験公開試問会の一連のステップを踏むことになっている。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

●健康栄養学専攻の修了認定は、ディプロマ・ポリシーに則って厳格に実施している。 学則に従って2年在籍し、選択必修科目の4単位、選択科目の16単位と必修科目の 10単位である「特別研究」において、修士論文を作成・論文審査会にて発表を行い審 査に合格し、計30単位を修得することを修了認定基準としているが、できる限り研 究領域の学会にて学術発表を行うこととしている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 医療薬学専攻の修了認定は、ディプロマ・ポリシーに則って厳格に実施している。学則に従って 4 年在籍し、必修科目「特別研究」12 単位に加え、「特別研究」を行う研究室が所属する科目区分から 4 単位以上(授業科目又は演習科目)、その他の授業区分からそれぞれ 2 単位以上(授業科目又は演習科目)、総計32 単位以上を修得することを修了認定基準としている。また、学位論文提出の資格要件を「長崎国際大学学位審査内規」に定めており、その要件を厳正に適用している。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに掲げる方針を達成するために教育課程編成方針としてカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、「学生便覧」「履修の手引」、ポートフォリオにより周知している。内容は、全学共通科目と学科専門科目に分けて編成されており、その中でも人間尊重を重視した独自の科目を配置し、体系的なカリキュラムとなっている。人間社会学部においては、キャリア教育のための学部共通科目も設置している。
- 全学の3ポリシーが全学教授会で決定した後、各学部・学科の3ポリシーが策定され、 教務委員会での確認後、学部教授会での審議を経て、全学教授会で決定されることに より、カリキュラム・ポリシーの教員への周知がなされている。
- 学生への周知としては、年度初めの各学年のオリエンテーションの中で、「講義概要(シラバス)」「履修の手引」等をもとに、ディプロマ・ポリシーの達成のために効率的なカリキュラムの実施について、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを使って説明している。

【人間社会学部国際観光学科】

● 国際観光学科では、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程方針として、全学のカリキュラム・ポリシーをもとに、知識・技能を段階的に身に付けることができるようなカリキュラムを編成しており、「履修の手引」、大学ホームページ等で明示している。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 社会福祉士養成課程、介護福祉士、精神保健福祉士の各養成課程及びスクールソーシャルワーカー、教育職員免許状、福祉心理士、障がい者スポーツ指導員(初級)、生きがい情報士の養成カリキュラムに準拠したカリキュラム・ポリシーを策定し、「履修の手引」、大学ホームページに明示しているほか、新学期の各学年オリエンテーションにおいて学生に周知している。

【健康管理学部健康栄養学科】

● 管理栄養士養成課程におけるコアカリキュラムに準拠したカリキュラム・ポリシーを 策定し、新学期の各学年のオリエンテーションにおいて学生に周知している。

【薬学部薬学科】

● 薬学科では、薬学科のディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成方針として薬学科のカリキュラム・ポリシーを策定し、「履修の手引」、大学ホームページで明示している。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● カリキュラム・ポリシーは専攻会議で承認されたのち、大学院「履修要項」に掲載し、 学生に周知している。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● カリキュラム・ポリシーは毎年度見直しを行っている。「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学院ホームページに掲載するとともに、入学時オリエンテーションにおいて学生に直接周知している。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

●カリキュラム・ポリシーは年度ごとに適切な表記であることを確認し、大学院「履修 要項」に掲載して大学院生に周知している。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

● カリキュラム・ポリシーは「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学院ホームページに掲載されている。また入学時のオリエンテーションにおいて、学生に「履修要項」に基づいて説明し周知を図っている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

● カリキュラム・ポリシーは「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学院ホームページに掲載され周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針として、カリキュラム・ポリシーを定めており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。
- ●カリキュラム・ポリシーでは、教育内容、教育方法について具体的にわかりやすく記載している。ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力の獲得を可能とするために、初年次教育、教養教育、専門教育及びキャリア教育の授業科目の順次性を考慮し体系的に編成するとともに、講義や演習、実習、実験等を効果的に組み合わせてカリキュラムを編成している。ディプロマ・ポリシーの達成にどの授業科目が主に寄与するかを示したカリキュラム・マップ及び授業科目間の系統性を示したカリキュラム・ツリーを全ての学科で策定している。

【人間社会学部国際観光学科】

● 国際観光学科では、初年次教育や教養教育に関しては、全学のディプロマ・ポリシーに従って展開し、専門教育に関しては、高年次のハイ・インパクト・プラクティス(教育効果の高い学外での体験実習)の基盤となる経験や学びをカリキュラムに組込み、ホスピタリティを構成する諸能力や次世代の教育に携わる人材となるための知識・技能を段階的に身に付けることができるようなカリキュラムを編成している。

【人間社会学部社会福祉学科】

● カリキュラム・ポリシーの教育内容、教育方法の各項目に基づいて、各科目担当教員 が講義・演習・実習を展開している。それに当たっては、それぞれの科目の到達目標 を設定し、シラバスに明示した評価基準及び評価方法で学生の学修成果を評価するこ とで、ディプロマ・ポリシーに定められた専門力を充足しているかを評価することと しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が認められる。

【健康管理学部健康栄養学科】

- カリキュラム・ポリシーの専門教育の項目に基づいて、それぞれの科目担当教員が講義・実習を行い、それぞれの科目の到達目標を定め、評価基準及び評価手段・方法で学生の学修成果を評価し、ディプロマ・ポリシーの専門力の項目を満たしていることを評価しており、一貫性が認められる。
- カリキュラム・ポリシーの専門教育の項目に基づいて体系的に履修モデル(カリキュラム・ツリー)を作成し、それぞれの科目担当教員が講義・実習を実施している。

【薬学部薬学科】

●薬学科では、全学共通科目・薬学専門科目に、本学建学の理念である人間尊重を重視した独自の科目を加えた体系的なカリキュラム(学位プログラム)を通じて、ディプロマ・ポリシーに示す素養及び能力を有する学生を育成する。全学共通科目とディプロマ・ポリシーの関係は全学共通科目カリキュラム・マップに、また、薬学専門科目とディプロマ・ポリシーの関係は薬学専門科目カリキュラム・マップに示しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性がある。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 建学の精神、教育の目的、大学全体の 3 ポリシーを基礎として、専攻会議、学務委員会で検討し、研究科教授会において審議し策定を行った。大学院「履修要項」に掲載し、学生全員にオリエンテーション時に配布、説明することで周知を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、教育目的を基礎として、教育目的に沿った人材育成を実現できるための関連性をもたせている。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 建学の精神、教育の目的、大学全体の 3 ポリシーを基礎として、専攻会議、学務委員会で検討し、研究科教授会において審議し策定を行った。大学院「履修要項」に掲載し、学生全員にオリエンテーション時に配布、説明することで周知を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、教育目的を基礎として、教育目的に沿った人材育成を実現できるための関連性をもたせている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 人間社会学研究科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、 大学院の目的、研究科および専攻の教育目的に基づいて、研究科教授会にて策定して いる。人間尊重の精神と高度な専門知識をもった地域社会のリーダーを育成するため に、観光学と社会福祉学の両学問分野で構成されるカリキュラムを編成しすることで、 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を持たせている。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

●健康管理学研究科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、建学の精神、大学院の目的、研究科の教育目的、専攻の教育目的に基づいて、研究科教授会にて策定している。人間の健康管理において、健康と栄養に関わる専門知識と技能を修得した高度専門職業人を育成することが目的である。そのために、ディプロマ・ポリシーである「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」の四つの項目それぞれを達成するために必要なカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿った特論、演習の科目を開講し、研究科の教員が講義、演習、特別研究指導を実施しており、ポリシーの一貫性を持たせている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

● 薬学研究科のポリシーは、研究科教授会において本学の建学の精神、大学院の目的、 薬学研究科の教育目的及び医療薬学専攻の教育目的に基づいて、策定している。目的 は、医療社会薬学、薬物治療設計学、予防薬学及び医療基盤薬学の分野で実践的な研 究能力を有する研究者を養成することである。そのため、その目的を達成するための 科目を開講していて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を持 たせている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・技能をはじめとした諸能力の獲得を可能とするために、初年次教育、教養教育及び専門教育の授業科目の順次性を考慮して体系的に配置するとともに、講義や実習等を効果的に組合わせたカリキュラムを編成するとしており、A.教育内容、B.教育方法、C.評価の3項目からなっている。
- A.教育内容は、初年次教育、教養教育、専門教育のそれぞれで学修する内容を示しており、大学の理念の理解、アクティブ・ラーニングの理解、大学の学修習慣の形成、省察の意味やポートフォリオについて理解する。
- B.教育方法では、全授業科目でアクティブ・ラーニングを実施する。また、学生一人 ひとりに対して担任となる教員がポートフォリオを活用した面談を年2回行うことに よって学修支援を行うものである。また、伝統文化や書物からの学びによって、これ からの変化の激しい社会の中で、人間性をより豊かにするとの考えから、めざせ100 冊読書を掲げ、読書管理システムを導入し運用している。
- C.評価は、ディプロマ・ポリシーで求められる能力・態度が確実に獲得することができる教育を提供するために自己評価と外部評価を実施している。また、大学レベル、学科レベル、学生レベルごとに評価内容を記載している。
- 平成 30(2018)年 10 月からアセスメント・ポリシーを明示するに当たり、カリキュラ

- ム・ポリシーの C. 評価を独立させ、新たに科目レベルを追加し、4 項目としてアセスメント・ポリシーを策定した。
- 専門科目に基準を設けてナンバリングを実施している。ナンバリングの付与により、 科目の履修段階や履修順序が明確になり、シラバスにも記載することで効果的な学修 が可能となっている。
- シラバスを適切に整備している。シラバスには、カリキュラムを構成する授業科目ごとに、授業のねらい、学生の授業における到達目標、評価手段・方法、テーマ、授業の内容、準備学修(予習・複数等)の具体的な内容とそれに必要な時間、課題(試験やレポート等)に対するフィードバックの方法等を記載している。
- シラバス作成後、第三者によるシラバスチェックを行っている。シラバスチェックは、 シラバスチェック要項に基づき、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方 法等を確認している。また、カリキュラム・ポリシーを具体化、可視化し共有するた めにカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー、ナンバリングを提示することで、 学生が体系的関係を理解しやすくなるよう努めている。
- シラバスは、授業のねらい、アクティブ・ラーニングの類型、ディプロマ・ポリシーの根幹であるホスピタリティを構成する五つの能力別に学生の授業における到達目標、評価手段・方法、評価比率、学生に期待すること、15回の授業テーマと内容及び予習・復習を明示することで、学生が学ぶ意義や目標を明確にしている。また、初回の授業の時に説明し、内容を周知している。
- シラバス作成に当たっては、教務委員会で審議された「シラバス作成の手引き」に基づき作成することとし、科目担当者から提出されたシラバスについては、「長崎国際大学 シラバスチェック要項」に基づき、第三者によるシラバスチェックが適切に実施されている。なお、シラバス作成に係る教員対象の FD も実施している。
- ●新しい 3 ポリシーの設定を機に、アクティブ・ラーニングを全授業で展開している。 学修者の主体性を引き出し、学修を自分にとって意義あるものと認識させた上で、能 動的に授業への参加を促すものとするため、アクティブ・ラーニングを 12 の類型に 分類し、単独又は複数組合わせた授業展開を行うことにした。
- 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度(キャップ制)を設けている。 全学科でキャップ制を導入し、1年間の履修上限を48単位としている。
- 学生の履修登録に当たっては、担当教員又は担任が指導を行う。人間社会学部・健康管理学部の担当教員は、「教養セミナー」「専門演習」の科目担当教員、薬学部では、担任として割振られた学生を担当している。担当教員及び担任は、単位修得状況、進級・卒業の要件、資格取得に係る科目、また、出席状況について個別に確認を行っている。学生は、担当教員の確認後、確認印を受け履修登録届を提出することとしている。
- 履修登録単位数の上限単位を超えて単位を修得している学生は、英検・TOEIC・TOEFL 等、技能審査による文部科学大臣が定める学修等による単位認定、留学に伴う単位認定を受けた者、教職課程履修者、社会福祉学科に所属する介護福祉クラス生、編入学生である。また、年間の GPA 値が 2.5 から 3.0 未満の学生は 2 単位まで、3.0 以上の学生は 4 単位まで上限単位数を超えて履修登録を認めている。

- 薬学科においては、「長崎国際大学 薬学部薬学科履修細則」に基づいて、原級留置の ためにカリキュラム変更が生じた場合等、教育的に有益と担当教員が判断し、学部長 が認めた者には履修登録単位数の上限単位を超えて履修を許可することがあるとして いる。
- 教職課程履修者の教職課程免許状取得に係る修得科目の成績について、平成 28(2016)・平成 29(2017)年度入学生においては、1・2 年次での GPA 値が 2.5 に満たない学生に対しては、警告を行うものとし、改善が見られない場合は、当該免許状取得に係る課程の履修中止を勧告する。また、3 年次では、3 年次前期までの GPA 値の累計が 2.5 に満たない学生に対しても同様に履修中止を勧告する。平成 27(2015)・平成 30(2018)年度入学生においては、GPA 値が 2.0 に満たない学生に対しては警告を行うものとし、改善が見られない場合は、当該免許状に係る課程の履修中止を勧告すると定め、教職課程の質を担保している。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科 目、学科専門科目で構成される体系的なカリキュラム編成を行っている。
- 学科専門科目は、「学科共通科目」、「コース科目」、「専門演習等」の3つの区分から構成されており、学生が専門的な学修をより深められるよう、そして資格取得の勉強や就職活動に早くから取り組めるようにカリキュラム編成がなされている。
- 三つの専門コース (観光マネジメント、スポーツツーリズム、グローバルツーリズム) から選択したコース科目を中心に学ぶことにより、専門的な知識・技能と分析能力の向上を図ることができる。
- 観光マネジメントコースでは、観光に関連する産業や経済、地理や歴史、文化や語学などの科目をバランス良く学ぶことで、幅広い視野を持った人材を育成できるようにカリキュラム編成がなされている。
- スポーツツーリズムコースでは、教員免許(保健体育)、スポーツ指導者、健康実践 指導者といった資格の取得に力を入れており、学校現場、健康関連施設、レジャー産 業などに就職することのできるような人材育成のためのカリキュラム編成がなされ ている。
- グローバルツーリズムコースでは、1年次と2年次に集中して、英語力をつけるための科目を設定し、海外留学が必修となっている。3年次、4年次には、観光の専門科目と英語で行われる専門科目を履修し、観光の専門知識を持ったグローバル人材を育成する。ことができるようカリキュラム編成がなされている。
- ●少人数の「専門演習」及び「卒業研究」では、特定のテーマに関する調査・研究によって知識を深め、その学修成果を発表することにより表現力を身に付けるとともに、 様々な問題解決のための思考力・判断力の向上を図る。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科 目、学科専門科目(基幹科目・展開科目)で構成される体系的なカリキュラム編成を 行っており、その中核には社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目を配置 している。

- 社会福祉学科では、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士(介護福祉クラス所属学生)の国家試験受験資格が得られる。また、健康・生きがいづくり財団の指定科目の単位を修得することにより「生きがい情報士」試験の受験資格が得られ、指定科目の単位を修得することにより「障がい者スポーツ指導員(初級)」、指定科目の単位を修得することにより「福祉心理士」、指定科目の単位を修得することにより「スクール(学校)ソーシャルワーカー」の資格がそれぞれ得られる。これらを指定科目読替表として「履修の手引」に明示し、教育課程に資格取得に必要な科目を体系的に配置し、履修モデルを明示している。
- 社会福祉学科の専門領域科目は、基幹科目と展開科目から構成されている。基幹科目では、必修 13 単位を含む 50 単位以上を選択履修する。基幹科目は、社会福祉、相談援助の基本となる理念、歴史・現状、法規を理解し関心を高めるための科目、その実践に当たって基礎となる医学や介護学に関する科目及び心理学、社会学に関する科目並びに高齢者、障がい者、児童の福祉、社会保障、公的扶助に関する科目、相談援助技術の講義、演習、実習科目が開講されている。また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、スクール(学校)ソーシャルワーカーの現場配属実習を行うに当たって、事前に修得しなければならない科目が開講されている。
- ●展開科目は、学生の資格取得希望に配慮して、社会福祉、医療・精神保健、介護の各分野の科目が配置されている。各分野での重要事項について、関係する理論・技術、実習等についての理解を深め、実践に役立たせる。この展開科目の中から、必修 4 単位を含む 20 単位以上を選択履修することになっている。これに加えて、基幹科目及び展開科目から 10 単位を選択履修することとしている。
- 全学年を通して開講される少人数ゼミ「教養セミナー(1年)」「専門基礎演習(2年)」「専門演習(3年)」「卒業研究(4年)」を中核としながら、それぞれの学生は社会福祉への問題意識を形成し、各自の問題を探求し深めていく。4年次については、3年次の「専門演習」の担当教員が引続き指導し、4年間の学びの集大成として卒業研究をまとめ上げると同時に、その過程において中間発表会を行っている。
- 教育課程は、社会福祉士養成カリキュラムを中心に据え、併せて精神保健福祉士国家 試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、スクール(学校)ソーシャルワーク教 育課程認定(社会福祉士又は精神保健福祉士の国家資格を取得した場合)も希望に応 じて取得できるような構成のカリキュラムとなっている。また、各資格に応じて現場 配属実習を行う。
- 精神保健福祉士養成については、「社会福祉原論 A・B」等の社会福祉士養成との共通 科目と「精神医学 A・B」「精神保健 A・B」等のほか、精神保健福祉に係る「精神保 健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」「精神保健福祉実習指導」が開講されてい る。
- ●介護福祉士養成については、「社会の理解」等の人間と社会に関する科目、「介護概論 I A・I B」等の介護に関する科目、「発達と老化の理解 I・Ⅱ」等のこころとからだ のしくみに関する科目及び「介護における医療的ケア I・Ⅱ」の医療的ケアに関する

科目が開講されている。

- 日本社会福祉養成校協会認定のスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を開設している。この過程は、将来学校や教育行政、地域の児童関連施設等で働くなど、教育と福祉に関連した仕事に関心を持つ学生を対象に、学校や児童福祉施設等での実践を通して、学校におけるソーシャルワークを修得することを目的としている。資格取得に必要な科目として「スクール(学校)ソーシャルワーク論」「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」「スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導」「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」「教育学」「児童心理学」「精神保健 B」「児童福祉論」が開講されている。
- 各自のキャリアプランと資格取得を考えるためのオリエンテーションを 1·2 年次の 1 月に実施している。
- 「社会福祉士相談援助実習」(現場実習) については、2年次に事前に施設の見学を行っている。3年次以降、実習を行う前に、各施設から職員(実習指導者)を招き、各施設の概要、職員の業務内容をはじめ実習の注意事項を確認するための事前指導を行う。また、実習終了後も実習報告書の作成を行い、それに基づき実習先施設の職員、教員、学生が参加しての報告会を行い、最終的には報告集をまとめるなど、事後指導にも力を入れている。
- 「精神保健福祉援助実習」については、実習前に佐世保市の精神保健福祉活動への参加や当事者との交流、精神科医療機関の見学、現場体験学習を行う。実習後には、個別支援計画の整理、実習報告書の作成及び実習報告会を実施し、実習前後の指導にも力を入れている。
- 社会福祉領域から求められる専門人材養成に向けて、国家資格取得を目指すための演習科目として、「社会福祉総合演習(福祉共通)」「社会福祉総合演習(福祉専門)」「社会福祉総合演習(精神)」「社会福祉総合演習(介護)」を開講し、学んだ知識の総点検や、国家試験受験に向けた演習・指導を行っている。
- 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得することにより、卒業と同時に「高等学校一種(福祉)」の教員免許状を取得できる教育課程編成となっている。

【健康管理学部健康栄養学科】

- ●健康栄養学科では、全学のカリキュラム・ポリシーをもとにし、さらに、「管理栄養士養成課程におけるコアカリキュラム 2015」に準拠して作成した学科のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を体系的に編成している。専門基礎科目は、「社会および環境と健康の関わりを理解する」「人体の構造と機能を理解する」「食べ物と健康の関連を理解する」「栄養素等のはたらきを理解する」「疾病の成り立ちについて理解する」、さらに、実践専門科目は、「栄養管理について学ぶ」「ライフステージ等における身体特性と栄養管理について学ぶ」「医療・介護・福祉における栄養管理について学ぶ」「健康・栄養教育の実践を理解する」「健康増進と疾病予防を目指す公衆栄養活動を理解する」「給食と経営管理を理解する」「臨地実習・校外実習へ向けて学習内容を統合する」の12分野で構成されている。
- 健康栄養学科では、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、食品衛生管

理者・食品衛生監視員任用資格が得られる。これらを履修モデル、指定科目読替表と して「履修の手引」に表示している。

● 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得することにより、卒業と同時に「栄養教諭 1 種免許状」を取得できる教育課程の編成になっている。

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、「薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学の分野で実践的に活動できる薬剤師を育成する」ことを教育目的とし、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」に準拠した6年一貫の教育課程を体系的に編成している。薬学科専門教育科目は、基本事項、薬学基礎(物理系薬学・化学系薬学・生物系薬学)、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、総合及び薬学研究の7分野で構成されている。
- 薬学科では、薬学科専門科目の各シラバスに「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成 25 年度改訂版)」の SBO (到達目標)の番号を明記して、その科目の修得によって何が達成されるか、科目とカリキュラムの関係性がわかるようにしている。また、薬学部教務委員会では、全て(1,073 個)の SBO (到達目標)が専門科目のシラバスに漏れなく記載されていることを確認している。
- 薬学科では、基礎薬学から薬学臨床までの専門教育に加え、地域医療、高齢者医療・福祉、介護、生活習慣病の予防改善・健康増進に貢献できる薬剤師を育成するために、他学部との連携によりコミュニケーションやホスピタリティに関する教育(人間社会学部との連携)や、疾病予防・改善・健康増進に関する教育(健康管理学部との連携)を導入して、カリキュラム・ポリシーに沿った科目を開講し、6年間で確実に学修成果があげられるように編成している。
- 全学共通科目、学部・学科専門科目の教育編成に当たっては、適切に区分を設けた上で、科目を必修・選択必修・選択に分け、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数をカリキュラム表に明示するとともに、卒業すると取得できる資格及び薬剤師免許を取得すると実践できる資格・業務を明示している。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 観光学専攻では、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに沿った教育課程のもとで授業を行っている。カリキュラムにおいては、地域の自然や文化の観光活用を意識できる科目(「観光自然資源」、「博物館特講」) や、観光事業やまちづくりに必要な企画・経営・管理の能力を身に付けられる科目(観光事業特講、観光経済特講、観光経営管理特講、観光マーケティング特講)を開講している。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 学生が学修期間の 2 年間で確実に学修成果があげられるように、履修単位登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、教務課職員、主指導教員が履修指導を行っている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

●博士後期課程3年間の学位論文作成指導を効率よく行うために、主指導教員と2名の 副指導教員の指導体制を整えている。このことで、カリキュラム・ポリシーの具現化 を実現している。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

●特論、演習担当教員が、シラバスに記載した内容に準じて、講義、発表、討議等を含めての授業を行っている。「特別研究指導」においては、大学院生に直接実験手技等を指導している。

【薬学研究科医療薬学専攻】

● カリキュラム・ポリシーに沿った科目を開講し、4 年間で確実に学修成果があげられるように標準的な教育研究スケジュールを示している。

3-2-④ 教養教育の実施

- ●教養教育である全学共通科目は、本学の建学の理念である「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としており、導入、人間理解、国際理解、社会理解、自然理解に区分し、学生が幅広い教養を修得できることを目的としている。また、各学部・学科で学修を行うに当たっての基礎基盤となる科目が開講されている。
- 教養教育である全学共通科目の教育課程は、全学教育会議で基本方針及び教育課程の編成方針が示された後、全学共通教育委員会から示された教育課程の編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、具体的な学修支援及び授業支援について審議する。全学共通教育委員会の構成委員は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会からの選出者、事務職員(事務局長若しくは代務者)である。
- 教育基盤センター運営委員会に初年次・共通教育部門を設け専任教員を配置している。 教育基盤センターは、教学担当副学長をセンター長として、学生の学習支援、教育の 質向上に向けて、教養教育及び初年次教育の企画・運営等を行っている。なお、全学 共通教育委員会及び教育基盤センター運営委員会の委員長は、教学担当副学長が行う。
- カリキュラム・ポリシーにおいて、初年次教育として挙げている「教養セミナー」「茶 道文化」「ホスピタリティ概論」は、全学共通科目に配置されている科目である。
- 導入では、初年次教育としての科目である「教養セミナーA・B」「ホスピタリティ概論」を開講しており、大学での学びに必要な聞く・話す・読む・書く等の基本スキルを身に付けることを目指すとともに自校教育を行う。
- 人間理解では、人間、文化、芸術についての教養・知識を深める科目のほか、本学の 建学の理念を体現する茶道の科目を開講している。
- 国際理解では、国際社会の中で、外国語を介したコミュニケーション技能に配慮した 外国語科目、国際感覚と理解を深めるための科目、外国人留学生のための科目を開講 している。具体的には、英語、中国語、コリア語及びフランス語の言語科目、「国際

関係論」等である。

- 社会理解では、社会人として必要とされる社会科学分野及び人文科学分野を開講している。具体的には、「社会学」「法学」「政治学」「統計学」等である。
- 自然理解では、広く自然を理解し、科学的なものの見方や考え方を身に付けるための 自然科学関連科目を開講している。具体的には、「基礎の物理」「基礎の生物」「基礎 の数学」「基礎の化学」「地球環境論」「コンピュータ基礎演習」等である。
- 平成 27(2015)年度より全学共通科目の「茶道文化 I」を必修化し、その建学の理念に関する科目としての位置付けを明確化した。また、平成 29(2017)年度より「ホスピタリティ概論」を必修科目としている。
- 「教養セミナー」での少人数のクラス編成による大学の教育システムの理解、「茶道文化」での心を込めた行動やコミュニケーション力の獲得、「ホスピタリティ概論」での、 学科を超えたクラス編成による建学の理念やディプロマ・ポリシーを意識した自己研 磨、これらをねらいとする編成で、初年次教育の体系化が図られている。
- ●「教養セミナー」は、開学当初から初年次教育として位置付けられていたが、「教養セミナーA」については、平成 29(2017)年度より、全学部・学科、同一授業内容とし、統一したテキストを作成し、運営している。①大学の役割や大学で学ぶ意義を理解した上で、大学の学びに必要な聞く・話す・読む・書くといった基礎的なスタディスキルを身に付けさせる②ディプロマ・ポリシーの到達に向けて、社会人として必要な幅広い教養的知識を有し、実践することができるようになることーを授業のねらいとし、自主的な学ぶ姿勢を身に付けさせる内容としている。
- 伝統文化や書物からの学びによって、これからの変化の激しい社会の中で、人間性をより豊かにするとの考えから、めざせ 100 冊読書を掲げ、読書管理システムを導入し運用している。学生に、大学が学びの場であり、読書という知的作業が不可欠であることを理解させ、教養教育のみならず専門分野においても重要であることを周知している。
- 学生は、読んだ本を読書管理システムへ入力し、読んだ冊数がグラフで表示されたり、本の概要がわかるようにしている。担当教員は、学生の状況を随時確認し、学生へコメントするとともに、教員からの推薦本を提示する。また、学生は他学生の推薦書が確認できるようにしている。教員は、年2回の教員との面談の際においても、100冊読書を推奨している。
- 平成 29(2017)年 4 月に教育基盤センターを新設した。教育基盤センターは、①学修支援教育部門、②初年次・共通教育部門、③教職等支援部門、④評価 IR・研修部門ーからなり、初年次・共通教育部門において、共通教育の企画・運営、初年次教育の企画・運営等を行っている。平成 29(2017)年度の「教養セミナー」及び「ホスピタリティ概論」における実施内容やアンケートをもとに、平成 30(2018)年度の授業内容及びシラバスの検討を行った。「ホスピタリティ概論」については、ファシリテーターの教職員に対する FD・SD(Staff Development)を実施している。
- 教養教育の実施に当たっては、全学共通教育委員会及び教育基盤センターの初年次・ 共通教育部門での提案を受け、教務委員会、学部教授会の議を経て全学教授会で決定 している。

【人間社会学部国際観光学科】

- 全学共通科目及び学部共通科目を通して、社会人として必要な幅広い教養やホスピタ リティ精神の習得を図る。
- 学科共通科目では、観光学の根幹を学ぶための科目を配置し、観光学の基礎的知識を 理解し、多文化が共生する現代社会の諸問題を解決するための能力の伸長を図る。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 初年次教育においては、「教養セミナー」(ゼミ)を軸に、4 年間の学修の基盤となる 大学理念、学修態度の基盤形成、ホスピタリティに関する知識とその精神を身に付け られるカリキュラムを編成している。また、全学共通科目や学部共通科目を通じて、 生涯にわたって自ら学び続ける基礎的教養を身に付けられるよう、カリキュラムを編成している(これらの事項はカリキュラム・ポリシーにも明示されている)。これらに 基づき教養教育を実施している。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 全学共通科目を通して、社会人として必要な教養やマナー、さらに、建学の精神であるホピタリティー精神の修得を図る。
- ●1年次に履修する「栄養の生物学」「栄養の化学演習」は、基礎学力試験の成績に基づいて、習熟度別に 2 クラスに分けて講義を実施している。さらに、化学については、リメディアル教育を実施し、化学の基礎学力の向上を図っている。

【薬学部薬学科】

● 全学科共通内容の必修科目の履修によるホスピタリティ精神の修得に加え、薬学科では、「生命倫理」を必修化して医療人たる薬剤師に必要な人間尊重を基本とする倫理観の醸成を図っている。また、1 年次に「統計学」を必修科目、「基礎の化学」「基礎の生物学」「基礎の物理学」「基礎の数学」のうち3科目を選択必修科目として履修することで、専門科目の学修に必要な基礎学力の向上を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

- 効果的な授業展開のために、全授業科目でアクティブ・ラーニングを取入れている。 アクティブ・ラーニングを 12 の類型で表し、教授法の質的転換に向けた取組みを行 うなど、授業内容・方法に工夫をしている。また、その類型は全授業について、シラ バスに明記することにより、学生への周知を行っている。
- 教学の運営に関しての組織として、教務委員会を設置している。教務委員会は、学部 教育及び全学共通の教務事項、教育改善に関する事項及び教養教育の実施・運営に関 する事項について審議及び調整を行うための組織である。
- 授業方法の改善を意図し、教育基盤センターにおいて、平成 30(2018)年度より新任教員を対象として行う FD として「新任教員のための授業研修会」を行っている。①新任教員の学生理解の促進と円滑な授業実施に向けた研修及び支援、②教員同士の授業に関する熟議の場の提供−を目的とし、本学の教育システムを理解するとともに、本

学のディプロマ・ポリシーの達成に貢献する授業の実施を可能にする授業論や授業方法等に関する研修を行っている。また、新任教員のための授業研修会参加者に対して、授業評価が高い教員の授業参観を行っている。

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、理論だけにとらわれない実学重視のカリキュラムを特徴としており、ハイ・インパクト・プラクティスとして設定した「国内観光研修」「海外観光研修」「語学研修」「海外留学」「インターンシップ」「長期インターンシップ」「地域連携活動」等の学外での学びを通して、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けるとともに、現場で学んだことを活かし成長することを可能にしている。
- インターンシップの研修先は、ホテルや旅館、旅行代理店、市役所、海外等など多岐にわたる。実務経験豊富な教員による講義での幅広い知識の修得に加え、多様な観光現場の実習を体験することで、実践力を身につけ、ホスピタリティの修得も目指すことができる。インターンシップを有効に機能させるために、本学では受け入れ先との十分な打ち合わせを経て、学生に事前教育を行っている。
- 長期インターンシップは、近隣のハウステンボス、ホテルオオクラ JR ハウステンボスだけでなく、ニュージーランドなど海外のプログラムも行っている。
- その他、学外実習を伴うものには、国家資格である博物館学芸員の資格取得のため学 芸員養成課程の「博物館実習」や日本語教員養成課程の「日本語教育実習」等がある。

【人間社会学部社会福祉学科】

● 授業方法の改善を進めるための組織体制については、大学全体で実施される授業公開に全教員の出席を義務付けるとともに、授業公開後は人間社会学部において意見交換会を実施し、成果のフィードバックと共有を図っている。さらに、学生による授業アンケートの評価点や自由記述から、改善が必要と思われる授業担当者や、新任の教員に対しては学部長が面談を行い、改善に努めている。

【健康管理学部健康栄養学科】

● 教員の教授法の改善を進める対策として、助教以上の教員が担当する科目の授業を公開し、助手を含めた学科の全教員が授業を参観し、担当教員の教授法等についてアンケートに意見等を記載し、集計した意見等を担当教員へフィードバックしている。さらに、学生による授業アンケートの評価点や自由記述の内容から、自己点検・評価委員会の教員、学科長及び学部長による面談を授業法の改善が必要と認められる教員に対して行い、それぞれ評価点の低い項目について、4人で熟考し具体的な授業法の改善策を立案し実行している。

【薬学部薬学科】

● 薬学科では、授業公開終了後に、全教員による振り返りの意見交換会を開催して、アンケート結果をフィードバックするとともに、授業を公開した教員からの教授方法の

特徴などに関する報告と質疑応答を実施する等して、効果的な教授方法の共有を図っている。また、学生による授業アンケートの結果、理解度や満足度に関する評価点が低い科目の担当教員に対して、学部長、学科長、自己点検・評価委員が個別面談を実施して、当該科目の教授方法の問題点を把握・共有するとともに、学生の理解度向上に向けた教授方法の具体的な改善策を検討している。

【人間社会学研究科観光学専攻】

● 学生が学修期間の 2 年間で確実に学修成果があげられるように、履修単位登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、教務課職員、主指導教員が履修指導を行っている。

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

● 学生が学修期間の 2 年間で確実に学修成果があげられるように、履修単位登録時にシラバスや学生の研究課題を踏まえて、教務課職員、主指導教員が履修指導を行っている。

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

● 特講・事例研究の科目を対象に学生による授業アンケートを実施し、教育・研究内容の質保証に努めている。また、学生の修学状況及び学位論文作成進捗状況については、 専攻会議等において指導教授による報告を行っている。

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- ●1 年次における特論・演習の履修は、特別研究指導教員と相談の上、履修する特論・ 演習を決定し、さらに、特論・演習の開講は、特論担当の教員と相談の上、学生と教 員に時間的不都合が起こらないように配慮している。
- 1 次生は、3 月に実施する健康栄養研究報告会において、研究成果の報告を義務付けている。

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 1-3 年次生は、9 月実施の「研究進捗状況報告会」で報告することを義務付けている。 これによって、得られたデータから導かれた結論の妥当性を議論し、論文作成のため の資料整理につなげている。
- 4 年次は、学術雑誌への投稿、予備審査、博士論文審査請求、本審査が適切に行われるように研究・教育指導を行った。
- 平成 30(2018)年度はグローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「Basic and Advanced Sciences of Drug Discovery」)を開講した。
- プレゼンテーション能力醸成のため、テーマを選んで発表・討議を行い、それを評価 した(「プライマリ・ケア演習」)。

- 3-3 学修成果の点検・評価
- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
 - (1) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価している。
- ●本学では、学生の学修状況の把握及び意識調査には在学生アンケート(一年生調査、上級生調査)を、自己点検・評価委員会と IR センターが主体となり実施している。また、資格取得状況の把握、就職状況の調査及び企業アンケートはキャリアセンターが実施している。その結果は、IR センター会議、就職委員会で報告書として作成された後、各学科に提示して学修成果を分析・評価している。その点検結果は、自己点検・評価委員会に報告され、全学教授会に報告し、学内ポートフォリオや大学ホームページで公開している。
- ●学生は、ポートフォリオを通して、学修の成果物であるレポート、学修に活用した資料、教員からの配布物等、学生自身が学びのプロセスや成果を示す資料・コンテンツ等を継続的に蓄積している。学生は、継続的かつ定期的に学びを振返ることを通じて学修の到達度を確認し、取組むべき課題を発見することができる。また、教員から個別指導を受けることで適切な学修支援を獲得して学びを深化させ、さまざまな知識と技能を自主的に修得することができる。このような学修の体験を繰返すことで、生涯にわたり学び続ける力を形成することができる。
- 学修成果を総合的に判断する指標として GPA 制度を導入しており、半期ごとに配布 される成績通知表に履修登録した全科目の成績評価を GPA 値で表している。学生は、 自主的な学修が一層進められるようこの指標を基に学修成果を確認し、計画的な履修 管理と学修意欲の向上に努めている。また、教員は、GPA 値を履修指導及び学修指導 に役立てている。
- 教員は、ポートフォリオを活用することで、学びと教育のプロセスを可視化し、その プロセスを学生と共有することができ、学生の学修行動を把握できる。教員は、学修 行動の記録を活用して授業の点検・評価を行うことで、課題を発見するツールとして も活用できる。
- 教育目的の達成状況の点検・評価に関しては、各学部・学科はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが達成されていることを基本としている。ディプロマ・ポリシーは観点別に明示してあり、ディプロマ・ポリシーをもとにカリキュラム・ポリシーが策定されており、それらを達成するために個々の科目が設定され、シラバスが作成されている。よって、シラバスに基づき個々の科目が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。
- 学修の評価は、各科目の基準に沿って行う。学生の授業における到達目標や予習・復習の学修内容についてはシラバスに示されている。

- 学生の授業における理解度を把握するためにリフレクション・カードの活用も行っている。リフレクション・カードには、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等が記載でき、教員は、内容等を確認し、次の講義でフィードバックすることができる。また、クリッカー、ポートフォリオのレスポンでのアンケートシステム等を利用している教員もいる。
- ●ディプロマ・ポリシーの達成に当たり、ホスピタリティの獲得を具体像としており、 学生は、所定の単位数を修得し、ホスピタリティを構成する五つの諸能力を身に付け 活用することを目標としている。また、ディプロマ・ポリシーで求められている能力 の獲得状況を卒業ポートフォリオに記録し、五つの諸能力の獲得も含め、外部の専門 家、あるいはステークホルダーが参加した委員会で評価を行う。
- ●ホスピタリティ・ルーブリックは、ディプロマ・ポリシーに掲げるホスピタリティを 構成する五つの能力である「専門力」「情報収集・分析力」「コミュニケーション力」 「協働・課題解決力」「多様性理解」を学生は項目ごとに達成状況を省察・自己評価する。
- 学生のディプロマ・ポリシーに掲げるホスピタリティを構成する五つの能力の獲得については、ホスピタリティを構成する五つの能力である「専門力」「情報収集・分析力」「コミュニケーション力」「協働・課題解決力」「多様性理解」について、ホスピタリティ・ルーブリックを使用して確認している。具体的には、年2回、学期ごとに学生が行ったホスピタリティ・ルーブリックを用いて省察と自己評価をもとに、担任の教員が点検評価し改善に向けた助言を行い、学生はポートフォリオに記載している。
- 免許・資格取得状況については教育目的に基づいて、各学科において点検・評価を行っている。本学は、学芸員、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、栄養士、管理栄養士、薬剤師、教育職員免許状等多くの資格を取得できる教育課程を編成していることから、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。平成29(2017)年度の免許・資格取得状況は、以下のとおりである。

表 3-3-1 社会福祉学科免許・資格取得状況

資格名	受験者数	合格者数 取得者数	備考
社会福祉士	44 人	13 人	合格率 29.5%
精神保健福祉士	5 人	5 人	合格率 100%
介護福祉士	7 人	7人	合格率 100%
生きがい情報士	8人	8人	合格率 100%
保育士(全科目合格)	2 人	2 人	
教育職員一種免許状		1人	高等学校/福祉1人

表 3-3-2 健康栄養学科免許・資格取得状況

資格名	受験者数	合格者数 取得者数	備考	
管理栄養士	74 人	74 人	合格率 100.0%	
栄養士	_	74 人		
教育職員一種免許状	_	1人	栄養教諭一種	

表 3-3-3 薬学科免許・資格取得状況

資格名	受験者数	合格者数	備考
薬剤師(新卒)	71 人	64 人	合格率 90.1%。加えて既卒 23 人が合格
共用試験(OSCE)	106 人	106 人	合格率 100%、4 年次実施
共用試験(CBT)	106 人	105 人	合格率 99.1%、4 年次実施

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、資格の取得状況等を教育目的の達成状況の指標の一つとして活用 している。
- ●旅行業務取扱管理者養成課程では、国家試験の前に、3回の模擬試験を実施し、到達目標に達しているかを測定し、学修指導に活用している。平成30(2018)年度までの成果を踏まえて、国家試験対策を考慮した1科目を、平成31(2019)年度からカリキュラムに新設し、運用することを提案し了承され、改善を図っている。
- 学芸員資格、スポーツリーダー資格の取得状況は次のとおりである。学芸員資格取得者は、平成 27(2015)年度は 14 人、平成 28(2016)年度は、28 人、平成 29(2017)年度は 43 人であった。スポーツリーダー資格取得者は、平成 28(2016)年度は 24 人、平成 29(2017)年度は 17 人であった。
- 日本語教員養成課程では、定められた科目の単位修得者には修了証が授与され、平成 28(2016)年度は6人、平成29(2017)年度は28人の修了者であった。
- グローバルツーリズムコースでは、各学年において英語力の到達目標を設定している ことから、英語試験「CASEC」を使用し到達目標に達しているかを測定し、指導に活 用している。
- 平成 29(2017)年度のグローバルツーリズムコースの学生の CASEC の TOEIC 換算得点の入学時と比較して伸びた得点の平均は、1年次生の後期終了時に+116.3点、2年次生は留学前の前期終了時点で+148.1点、3年次生の後期終了時には+289.0、4年次生は、在学中のベストスコアの平均が672.5点、入学時とベストスコアの伸びの差の平均は+327.0点となった。
- 1~3 年次生で修得単位数の少ない学生については、単位修得状況をイエローゾーンと レッドゾーンに分け、教員間で情報を共有するとともに、ゼミ担当教員が個別に指導 をするように工夫している。
- グローバル社会に適応する知識・技能を修得するために、日本人と留学生の共修によるグローバル人材育成を目的とした「長崎発グローバル人材育成プログラム」(文部科学省 GP 事業)を活用して、国際感覚を身に付けた学生の輩出を促した。なお、GP

事業は平成29(2017)年3月末をもって終了したが、取組みは継続して実施している。

- 留学生については、授業内容を十分に理解して留学の目的が達成できるように、国際 交流・留学生支援センターと協力して日本語能力試験の N1・N2 取得者を増やすよう 尽力している。
- 公務員・教養課程受講生の、各種検定試験の合格状況は次のとおりである。

検定 級 人数 2級 1人 準認定 日本語検定 3級 認定 9 人 準認定 9人 4級 認定 1人 準認定 2 人 思考力検定 準2級 1人 2級 1人 日商簿記検定 3級 5 人 サービス接遇検定 3級 4 人 2級 3 人 秘書検定 3級 8人

表 3-3-4 国際観光学科公務員・教養課程の各種検定試験合格状況

(サービス接遇検定は、当課程で出願を受け付けた学生のみ)

● ホテル経営管理者養成課程では、ホテルビジネス検定の資格取得を目指して学科教員による勉強会を実施している。平成 29(2017)年度のホテルビジネス検定 2 級の合格者は、前年度の 4 人から 10 人に増加した。

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学修の評価については、各科目担当教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに準じて作成したシラバスに記載した到達目標、評価手段・方法、評価基準に従って、学生の学修評価を適切に実施している。
- 4 年次に社会福祉総合演習(福祉共通)、社会福祉総合演習(福祉専門)、社会福祉総合演習(精神)、社会福祉総合演習(介護)の各科目を開講し、各専門領域における学修事項の総合的・体系的な理解を図るとともに、国家試験受験対策のための学修へとつなげている。また、社会福祉国家試験受験対策のための「夏季特別対策講座」や時間外の「課外講座」を実施し、学修内容の理解の補強を図っている。また、受験予定者への面談の実施している。社会福祉士国家試験受験対策とは別途に、精神保健福祉士国家試験受験対策では週に1度程度の学習会を実施、介護福祉士国家試験受験対策としての勉強会を定期的に実施している。
- 上記の学修の成果を把握し、今後の学修内容に反映させていくために、年4回の外部業者の模試を実施し、レベルのチェックを行う。その結果については、一覧表にしたものを全教員に配信し、学生の学修状況の共有を図るとともに、学科長をはじめとする教員による受験学生との面談を実施し、学修成果のフィードバックを図っている。

- 学生の日常の学修状況については、各ゼミの担当教員が把握するとともに、前・後期の終了時にはゼミ担当教員が個人面談を実施し、学修指導を行っている。その上で、日常の学修に不安や課題のある学生については、学科内に独自に設置した社会福祉学科学生支援委員会におけるカンファレンスを定期的又は随時実施し、学科全体で課題の共有を図るとともに、それに基づく学修指導を行っている。
- 学修上特に支援の必要のある学生のために、学科内に SA(Student Assistant)制度を設けている。これは、SA として登録された 3・4 年次生が、対象となる 1・2 年次生の学修指導を 1 対 1 で行うというものである。指導学生と受講学生のマッチングをはじめとする制度の運営は社会福祉学科学生支援委員会が行い、SA による学修支援の状況については、ゼミ担当教員が行う。これにより、学修習慣の確立や日常の学修状況の把握を行っている。

【健康管理学部健康栄養学科】

- アドミッション・ポリシーを踏まえて、1 年次生は入学後に化学と生物の基礎学力試験を実施して、基礎学力の評価を行い、その評価に基づいて、学科専門科目群の関連科目の「栄養の化学演習」必修 1 単位科目と選択科目である「栄養の生物学」での授業を円滑に実施するためにクラス編成を行うことによって、学生の基礎学力に対応した授業を実施している。
- 各学年ともに前・後期定期試験終了後に、全学生が受けた定期試験の科目担当教員より定期試験の合否を集約、まとめたものを一覧にして教員に配布している。それを学生の学修指導の資料として活用しながら、担当教員が面談を実施している。
- 4 年次生は、国家試験模擬試験の成績の推移のまとめと科目ごとの詳細な分析を行い、 現状での学生の科目ごとの実力を評価したものを、教員に配布している。それを学修 指導の資料及び各科目担当教員の国家試験対策における資料としている。
- 学修の評価については、各科目担当教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに準じて作成したシラバスに記載した到達目標、評価手段・方法、評価基準に従って、学生の学修評価を適切に実施している。

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、各学期の定期試験終了後に担任が担当学生の成績をいち早く Web システム上で確認できるようになっており、担任は個別面談において試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。また、担任は学生の学修状況や生活態度等に問題がある場合は、随時面談を行い、必要に応じて保護者に連絡を取って対処している。また、1年次の「教養セミナーA・B」の各担当教員は、担当学生が大学生活に適応しているかを把握するよう努めている。
- 薬学科では、1~4 年次の各学年に配置された学年主任(各3人)が、学年全体の学修 状況を把握するとともに、夏休み CAI(Computer Aided Instruction)課題の実施等、 学年単位での修学対策を講じている。
- 薬学科では、実力試験や演習関連の試験結果(学内順位、正答率等)を担任教員に配信して、担当学生の試験結果を詳細に分析して迅速な学修指導に供するとともに、総

合演習科目やそれに付随する科目担当教員へフィードバックできるようにしている。

- ●各専門分野で学修した知識・技能に関する事項の整理と総合的理解を目的として、全分野を網羅した「総合演習 I・II・IIIA・IIIB」を 4~6 年次に実施している。また、1 週間の演習内容に関する小テストを翌週月曜日に実施するなどして、学生に平素からの学修を促すとともに、知識の定着を図っている。
- 薬学科では、国試・CBT 対策委員会が中心となって実力試験を行い、その結果を踏まえ必要に応じて、弱点補強のための講義・演習や成績不振者を対象とした講義・演習を実施するなど、学修指導の改善に努めている。平成 28(2016)年度より、6 年次前期開講の「総合演習ⅢA」の一次判定不合格者を対象として 3 日間の夏期勉強合宿を開催し、同科目の再試験(二次判定)に向けた学修支援を教員の個別指導を含めて行っている。また、同科目の一次判定不合格者の保護者を対象に薬学部独自の保護者懇談会を開催することで、教員と保護者間においても学修進行度や苦手分野等の情報を共有している。

【大学院】

- ◆大学院においては、学生による授業アンケートを実施して、評価結果は学修成果の点検と授業改善に活用している。
- 論文作成の段階において、修士課程においては中間発表会を、博士課程においては、 地域マネジメント専攻では中間発表会、医療薬学専攻では研究進捗報告会を実施して いる。専任教員が点検・評価を行い、学位論文の作成の質及び評価を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- 各学期1回、学生による授業アンケートを実施している。集計結果は、授業に対する感想・要望(自由記述欄)も含めてウェブサイトを使ったハイブリッド授業評価システムにより担当教員に返却しており、アンケート結果に対して、どのように改善するのかをまとめたアクションプランシートを作成している。アクションプランシートでは、授業の省察を行うとともに、次の授業ではどう改善していくのかを記載することになっており、PDCA サイクルが適切に行われるシステムを構築している。また、アンケートの結果とアクションプランシートをまとめて「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」として学内ポートフォリオと大学ホームページで公開している。
- ●授業アンケート実施後は、各担当教員がその結果を自分の授業に活かすとともに、自己点検・評価委員会で全体の結果を分析し、教員だけでなく、学生にもフィードバックしている。また、ベストティーチャー賞を設けてアンケートの結果をもとに顕彰し、教育評価を実施している。
- 教育内容の充実、改善のために、教員相互間の授業公開を実施し、全教員が必ず授業 参観を行うように義務付けており、授業公開後は、教員間で情報を共有し授業改善に 活かしている。
- 全ての教員は年度末に「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」にお

長崎国際大学

いて教育活動、研究活動、社会活動の自己点検・自己評価を行い、教育内容・方法及 び学修指導、研究活動等を報告するとともに改善策を記述し、諸活動の向上に努めて いる。

● 在学生アンケート、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート、学長カフェで出された意見は、自己点検・評価委員会等でアンケート調査をまとめ、全学教授会で報告しており、学生からの要望等や改善が必要な点については、該当部署で対応策を検討することとしている。今までに、教学面では、全学無線 LAN、CALL システムの導入、アクティブ・ラーニングができるような机・椅子の入替え、ホワイトボートの設置及び各教室のプロジェクターの入替え等が実施された。また、施設面においては、駐輪場の整備、テレビカメラの設置等を行った。

基準 4 教員・職員

- 4-1 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 円滑な大学運営を遂行する上で、学長のリーダーシップを支え職務を助けるために副 学長を置くことができることを、副学長の設置及び選考に関する規則に定めている。
- 副学長を2人任命しており、1人は、教育基盤センター長、全学共通教育委員会委員長、自己点検・評価委員会副委員長(委員長は学長)、IR センター長、教職課程委員会を担っている。もう1人は、国際交流・留学生支援センター長、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター長、人事委員会委員長、輸出管理委員会委員長、産学連携総括責任者、人間社会学部社会福祉学科統括責任者を担っている。
- 学長を議長とし、副学長、学部長及び研究科長、事務局長、事務局次長、理事長、法人本部長、法人本部次長及び法人事務局長により構成される運営会議を、全学的な教育目標・計画の策定、予算、教員人事、学則・規則等の制定・改廃に関する事項を審議事項として原則として毎月1回開催し、法人・大学間の情報共有を行いながら、学長の円滑な意思決定を補佐している。
- 学長、副学長、学部長、事務局長による部局長会及び部局長会のメンバーに理事長、 法人本部長を含めた幹部懇談会を、原則として水曜日の昼食時に交互に開催し、情報 共有と意思疎通を行っている。
- 事務局の事務局長、事務局次長、各課長・室長・センター長により構成される責任者 連絡会(原則、毎週水曜日開催)に学長が参加し、事務局各課における連絡・課題事 項、学生からの要望等について情報共有と意思疎通を行っている。
- 教学に関する IR を実施して本学運営のための学長の意思決定を支援することを目的 として IR センターを設置している。また IR センターの事務を所掌するため大学評 価・IR 室を設置し専任職員を配置している。
- 学長の教学運営の方針については、全学教授会、学部教授会等でも自ら又は副学長に て周知し、教学運営への反映に努めており、大学の意思決定と業務執行における学長 の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。
- 教務委員会での審議事項及び審議された内容等を教務委員長、副委員長、教務課長が、 学長に報告し教学運営に反映させている。
- 学生の要望に応えるため、年 2 回学長カフェを開催している。4 学科から各 2 人の学生が参加し学生からの意見を徴収している。
- このように、大学の意思決定と教学マネジメントのために整備したサポート体制を活用しながら、学長は適切にリーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- 学校教育法に基づき、教学面で学長が意思決定を行うために審議し意見を述べるため の機関である教授会について、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定めている。
- 全学教授会、学部教授会は、「長崎国際大学教授会規程(以下「教授会規程」という。)」 において教授会の組織、審議内容、議決方針、運営等に関して必要な事項を定め、適 切に機能している。
- 3 学部に所属する教員から構成される合同の全学教授会を設置し、議案の審議等を行い、適正に運営している。
- 全学教授会においては、①教育課程に関する事項②学則その他諸規程諸規則等の制定、 改廃に関する事項③学生の入学に関する事項④学生の賞罰に関する事項⑤学長が諮問 する事項⑥その他教育・研究上必要と認められる事項ーを審議事項としている。その 他、各学部教授会、各委員会、各研究科教授会の報告等を行い、全学における情報等 の共有に努めるなど適正に運営している。
- 3 学部には、各学部の所属教員から構成される学部教授会をそれぞれ設置し、①学部の教育課程の立案②学部の授業に関する事項③学部に在籍する学生の卒業に関する事項④学部に在籍する学生の学位の授与⑤学部に在籍する学生の指導及び支援に関する事項⑥学長及び学部長が諮問する事項⑦その他、学部における教育・研究上必要と認められる事項ーを審議し、全学教授会に報告するなど適正に運営している。
- 大学院については、3 研究科にそれぞれ教授会を置き、教学面で学長が意思決定を行 うために審議し意見を述べるための機関として、適切に機能している。
- 1 学部 2 学科で構成される人間社会学部においては、各学科に設置する学科会議において、人間社会学部教授会の前に、①各学科運営の基本方針に関する事項②各学科の授業科目の編成及び担当者の配置に関する事項③学長又は人間社会学部長が諮問する事項④その他、各学科の教育研究及び運営に関し、各学科の学科長が必要と認めた事項ーを審議し、学部教授会に報告・提案するなど適正に運営している。
- 全学の教育課程や学生補導等の各分野において、学部間で横断的に協議すべき横断的 に協議すべき諸事項については、全学の委員会及びセンター等を配し、原則毎月1回 開催するもの、必要に応じ開催するものと規定して、教授会の議案の事前協議等を適 正に行っている。
- 全学的な委員として、全学教育会議、教務委員会、学生委員会、入試・募集委員会、 就職委員会、図書館委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、IR センター会 議、ハラスメント対策委員会等 34 の委員会があり、大学改革の更なる推進のため協 議している。
- 前述の全学的な委員会のほかに動物実験委員会、放射能障害予防委員会、発明等審査 委員会、教員資格審査委員会等を配置し、法令の定めによるものは法令を遵守し、そ の他については、必要に応じ委員会を開催し、学部有識者及び学生の意見を徴収し、 教学の推進に努めるよう適正に行っている。
- 大学及び大学院の教育活動の総合的実施に係る事項について審議を行うために全学教育会議を設置し、また、本学のグローバル化を推進することを目的としてグローバル

推進協議会を設置している。

- 各委員会は、教職協同で開催されており、構成員として教員はもとより、事務所管の 責任者及び事務局長又は事務局次長が委員となり、学長の基本方針をもとに協議を進 め推進している。
- 学長は、全学教授会及び学部教授会において、本学における教育の充実や大学運営の ための方策等について意思表示をし、本学のガバナンスに努めている。
- 学部教授会の後、全学教授会の前に、全学教授会で審議又は報告する案件を事前に協議して、調整するために学務協議会を開催している。
- このように、学科、学部、全学と縦の組織ラインと、学部横断的委員会、センターに おける協議を重ねることにより、学内の意思決定は組織的に行われ、適切に機能して いる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- 「学校法人九州文化学園 組織規則」第7条及び「長崎国際大学 学則」第8条第3項により、学長は、理事長の命を受け大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、大学を代表すると定めている。また、学長は公務をつかさどると定め、大学の意思決定を行う学長の権限と責任を明確にしている。
- ●「長崎国際大学 学則」第8条第4項により、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園 組織規則」第12条及び学則第8条第5項、「長崎国際大学大学院 学則」第8条第1項により、学部長及び研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどり、必要に応じ学生の教育をつかさどることを定め、権限と責任を明確にしている。
- 「学校法人九州文化学園 組織規則」第 11 条及び「長崎国際大学 事務組織規程」第 4 条により、大学事務局長は、学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定め、権限と責任を明確にしている。
- 学生の懲戒については「長崎国際大学 学則」第 46 条及び「長崎国際大学 賞罰規程」 により、全学教授会の議を経て、学長が行うことを明記し、意思決定の権限と責任を 明確にしている。
- 使命・目的を達成する教学マネジメント体制を構築する基本組織として、「長崎国際大学 学則」第3条により本学に学部及び学科を、第5条により研究科を、第6条で図書館を、第6条の2でセンターを、第7条で事務局を置くことを定めている。
- また、「長崎国際大学 学則」第5節運営組織により、運営会議、教授会、全学教育会議、グローバル推進協議会を置くことを、「長崎国際大学大学院 学則」第8条第2項に研究科教授会を置くことを明記して定め、教学マネジメントを構築している。
- 教学マネジメントを行う構成員である教職員に関して、「長崎国際大学 学則」第8条 第1項により本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その 他必要な職員を置くことを、また第2項により副学長を置くことができることを定め ている。また、「学校法人九州文化学園 組織規則」第16条で、教育職員の教授、准 教授、講師、助教、助手の一般職務を、第17条で事務職員の一般職務を定めている。
- 前述の運営会議、全学教育会議、グローバル推進協議会及び「長崎国際大学 教授会規

- 程」第 12 条の定めにより、設けている各全学委員会の各関連規則・規程において、事務局長や代務者、関連する事務局職員を構成員とすることを定め、職員の経営・教学組織への参加を明記し、教職協働を適切に実施している。
- 「長崎国際大学 学長選考規則」第 2 条により、学長候補者の資格として、学校法人 九州文化学園の建学の精神、長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解するも のであることを明記しており、学長による大学の意思決定及び教学マネジメントは、 大学の使命・目的に沿って適切に行われるようにしている。
- 「長崎国際大学 事務組織規程」を整備して、事務及び厚生補導を含む教学マネジメントの遂行に必要な部署を明示して設置し、各課等の分掌事項も明記の上、必要な人員を適切に配置している。

4-2 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- 全ての学部・学科、研究科・専攻及び大学全体において、大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数を満たす教員を確保し、教育課程に即して適切に配置している。
- 教員の採用については、「長崎国際大学 教員選考規程」により選考方針、職位ごとの 資格基準を定めており、大学ホームページや専門機関を通して広く公募している。ま た、教員の昇任については、「長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規」「昇任 人事の審査基準」を定め、基準に従って適切に運用している。
- 採用・昇任の方針については、学長の諮問委員会である人事委員会の審議事項として 定め、委員会で議決された事項は、委員長が学長に答申する。
- 実際の教員の採用・昇任については、教員資格審査委員会においてその資格を審議し、 結果については運営会議に報告し、適切に運用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- FD(Faculty Development)に関しては、毎年度目的、目標及び実施計画を、自己点検・評価委員会及び教授会で審議し、教育内容・方法等の改善を行っている。
- 本学における FD は、大学設置基準第 25 条の 3 及び「長崎国際大学 自己点検・評価 委員会規程」第 2 条 5 に基づき、学部及び大学院の教育内容等の改善のための組織的 な研修及び研究を実施し、教育力の向上を目的としている。
- 全学 FD 活動として、公開授業の推進、授業アンケートの実施、教育向上研究会(各種講演会等)、大学間連携の FD 活動(九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム及び包括連携協定校との合同 FD 等)を実施している。
- 平成 29(2017)年度は、12 回の FD を教育向上研究会として実施した。内容はポートフォリオの活用、修学上配慮が必要な学生の対応、初年次教育に関することや、高等

教育政策に関することなどである。FD は、教授会終了後に開催するなどして、参加しやすい実施計画としている。任意参加、全員参加のもの等対象を明確にし、教員はいずれかのFD には必ず出席している。また、一部職員が参加しているFD もある。

● 平成 30(2018)年度からは、新任教員を対象とした「授業研修会」開催している。授業に対する意見交換や授業参観、外部講師を招いての講演会、また、授業公開などを計画し、授業改善を行うとともに、報告書をまとめている。

4-3 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
 - (1) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向 上への取組み
- SD(Staff Development)に関しては、毎年度目的、目標及び実施計画を、自己点検・評価委員会及び教授会で審議し、教育内容・方法等の改善を行っている。
- ●本学における SD は、大学設置基準第 42 条の 3 及び「長崎国際大学 自己点検・評価委員会規程」第 2 条 6 に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修としている。
- 全学 SD 活動として、幹部教職員等(学長、副学長、学部長等)を対象とした研修(高等教育政策に関する外部研修を含む)や、一般職員を対象とした外部団体等の研修参加等を実施している。
- その他、事務職員を対象として、事務職員職階別研修(初任者研修、中堅職員研修)、 グローバル化に対応するための語学研修、職務別研修(外部団体等の研修参加を含む) 等を実施している。
- 平成 29(2017)年度の実績は、FD と同時開催も含め 14 回実施した。実施形態は、学長、副学長、学部長、学科長、課長以上の職員を対象としたり、事務職員だけを対象としたもの、FD と共催のもの等がある。内容は、認証評価に関することや、コンプライアンス研修、語学研修等としている。

4-4 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
 - (1) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 教授、准教授、講師、助教について個室の研究室を付与している。また着任時に、すぐに職務に従事できるように、机・椅子等の什器、パソコンを大学より貸与している。 助手については、合同助手室やラボを整備し、机・椅子等の什器、パソコンは同様に 着任時に貸与し、また、各研究室にはインターネット環境を整備している。

- 薬学部については、分野ごとに必要に応じてラボを整備し、有効に活用している。
- 大学院生については、各研究科とも大学院生研究室を整備し、有効に活用している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- 研究者の知的財産を公正に取扱い、利益を守り、動機付けを行うことで研究活動を活性化できるように、「長崎国際大学 知的財産ポリシー」「長崎国際大学 技術移転に伴う知的財産権取扱規程」「長崎国際大学 発明等規程」「長崎国際大学 発明等規程取扱細則」を整備し、運用している。
- 研究倫理に関して、「長崎国際大学 研究倫理指針」「長崎国際大学 研究倫理委員会規程」「長崎国際大学 研究者等の行動規範に関する規程」を整備し、運用している。
- 生命倫理に関して、動物実験を伴う生命科学研究を行うに当たっては、各種の法令・ 基準を踏まえ、「長崎国際大学 動物実験に関する規程」を整備し、運用している。
- ●研究活動の不正防止や研究費の不正使用防止に関する以下の諸規程を整備し、運用している。
 - ▶ 長崎国際大学 利益相反に関する規程
 - ▶ 長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針
 - ▶ 長崎国際大学における納品検収の取扱内規
 - ▶ 長崎国際大学の契約に係る取引停止の取扱要項
 - ▶ 科研費等の事務処理に係る各段階の分掌の概観図
 - ▶ 公益通報者の保護に係る通報のフロー図
 - ▶ 長崎国際大学における科研費等の事務処理に係る分掌要項
 - ▶ 科研費物品調達フロー
 - ▶ 長崎国際大学 公的研究費等に関する不正防止計画
 - ▶ 長崎国際大学 公的研究活動の不正の調査等に関する規程
 - ▶ 長崎国際大学 公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程
 - 長崎国際大学 換金性の高い物品等の管理内規
 - ▶ 長崎国際大学 公的研究費に関する間接経費取扱内規
 - 長崎国際大学 物品発注内規
 - ▶ 長崎国際大学における共用設備購入に関する取扱内規
 - ▶ 長崎国際大学 公的研究費に関する内部監査内規
 - ▶ 長崎国際大学 研究データの取扱い等に関する内規
 - ▶ 長崎国際大学 研究費不正使用防止委員会規程 等
- 「長崎国際大学 安全保障輸出管理規程」を整備し、学術研究の健全な発展に配慮しつ つ、国際的な平和及び安全の維持に寄与する体制を整備し、運用している。
- 「長崎国際大学 研究倫理指針」に基づき、大学の研究者、大学院生、訪問研究員、客員教授及び研究費に関する一部事務職員を対象に、日本学術振興会の研究倫理 e・ラーニングコースの受講を義務付けて実施している。また、今年度は学部学生に対する研究倫理教育の一層の推進を図るため、新たに全学年共通の研究倫理に関するリーフレットを作成し、配布を行った。なお、科研費等の公的研究費不正使用防止に関しては、専門知識を有する外部講師により、教職員を対象として科研費の使用に係るコンプラ

イアンス研修を実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- 「長崎国際大学 教員研究費取扱規程」により、全ての専任教員については、研究費及 び研究旅費を毎年適切に配分している。
- 上記個人研究費とは別に、人間社会学部国際観光学科、人間社会学部社会福祉学科、 健康管理学部健康栄養学科については学科共同研究費を、薬学部薬学科については研 究室研究費を毎年、配分している。
- 年次の事業計画策定時に学部・学科ごとに科研費等に関する数値目標を設定し、外部 資金の導入の努力を行っている。
- ●外部資金の導入に関し、「長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」を制定した。また、その推進を図るため「長崎国際大学 共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、直接研究費、間接研究費の透明性を確保するための積算方式の導入及び外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行うこととした。
- 科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催している。
- 学内公募型の学長裁量経費において、地域研究、科研費チャレンジの区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた支援を行うことで、外部資金の導入に向けた努力を行っている。

基準5 経営・管理と財務

- 5-1 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
- (1) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- 学校法人九州文化学園は「学校法人九州文化学園 寄附行為」の第3条において、「この法人は、教育基本法・学校教育法に関する法律に従い、学校教育を行うこと」を定めており、第6条で理事の選任を定め、第11条(理事長の職務)で理事長はこの法人を代表し、その業務を総理することを明記している。また、第7条において監事の選任を定め、第15条で監事の職務を明記している。第16条でこの法人に理事をもって組織する理事会を置くこと、第19条で評議員会を置くことを定め、理事会及び評議員会は私立学校法及び「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、適切に運営されている。
- ●「学校法人九州文化学園 就業規則」第3条及び「長崎国際大学 就業規則」第3条において、教職員は学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに、その公共的使命を認識し、この規則及び諸規定を遵守し、自己の職責を全うすることを定めている。「学校法人九州文化学園 行動規範」により組織や役員・教職員が守らなければならない倫理的な判断基準・行動規範をより明確にして、周知共有するなど組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ●使命・目的の実現のため、法人の最高意思決定機関である理事会と、諮問機関である 評議員会において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。
- ●学校教育法第93条第2項第1号~第3号に定める事項については、学長が決定を行うに当たり意見を述べるため、全学教授会、学部教授会、研究科教授会を原則として毎月開催し、審議を行っている。また、各教授会では、学長及び学部長・研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べている。
- ●法人側(理事長、法人本部長、法人事務局長)と大学側(学長、副学長、学部長・研究科長、事務局長、事務局次長)の役員・執行部による運営会議を設置し、原則として毎月開催し、「長崎国際大学運営会議規則」に則って、①学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃に関する事項②本学の組織、運営の基本方針に関する事項③全学的な教育目標、計画の策定に関する事項④本学の予算に関する事項⑤教員の人事に関する事項⑥その他、学長が必要と認める事項ーについて審議し、法人と大学の円滑な意思疎通を行っている。このように理事会、運営会議、各教授会において、使命・目的の実現に向けた継続的努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ●環境への配慮については、デマンドコントローラーの導入、照明の適宜 LED 化による 電力消費の抑制、下水処理水の再利用システム(中水利用)を導入した水資源の有効 利用と閉鎖性海域である大村湾の環境保全、「長崎国際大学 廃棄物管理及び処理規程」 に基づく薬品類及び科学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理・環境分析等、 適切に行っている。
- ●全学教授会や一部の学部教授会、委員会等においては会議資料のペーパーレスを実現 し、紙資源の節約にも努めている。
- ●人権への配慮に関して、ハラスメントについては、「長崎国際大学 ハラスメントの防止及び対応に関する規程」「長崎国際大学 ハラスメント対策委員会規程」「長崎国際大学 ハラスメント防止ガイドライン」「長崎国際大学 ハラスメント外部諮問員内規」を整備し、適切に運用している。平成 28(2016)年5月には「大学におけるハラスメント最新の取り組み〜学生に対する配慮ある対応とは〜」と題して九州大学より外部講師を招いて FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)を開催し、教職員のハラスメント防止に対する啓発を行った。平成 29(2017)年5月には「大学におけるハラスメントの実際と対応について〜学生とよりよい関係を築くために〜」と題して大分大学より外部講師を招き開催、平成 30(2018)年5月には「大学におけるハラスメントの多様化とその対応について」と題して九州大学より外部講師を招いて FD・SD を開催し、教職員のハラスメント防止に対する啓発を行った。
- ハラスメントについて学生、教職員へ更なる周知のため「STOP harassment ハラスメントのない大学にするために」と題した冊子を配布し、ハラスメントとは何か、また、ハラスメントの具体的な事例やハラスメントにあった際の対応策等を記載し配布・説明している。
- リーフレットには、相談箱の受付場所を 2 か所明記し周知するとともに、教職員のハラスメント相談員名簿を提示している。また、相手に対して、はっきり意思表示できるよう学生・教職員へ「STOP ハラスメント」カードを配布した。
- ●個人情報については、「学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規則」「長崎国際大学 個人情報保護規程」を整備し、個人情報の収集、利用、情報記録の開示、保存等について適切に取扱い運用している。
- 例えば、本学では毎年、専任教員に「教員個人調書」の提出を求めているが、その際の依頼文に「本調査により収集した個人情報等は、文部科学省等の関連省庁提出の根拠資料、学内の教員資格審査委員会の基礎資料、情報公開が義務化された事項の集約等、学務上必要と認められた場合の他、法令で定められた要件以外の目的で、当該教員の許可なく他の用途に供するものではありません。」等と、個人情報を集める目的と目的外使用をしないこと等を明記して対応している。
- ●新入生から収集する学生カード等は、あらかじめ定められた目的を達成するために必要な限度内とするとともに、個人情報は定められた目的以外に利用しない旨を明記しており、「長崎国際大学 個人情報保護規定」に則って対応するとともに適正に管理している。
- ●公益通報については、「学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則」「長崎

長崎国際大学

国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」内部通報に関する要領(公益通報者の保護に係る通報のフロー図)を整備し、適切に運用している。平成 29(2017)年 7 月には「平成 29 年度長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修」と題して公認会計士を外部講師に招いて FD・SD を開催し、教職員の公的研究費の不正使用防止に対する啓発を行った。

- 男女共同参画については、「長崎国際大学 男女共同参画推進委員会規程」を整備し、 適切に運用している。平成 30(2018)年 7 月には「男女共同参画推進セミナー〜先端企 業の取組から学ぶ〜」と題して、先端的な取組みを行っている企業から外部講師を招 いてセミナーを開催し、教職員の男女共同参画に対する啓発を行った。
- ●障がい者に対する配慮については、「長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」「長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応概要図」「苦情申立てに対する体制及び手順」を整備して大学ホームページ上にも掲載して内外に周知し、また「学生サポートブック」「修学上の配慮が必要な学生に関する情報提供シート」を作成して全教職員へ配布するなど、適切に行っている。
- ●平成 28(2016)年度より大学キャンパス内を全面禁煙とし、学生及び教職員の健康増進と受動喫煙の防止に努めている。学生委員会と学生会が主催して、学生・教職員のタバコポイ捨て撲滅運動を 1 か月間実施したり、禁煙の幟を掲げたり、ポスター掲示を行うなど学内美化と喫煙の防止に努めている。
- ●安全への配慮については、本学校舎は全て開学した平成 12(2000)年の直前又は以降に 建築されており、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法による新耐震基準に適合し ている。
- ●また、点字ブロックやエレベータ、車椅子に対応したスロープ・トイレ・駐車場、屋根付き駐車場、多目的トイレ(一部は温水シャワー付き)を整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っており、身体に障がいを持つ人に配慮した整備を進めてきている。
- ●学内 8 か所への AED 設置、熱中症対策講習や交通安全教室を開催するなど安全対策を行っている。毎年度 1 年次生を対象に AED 講習会を佐世保市消防局東消防署の協力のもと開催している。また、運動系の学生を中心とした熱中症対策講習会や年 2 回自動車やバイク、自転車で通学している学生や留学生を中心に長崎県警本部・早岐警察署、ヒューマン自動車学校の協力のもと交通安全教室を開催している。
- ●安全・衛生及び危機管理に関しては、「長崎国際大学 就業規則」第6章、「長崎国際大学 安全衛生管理規程」「長崎国際大学 安全衛生委員会規程」「長崎国際大学 防火・防災管理規程」「長崎国際大学 危機管理規程」「長崎国際大学 危機管理委員会規程」「長崎国際大学 毒劇物管理規程」「長崎国際大学 放射線障害予防規程」「長崎国際大学 放射線障害予防表員会規程」「長崎国際大学 安全保障輸出管理規程」を整備し、適切に運用している。
- ●危機管理への対応については、消防計画、危機管理基本マニュアル、学生の自殺(企図・未遂)に関する対応マニュアルの整備、また、消火訓練・避難訓練、防災訓練の

実施、日常監視カメラの設置、さす又の配備、弾道ミサイル発射に伴い J アラートが 鳴動した場合の対応等を行うなど、適切に行っている。

5-2 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
 - (1) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- ●理事会は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第16条で「この法人に理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「学校法人九州文化学園 理事会規則」第8条において審議・決定事項を定めて開催されており、事業計画及び予算・決算の承認、学則(教育課程を記載した別表を含む。)をはじめとした諸規則の審議・決定、学長、副学長、学部長、大学院研究科長の選任等、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。
- ●「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 3 章の条項に則り、役員及び理事会を定め、 適切に選任し組織されている。理事の選任については、長崎国際大学学長、長崎短期 大学学長を職指定理事と定め、3 号理事は評議員のうちから評議員会において選任し た者、4 号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ銀行頭取や取締 役等から選任し、外部からの幅広い意見を取入れながら、中期計画に沿った事業計画 の確実な執行等、理事会の運営は適切に行われている。
- 理事のうち「学校法人九州文化学園 寄附行為」の定めるところにより、理事長を一人 選任することとしている。
- 平成 29(2017)年度において理事会は 7 回開催されており、理事の出席率は 100%(委任状出席を含む。)となっている。また、やむを得ず委任状出席の理事取扱いにおいては、委任状により議案の賛否、意見の確認を確実に行うなど欠席時の委任状は適切に行われている。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
 - (1) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- ●本学においては、学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として運営会議が開催されており、構成メンバーに法人本部責任者(法人本部長、法人事務局長)を加え、法人全体の経営方針との整合性を図っている。また、各学部長・研究科長も同会議の構成メンバーであり、学部・研究科間の調整機能も担うなど、法人及び部門間のコミュニケーションによる意思決定を円滑に行っている。
- ●「学校法人九州文化学園 寄附行為」第 11 条により、理事長は、この法人を代表し、 その業務を総理すること、また同第 16 条第 7 項において、理事会に議長を置き、理事 長をもって充てること、さらに、同第 21 条において、理事長が、あらかじめ評議員会 の意見を聞かなければならないことが明記されている。加えて、「学校法人九州文化学

園 就業規則」第4条、「長崎国際大学 就業規則」第4条において、教職員の採用、異動、休職、復職、退職及び解雇に関する人事は、理事長が行うことが明記されており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

- ●理事長は、評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園 寄附行為」の変更等について、評議員会に議案を提出し意見を聴く。また、評議員会に対し決算報告をし、意見を求めることを行うほか、学校法人内部の事務を総括しており、学校法人としての意思決定がより機動的に行えるようにしている。
- ●年度事業計画策定作業マニュアルの「1.事業計画策定の目的」の中で、「年度事業計画の策定に当たって、各学部学科、各課等の責任者は、理事長示達を始めとする各種方針、中期計画、前年度の事業計画、中間報告などを再度確認、熟知の上、科・課内にも周知し、部署間とも協調・協働しながら、PDCAを意識して適切に検討する必要がある」ことを明記しており、教職員の提案等をくみ上げる仕組みが整備され、年度の事業計画が策定されている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ●理事会は法人経営における意思決定の最高機関として「学校法人九州文化学園 理事会 規則」に則り開催され、事業計画及び予算・決算の承認、学則等諸規則の審議・決定 は適正に行われており、大学と理事会の相互チェックによるガバナンス機能は十分発 揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は「学校法人九州文化学園 寄附行為」 第3章役員及び理事会に定める事項に則り、適切に選任し組織されている。
- ●本学の予算策定等の重要案件については、理事会の前に、法人及び大学の幹部が構成 員となっている運営会議において審議し、最終意思決定機関である理事会で審議・決 定を行っており、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックが行われている。
- ●法人においては、大学、高校など各事業体間の経営調整の場として、月例で事務局長会を開催しており、法人全体の経営方針の周知と各部門経営の調整の円滑化を図っている。
- ●法人事務局財務課及び各事業体の会計担当者は、原則月に 1 回、予算の執行状況や財務上の諸問題について情報交換を行っている。議事録を作成し、共有化を図っている。
- 大学内においては、事務局長若しくは代務者等が、各委員会に構成メンバーとして参画し、また、全学教授会に各課責任者等が陪席することで、教学運営状況を確認し、相互チェックの体制を整備している。
- 監事の選任に関しては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」第7条において理事会で 選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任することを規定し、 適切に運用している。
- ●監事は2人で、平成29(2017)年度の理事会への出席率は93%(延べ14回中13回出席)、 評議員会への出席率は93%(延べ14回中13回出席)となっている。
- ●監事は、非常勤 2 人で構成されており、うち 1 人は毎週 1 日勤務している。業務としては、監査計画表を策定し、計画に沿って業務等の監査を行うとともに、理事会・評議員会への出席や監査法人による会計監査に同席するなど職務を全うしている。また、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。

- ●評議員会及び評議員に関する事項は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第4章において規定し、適切に運営している。また、評議員の選任は「学校法人九州文化学園 寄附行為」第23条の定めに基づき適切に行っている。
- ●評議員は19人で、常勤9人、非常勤10人(学校法人設置校の卒業生6人、学識経験者4人)で構成されている。平成29(2017)年度において、評議員会は7回開催しており、適正に運営されている。評議員の実質出席率は90%(議決権代理公使委任状の提出を含む場合の出席率は100%)となっている。
- ●学校法人九州文化学園においては、「学校法人九州文化学園 寄附行為」及び「学校法人九州文化学園 理事会規則」に則り、理事会及び諮問機関として評議員会を組織している。評議員会は、予算・事業計画等の事項について適切に運営されている。

5-4 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
 - (1) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ●本学は、平成 27(2015)年 9 月 25 日開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~平成 32 年度 5 か年)による財務上の数値を目標としている。平成 29(2017)年度はその中期計画に基づき財務運営を行ってきた結果、財務上の数値目標を達成した。また、法人全体の目標である「事業活動収支計算書(基本金組入後)当年度収支差額の黒字化」「安定して展開できる運転資金の確保」「適正な返済執行による有利子負債の圧縮」を達成し、中長期的な計画に基づく適切な財務運営がなされている。
- 平成 29(2017)年度法人全体の基本金組入前当年度収支差額は 597 百万円となり、単年度における事業活動全体の収支差額が確保され、基本金を組入れた後の当年度収支差額の均衡を図ることができた。
- ●本法人は学校法人九州文化学園中期計画を達成するために、各部門の事務局長による 会議を毎月開催し、各部門の財務計画の月次数値目標管理を徹底することで法人全体 の中期計画における財務上の数値目標の達成を図るなど適切な財務運営がなされてい る。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

●本法人は、平成 27(2015)年 9 月に学校法人九州文化学園経営改善計画(平成 28 年度 ~平成 32 年度 5 か年)を策定し、その計画に基づく適切な予算執行に努めてきた結果、平成 24(2012)年度決算以降、基本組入前当年度収支差額は収支均衡状態を継続しており、平成 29(2017)年度は法人全体で基本金組入前当年度収支差額は 597 百万円を確保し、事業活動収支差額比率 10.1%、経常収支差額比率 9.1%(大学単独では基本金組入前当年度収支差額 508 百万円、経常収支差額比率 12.6%)となり、経常的な収支バランスはとれており、安定した財務基盤の確立がなされている。 また、平成 29(2017)年度法人全体の主要な指標として純資産構成比率 80.6%、人件費率 51.4%、

長崎国際大学

流動比率 156.6%、総負債比率 19.4%、負債比率 24.1%、教育活動収支差額比率 9.2%、教育活動資金収支差額比率 16.2%となり、使命・目的及び教育目的の達成のため、事業活動や教育活動の収入と支出のバランスは保たれており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。

- ●本法人における事業活動支出に対する教育研究経費の割合は平成 29(2017)年度決算数値で 31.7%、平成 30(2018)年度当初予算案では 31.2%と若干低下しているが、大学単独では平成 29(2017)年度決算数値で 36.7%に対し、平成 30(2018)年度決算では 36.8%となっており、若干改善している。今後とも法人全体の教育研究経費については、積極的に投資し、教育研究条件の充実向上を図っていく。
- 資産運用については、「学校法人九州文化学園 資金運用規則」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。資産運用状況については年度当初の理事会に報告することを義務付けている。
- 平成 29(2017)年度外部資金の導入ついては、使命・目的及び教育目的の達成に努め、 私立大学等経常費補助金の拡充、特別補助項目に対する要件整備や課題検討の結果、 私立大学改革総合支援事業 5 タイプが採択(平成 29(2017)年度実績 88,500 千円)されるなど、前年度より 55 百万円増加した。さらに、私立大学教育研究活性化設備整備事業にも採択され、26 百万円の助成を受けた。また、競争的資金においては、長崎大学を代表校する「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)助成期間:平成 27(2015)年度~平成 31(2019)年度」の採択を受けた。(平成 29(2017)年度実績 5,760千円)平成 29(2017)年度研究費外部資金については、科学研究費、受託事業等教員の研究活動の促進に努めた結果、合計 46 件 58,173 千円獲得した。

5-5 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ●本学では、理事長による予算編成方針並びに統括責任者である法人事務局長による事業計画及び予算策定示達に基づき、予算編成スケジュールに沿って予算原案を作成する。立案された予算原案は運営会議の承認を経て予算案として具体化され評議員会に諮問し、理事会で議決している。
- 予算編成については、学校法人九州文化学園中期計画(平成 28 年度~32 年度 5 か年)及び当該年度の事業計画を踏まえ、各部各学科や事務局各課との協議・調整を行い、運営会議で審議し、法人事務局財務課を経て法人事務局長へ提出する。法人事務局では法人全体の事業計画及び予算案を十分勘案し、優先度による予算書の具体案を決定する。
- 予算執行においては、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園 経理規則」「学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領」等の関係 規定に基づく会計処理を適正に実施している。予算の管理については、Web 予算管理 システムによる運用を行っている。また、予算の執行事務については全教職員に対し

長崎国際大学

毎年度予算執行のための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理の安定化を図っている。

- 法人事務局が主催する学校法人九州文化学園事務局長会を毎月開催し、月次の予算執行進捗状況や各部門の事業計画の進捗状況及び学園全体の情報交換等を行い、目標管理と情報の共有化を図り、財務基盤の安定化に努めている。
- 法人事務局財務課が主催する原則月1回開催される会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化がなされている。
- 決算見込み額が予算額と著しくかい離が生じる科目については、その原因を分析・把握した上で、補正予算を編成している。
- 決算手続きについては、評議員会に諮問し、理事会で議決している。
- 会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、理事会で 審議議決後評議員会に諮問している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ●本法人は監査法人による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を受けている。 監査法人による会計監査は、平成 29(2017)年度は延べ 83 日行われており、会計帳簿 類及び決算書類等による監査が厳正に行われている。一方、監事による監査は会計帳 簿書類を閲覧・照合による財産状況を監査する会計監査と各部門における事業計画の 進捗状況や職員面接実施による業務執行上の課題抽出による業務監査を実施している。 監査結果については、原則として年4回開催される理事会及び評議員会に出席して報 告を行っている。
- 監事は監査法人との意見交換や内部監査における連携を行うことにより、実効性ある 三様監査に努めており、会計監査の体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6 内部質保証

- 6-1 内部質保証の組織体制
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
 - (1) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
- 本学では、平成 30(2018)年 2 月に「長崎国際大学 内部質保証の基本方針」を定めその方針に従い、継続的な改善活動の循環プロセスを構築している。
- 内部質保証とは、「高等教育機関が自らの責任で、自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによってその質を自ら保証することを指す」(公益財団法人日本高等教育評価機構「受審の手引き」評価に関する用語集より)とされている。本学においては、この内部質保証の推進のために、「長崎国際大学内部質保証の基本方針」として以下の6項目を定め、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進している。
 - ①自己点検・評価を基にした改革・改善による内部質保証
 - ②内部質保証の責任と役割
 - ③計画と評価を連動させた内部質保証
 - ④機関別認証評価や薬学教育評価等の第三者評価による内部質保証の実質化
 - ⑤教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表
 - ⑥内部質保証システムの検証
- 内部質保証のための組織としては、大学全体として自己点検・評価委員会が中心となり、大学及び学部等の点検・評価を推進しており、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証を実現している。
- 内部質保証の責任体制としては、「長崎国際大学 内部質保証の基本方針」に明示しているように、全学的な内部質保証は、学長の責任のもと、大学執行部と全ての構成員が連携・協力して推進する。学部・研究科、その他部局の内部質保証は、自己点検・評価委員会の計画により、当該構成員の責任に基づいて行い、組織的には運営責任を負う組織が主体となり、内部質保証を推進することとしている。具体的には、学部であれば、学部長の責任のもと、学部で内部質保証を推進する。
- 自己点検・評価委員会は、内部質保証の改善・充実のために、定期的(2年に1度) に自己点検・評価を計画・実施し内部質保証の検証を行う。「自己点検・評価報告書」 を刊行し、改革・改善、計画につなげる役割を担っている。
- 自己点検・評価委員会は、委員長を職指定の学長として、学長の責任において、「長崎 国際大学における点検及び評価に関する規程」に基づき、適切に PDCA サイクルを実 行するため、2 年に一度の周期で総括的な自己点検・評価を行い、恒常的に点検・評 価を実施している。
- 大学、学生及びステークホルダー等の現状や要望の把握は、IR センターにおいて行い、 自己点検・評価委員会等へ報告している。IR センターは、①評価及びマネジメントに 資する基礎情報の調査・収集・分析に関する事項②自己点検・評価活動への支援に関 する事項③教員の教育力向上の支援及び推進に関する事項―等を所掌し、センター長 には、自己点検・評価委員会副委員長である副学長を持って充て、自己点検・評価委

員会との連携を図っている。

- 事務組織として大学評価・IR 室を置き、自己点検・評価、IR に関する事項を所掌している。具体的には、学生による授業アンケート、在学生調査、卒業生調査等の各種調査により、大学や学生、ステークホルダーの現状等を調査し現状把握を実施している。
- このように大学の現状を自己点検・評価委員会、IR センター会議が把握し、改善に向けた支援が実施されるように、各学部等に現状を報告し、PDCA サイクルの循環を促し、内部質保証の改善・充実のための実施体制を組織している。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 (1) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に基づいて、適切に PDCA サイクルを実行するため、2 年に一度のサイクルで総括的な自己点検・評価を行い、恒常的に実施し、その結果を「長崎国際大学 自己点検・評価報告書」として印刷刊行し公表している。また、大学ホームページで公開するとともに、教職員、学生にはポートフォリオシステムである manaba に掲載し結果を共有している。
- 内部質保証の為の自己点検・評価は、大学設置基準等の関係法令及び公益財団法人日本高等教育評価機構で設定されている基準を活用し、大学の研究教育から財務を含む管理運営まで網羅している。
- ●毎月定例で開催される運営会議において教学事項以外にも、人事、財務、入試募集や 就職等に関しても適宜報告等がなされ、特に入試・募集の状況は逐次報告され法人と も共有し、必要に応じてその対応等についても協議しPDCAを循環させている。
- 事務局では毎週責任者連絡会として、理事長、学長と事務局長及び各課長等(総務課、教務課、学生課、会計課、入試募集センター、地域連携室、キャリアセンター、図書課、留学生支援センター、薬学事務室、保健室、大学評価・IR 室等)が構成員として現状の報告、課題等を確認するとともに、事業等の実施状況について報告され、その内容に関して理事長、学長、事務局長からの意見が述べられ、改善・充実が必要な事項については、それぞれ検討するとともに、各部局や各委員会等へ提起しPDCAを日常的に循環させている。
- ●保証すべき教育の質に関して、授業改善として学生による授業アンケートを以下のように実施している。
 - ①前・後期に、学生による授業アンケートを実施し、ハイブリッド授業アンケートシステム(Webシステム)において教員個人ごとに集計・分析を行う。システムの機能としては、経年での比較、科目、学科、学部、学年等で集計、さらに、設問ごとの単集計だけでなく、設問を組合わせたクロス集計も自由にできる。自由記述に関してはテキストマイニング集計により、カテゴリー別に肯定、否定、中立、改善要望の意見が分析され、学生の自由記述をデータ化して検証することができる。

- ②教員はこのシステムを活用して、授業アンケートの結果の分析結果を検証し、授業に対する自己点検・評価をハイブリッド授業アンケートシステムを用いて行うことになっている。それらを「長崎国際大学 学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書(アクションプランシート)」としてとりまとめることで、改善向上策を明確にし点検及び評価を適切に行っている。
- ③学生に対しては、授業アンケートの結果は自由記述も含めて、平成 25(2013)年度より、本学教職員と学生のためのポートフォリオシステムである manaba 上で公開しており、学生にフィードバックするとともに授業改善に役立てている。
- ●授業アンケートの評価結果の高い授業に関しては、授業公開を依頼するとともに、ベストティーチャー賞として表彰している。また、授業アンケートの評価結果の低い授業に関しては、各学部長の判断により、学部長面談(学科長、自己点検評価委員陪席)を実施し、課題等を確認して改善を求めている。また、面談の状況は自己点検・評価委員会に報告している。さらに、授業は学生からの評価だけでなく、すべての専任教員を対象に順次授業公開を実施し、教員は互いに参観し終了後意見交換会を開催し改善に資するようにしている。
- 毎年度教員の諸活動の自己点検・評価として、①教育活動 ②研究活動 ③大学運営活動 ④社会活動 ⑤国際交流活動 ⑥受賞等 ⑦活動全般についての自己点検・評価ーの 7 つの項目について、自己点検・評価を全専任教員を対象に実施し、報告書を取りまとめている。報告書は、全教員に公開されるとともに、人事考課の参考資料とされ、昇任昇格等の資料としている。平成 30(2018)年度から、この項目に教育理念が追加され8項目となった。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 授業アンケートの機関としての点検は、自己点検・評価委員会で全体集計、学部・学科集計、授業形態別集計等を検討し、その評価・改善策等を、教授会で報告するとともに、「長崎国際大学 学生による授業アンケートに対する 自己点検・評価報告書」に全体集計として掲載し公表している。
- 在学生調査として、大学 IR コンソーシアムに加盟し、在学生調査として一年生調査、 上級生調査を毎年実施している。調査項目は、入学前の学習経験、授業経験、学修行 動、受講態度、正課内外の活動時間、知識・能力の獲得状況、英語運用能力のレベル、 大学生活大学教育に対する満足度等である。
- 一年生調査は1年次生を対象に、上級生調査は2~6年次生までを対象とし、全学生に対して調査している。この調査は、加盟大学の同一分野での比較等により相互比較により本学の現状を確認している。また、この調査は、平成27(2015)年より実施しているため、現状では3年間の経年変化を確認することにより、教育改善の効果を可視化することにもつながっている。
- 卒業生調査として、卒業時に在学期間の振り返りと満足度の調査を実施している。また、卒業生調査として、平成 30(2018)年度はキャリアセンターと協力して、卒業後 1 年目の卒業生調査を実施した。
- 在学生の状況は、必要に応じて学生の属性(性別・出身県、高校等)や成績データと

長崎国際大学

結合させ分析するとともに、各種アンケートの結果とも結合させている。収集したデータは、IR センター会議において分析協議するとともに、結果に関しては必要に応じて全教職員で共有し在学生の状況を共有している。

6-3 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組 みの確立とその機能性
 - (1) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組 みの確立とその機能性
- 自己点検・評価委員会及び IR センターが主体となって実施している授業アンケート、 在学生アンケート、卒業生アンケート等に関しては、自己点検・評価委員会及び IR センターでアンケート結果を分析した後、対応すべき課題を抽出し、該当部局に検討 を依頼している。その後、該当部局より検討結果のフィードバックを受けるようにし ており、PDCA サイクルが機能する仕組みを構築している。特に授業アンケートは、 授業改善が目的であり、各学部に依頼して、改善が必要と認められた科目の教員に関 しては、各学部において、学部長面談を実施している。面談には、学科長、自己点検・ 評価委員が陪席し、その内容を共有するとともに、自己点検・評価委員は、委員会に てその内容を報告し確認している。
- 在学生アンケートの結果は、IR センター会議で分析し、各学部へ学修時間の実態等、 具体的結果の検証を依頼し、課題の抽出、改善策を協議し、課題改善の PDCA サイク ルの循環を促している。
- 平成 29(2017)年度より 3 ポリシーを改訂し、それに伴い内部質保証としてディプロマ・ポリシー評価のため、ホスピタリティ・ルーブリックの学生の自己評価、学生の自己評価をもとにした学生との面談状況、100 冊読書の実態等を確認し、3 ポリシーを起点とした内部質保証が実質的に循環するように確認している。
- ホスピタリティ・ルーブリックは、本学がディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティを身に付けた人材育成のために、ホスピタリティを 5 項目 (小項目は 45 分類) に分類定義し、各学年の前・後期に各学生が振返りを行い、その振返りを教員と面談をして確認し、再度評価を見直し最終評価を確定させている。教員は、学生面談により学生の成長と課題を確認し、その内容を面談記録として保存し、次年度の担当教員へ引継ぎ、継続した学生指導とルーブリック指標による成長を確認できるようにしている。

点検・評価における基準担当責任者

全体統括 中島 憲一郎学長 自己点検・評価委員会 委員長 橋本 健夫副学長 自己点検・評価委員会 副委員長

基準1 使命•目的等

基準担当委員 木村 勝彦 自己点検・評価委員会 オブザーバー

岸原 健二 自己点検・評価委員会 委員

点検 運営会議 担当事務 総務課

基準2 学生

基準担当委員 安部 雅隆 自己点検・評価委員会 委員

脇野 幸太郎 自己点検・評価委員会 委員 古賀 貴子 自己点検・評価委員会 委員 岸原 健二 自己点検・評価委員会 委員

就職委員会、学生委員会、CHサポートセンター、

国際交流 留学生支援室

担当事務 入試・募集センター、教務課、学生課、保健室、

キャリアセンター、図書課

基準3 教育課程

点検

基準担当委員 橋本 健夫 自己点検・評価委員会 委員

古賀 貴子 自己点検·評価委員会 委員 矢野 俊明 自己点検·評価委員会 委員

点検 各学部・学科、教務委員会

担当事務 教務課

基準 4 教員・職員

基準担当委員 木村 勝彦 自己点検・評価委員会 オブザーバー

脇野 幸太郎 自己点検・評価委員会 委員

点検 運営会議、自己点検・評価委員会

担当事務総務課、大学評価・IR室、研究倫理委員会

基準5 経営・管理と財務

基準担当委員 綾部 賢一郎 自己点検・評価委員会 委員 矢野 俊明 自己点検・評価委員会 委員

点検 法人本部

担当事務 会計課、総務課

基準 6 内部質保証

基準担当委員 木村 勝彦 自己点検・評価委員会 オブザーバー

安部 雅隆 自己点検・評価委員会 委員

点検 自己点検・評価委員会

担当事務 大学評価・IR 室

※ 所属・職位等は評価・点検時のもの

長崎国際大学 自己点検・評価報告書 2017-2018 年度

長崎国際大学 佐世保市ハウステンボス町 2825-7 TEL 0956-39-2020 令和元年 5 月 1 日 発行